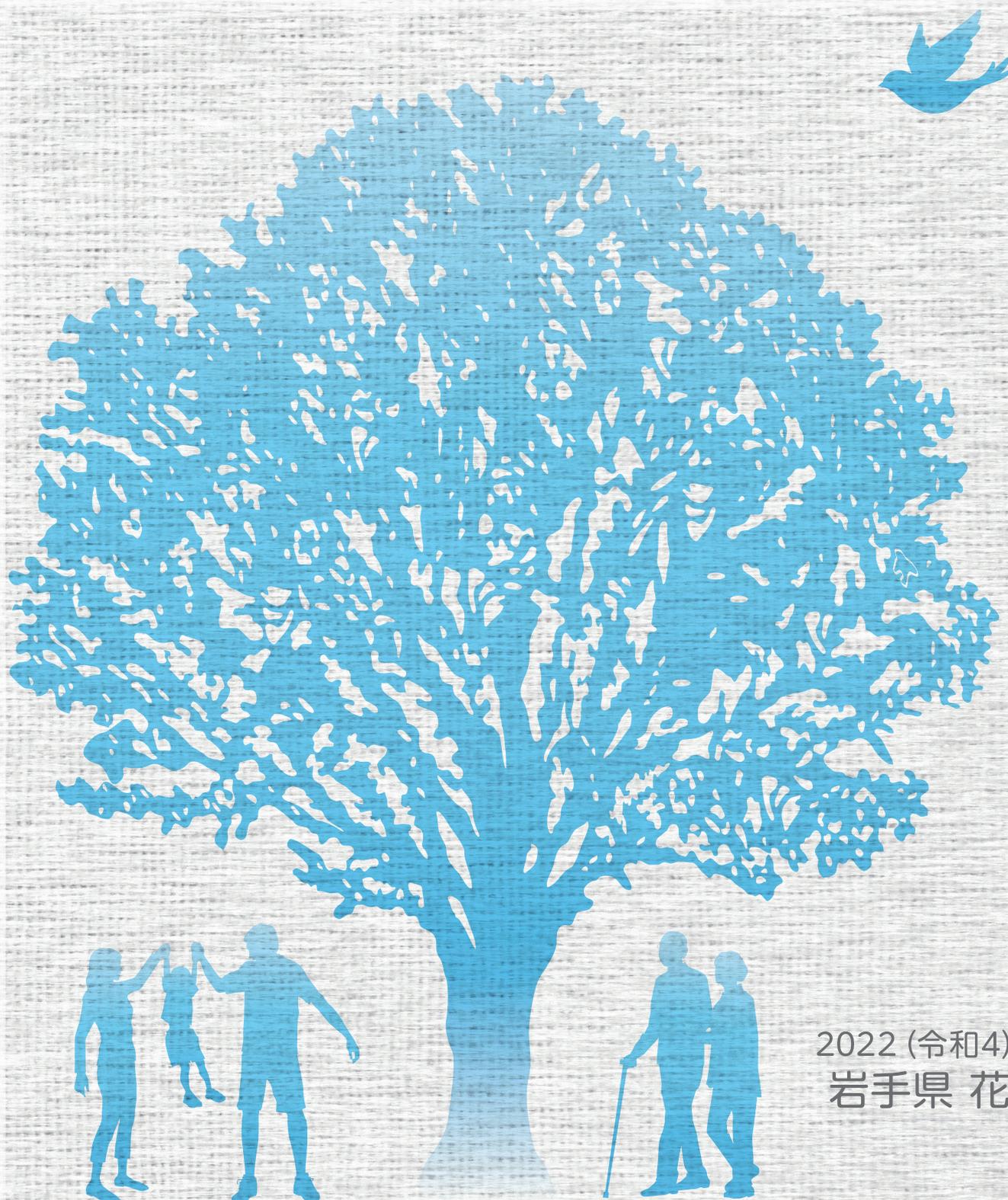


# 花巻市保健福祉総合計画

2022 (令和4) 年度～2031 (令和13) 年度



2022 (令和4) 年9月  
岩手県 花巻市



---

# 目次

---

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>第1章 基本的な考え方</b>            | 1  |
| 1-1 計画策定の趣旨                   | 1  |
| 1-2 計画の位置づけ                   | 1  |
| 1-3 計画期間                      | 2  |
| 1-4 計画策定の取り組み                 | 3  |
| <b>第2章 花巻市の保健福祉が目指す姿</b>      | 5  |
| 2-1 目指す姿                      | 5  |
| 2-2 基本姿勢                      | 5  |
| 2-3 SDGs への対応                 | 6  |
| <b>第3章 花巻市の保健福祉を取り巻く現況と課題</b> | 7  |
| <b>第4章 地域福祉の推進</b>            | 10 |
| 4-1 支え合い・見守りの体制づくりの推進         | 11 |
| 4-2 福祉関係団体との連携による相談支援体制の充実    | 18 |
| 4-3 要支援者への支援                  | 21 |
| 4-4 生活保護の適正な実施                | 31 |
| 4-5 ユニバーサルデザインの推進             | 33 |
| <b>第5章 高齢者福祉の充実</b>           | 34 |
| 5-1 高齢者の社会参加の推進               | 35 |
| 5-2 高齢者の生活支援の充実               | 37 |
| 5-3 高齢者の健康づくりの推進              | 44 |
| 5-4 介護サービスの充実                 | 46 |
| <b>第6章 障がい者福祉の充実</b>          | 49 |
| 6-1 障がい福祉サービスの充実              | 50 |
| 6-2 障がい者の自立した生活の支援            | 54 |
| 6-3 ノーマライゼーションの推進             | 60 |
| <b>第7章 健康づくりの推進</b>           | 63 |
| 7-1 健康づくりの支援                  | 64 |
| 7-2 母子保健の推進                   | 71 |
| 7-3 地域医療の充実                   | 72 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| <b>第 8 章 子育て環境の充実</b> | 73 |
| 8-1 子育て支援の充実          | 74 |
| 8-2 家庭の教育力向上          | 83 |
| 8-3 就学前教育の充実          | 84 |
| <b>第 9 章 計画の推進</b>    | 86 |
| 9-1 成果指標              | 86 |
| 9-2 推進体制              | 87 |
| 9-3 計画の点検・評価の方針       | 87 |
| <b>資 料</b>            | 88 |
| 花巻市保健福祉総合計画策定委員会      | 88 |
| 計画策定の経過               | 91 |

# 第1章 基本的な考え方

## 1-1 計画策定の趣旨

花巻市では、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康・食育、子ども・子育て支援といった市民の保健福祉に係る分野が相互に連携し、効果的な取り組みができるよう2012（平成24）年3月に「花巻市保健福祉総合計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。

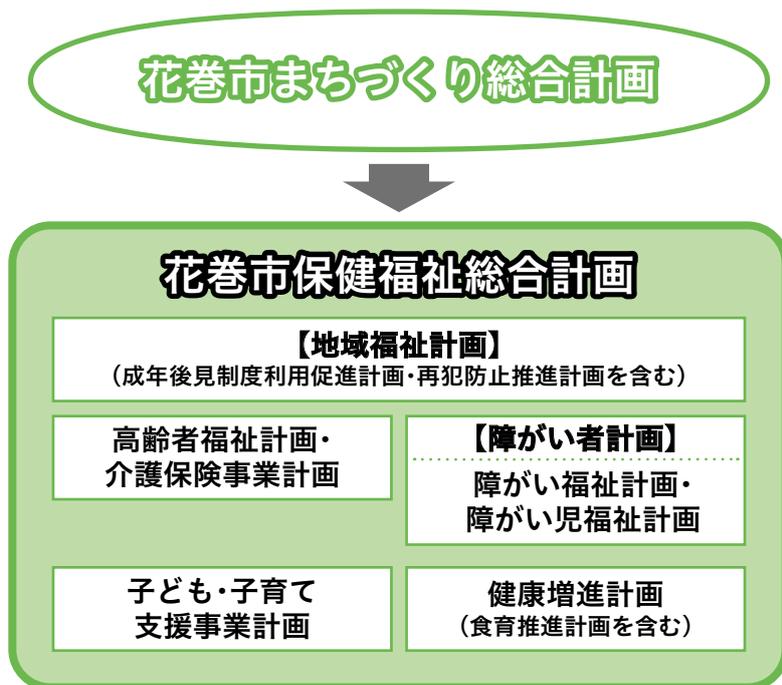
近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、市民の保健福祉に関わる課題は複雑化してきています。それらに的確に対応していくためには、それぞれの分野の連携をさらに強化し、総合的に施策展開を行うことが大変重要となっています。

このようなことから、各分野の個別計画とも整合を図り、保健福祉の総合的な計画として新たな「花巻市保健福祉総合計画」を策定しました。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの指針「花巻市まちづくり総合計画」における基本政策を具体化するために、下記の個別計画を包含するとともに、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」および障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障がい者計画」として位置づけられます。

図1-1 計画の位置づけ



※高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画は、個別計画として策定

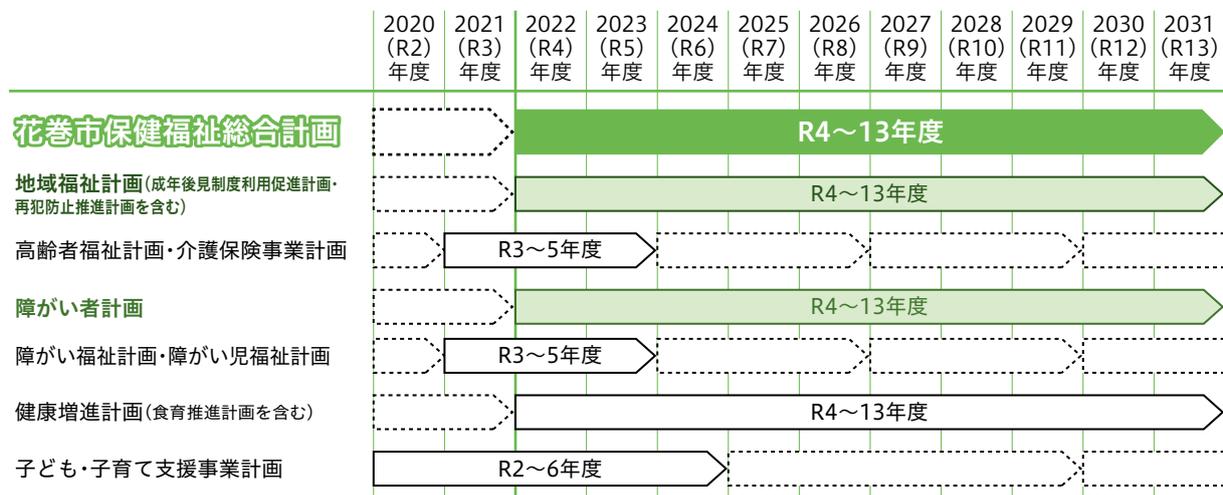
表1-1 本計画が包含する個別計画

| 個別計画  | 法的な根拠   | 本計画における記載        |
|---|---|------------------|
| <b>【地域福祉計画】</b><br><b>「花巻市地域福祉計画」</b><br>(成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画を含む) | 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画<br>成年後見制度利用促進法第14条に基づく市町村の基本的な計画<br>再犯の防止等の推進に関する法律第8条による地方再犯防止推進計画 | 第4章<br>地域福祉の推進   |
| 高齢者福祉計画・介護保険事業計画<br>「花巻市高齢者いきいきプラン」                                 | 老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画<br>介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画                                       | 第5章<br>高齢者福祉の充実  |
| <b>【障がい者計画】</b><br><b>「花巻市障がい者計画」</b>                               | 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画  | 第6章<br>障がい者福祉の充実 |
| 障がい福祉計画・障がい児福祉計画<br>「第6期花巻市障がい福祉計画・第2期花巻市障がい児福祉計画」                  | 障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画<br>児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画                             |                  |
| 健康増進計画<br>「第3次健康はなまき21プラン」<br>(食育推進計画を含む)                           | 健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画<br>食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画                                       | 第7章<br>健康づくりの推進  |
| 子ども・子育て支援事業計画<br>「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」                                 | 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画<br>次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画                            | 第8章<br>子育て環境の充実  |

## 1-3 計画期間

本計画は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間を計画期間とします。なお、保健福祉を取り巻く状況の変化などにより、見直しが必要な場合には、計画期間の終了を待たずに改定を行うものとします。

図1-2 計画期間



## 1-4 計画策定の取り組み

### (1) 策定体制

#### ①花巻市保健福祉総合計画策定委員会

学識経験者、保健福祉関係団体および地域団体の代表者で構成する花巻市保健福祉総合計画策定委員会を設置し、計画内容を協議しました。

### (2) 策定に向けた取り組み

#### ①アンケート調査

本計画が包含する個別計画の策定に当たっては、計画対象者等の意見を把握し、基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました（調査結果の詳細は別冊）。

表1-2 地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画を含む）策定に向けたアンケート調査の実施概要

|        | 地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画を含む）策定に向けたアンケート調査の実施概要 |                              |
|--------|---|------------------------------|
|        | 市民アンケート調査                                 | 地域福祉活動団体・活動者アンケート調査          |
| 調査対象者  | 18歳以上の市民                                  | 地域福祉活動団体<br>民生委員・児童委員        |
| 調査時期   | 2020（令和2）年10月                             | 2021（令和3）年2月<br>2021（令和3）年2月 |
| 調査票配布数 | 2,000                                     | 30<br>246                    |
| 有効回収票数 | 1,045                                     | 23<br>198                    |
| 回収率    | 52.3%                                     | 76.7%<br>80.5%               |

表1-3 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施概要

|        | 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施概要 |  |
|--------|------------------------------------|--|
|        | 在宅介護実態調査                           | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査                         |
| 調査対象者  | 要支援・要介護認定者の家族介護者                   | 65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者 |
| 調査時期   | 2019（令和元）年7月                       | 2020（令和2）年2月                             |
| 調査票配布数 | 1,016                              | 3,036                                    |
| 有効回収票数 | 635                                | 2,123                                    |
| 回収率    | 62.5%                              | 69.9%                                    |

表1-4 障がい者計画策定に向けたアンケート調査の実施概要

|        | 障がい福祉に関するアンケート調査 |                 |
|--------|------------------|-----------------|
| 調査対象者  | 障がい者手帳を所持する障がい者  | 障がい者手帳を所持する障がい児 |
| 調査時期   | 2020（令和2）年8～9月   | 2020（令和2）年8～9月  |
| 調査票配布数 | 2,000            | 171             |
| 有効回収票数 | 941              | 88              |
| 回収率    | 47.1%            | 51.5%           |

※障がい福祉計画および障がい児福祉計画の策定に合わせて実施

表1-5 障がい者福祉施策の評価に向けたアンケート調査の実施概要

|        | 障がい福祉サービス利用アンケート調査                     |  |
|--------|--|--|
| 調査対象者  | 障がい福祉サービス・障がい児通所サービスを利用している障がい者（児）、保護者 |  |
| 調査時期   | 2021（令和3）年5～7月                         |  |
| 調査票配布数 | 994                                    |  |
| 有効回収票数 | 559                                    |  |
| 回収率    | 56.2%                                  |  |

※毎年度実施

表1-6 健康増進計画（食育推進計画を含む）策定に向けたアンケート調査の実施概要

|        | 健康はなまき21プラン最終評価に係る意識調査 |                            |                   |
|--------|------------------------|----------------------------|-------------------|
| 調査対象者  | 19歳以上の市民               | 母子健康手帳を交付した妊婦、乳幼児健診対象児の保護者 | 小学6年生、中学3年生、高校3年生 |
| 調査時期   | 2020（令和2）年9月           | 2020（令和2）年8月～2021（令和3）年1月  | 2020（令和2）年9月      |
| 調査票配布数 | 2,300                  | 1,032                      | 2,476             |
| 有効回収票数 | 1,144                  | 1,030                      | 2,452             |
| 回収率    | 49.7%                  | 99.8%                      | 99.0%             |

表1-7 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の実施概要

|        | 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 |                   |
|--------|--------------------|-------------------|
| 調査対象者  | 就学前児童の保護者          | 就学児童（小学1～4年生）の保護者 |
| 調査時期   | 2019（平成31）年2～3月    | 2019（平成31）年2～3月   |
| 調査票配布数 | 3,173              | 2,547             |
| 有効回収票数 | 2,300              | 2,131             |
| 回収率    | 72.5%              | 83.7%             |

## 第2章

## 花巻市の保健福祉が目指す姿

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料

### 2-1 目指す姿

花巻市の将来都市像“市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く 笑顔の花咲く温か都市 <sup>あつた とし</sup>イーハトーブはなまき”の実現に向けて、保健福祉分野の目指す姿を次のように設定します。

**「誰もが慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、  
安心していきいきと暮らせるまち」**

### 2-2 基本姿勢

目指す姿の実現に向けて、2つの基本姿勢で取り組みます。

#### (1) 地域力の向上

一人ではなかなかできないことでも、みんなで一緒に取り組めばできることがたくさんあります。そのため、各地域のコミュニティ会議等と情報を共有しながら、改めて「結い」の精神や「きずな」による地域での支え合いの大切さを、地域の住民とともに考え、必要な施策の実現を目指します。

子どもの頃から、あらゆる機会を捉えて、他の誰かの役に立つことを喜びと感じられる、「結い」の精神を育てていきます。

※結い・・・主に小さな集落や自治会、町内会の単位で行う住民同士の協力や助け合いの相互扶助制度

#### (2) 「生涯、現役」精神の啓発

たとえ加齢によりいろいろな能力が衰えたとしても、また、障がいがあったとしても、それまで培われた経験や持てる能力を、誰かのために役立てる「生涯、現役」精神を持っていきいきと暮らすことが、真の豊かな生活に結びつきます。

この考え方を、あらゆる機会を捉えて啓発していきます。

## 2-3 SDGs への対応

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

2030（令和12）年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では、2016（平成28）年に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取り組みが不可欠であるとされています。

本計画では、包含する個別計画の施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

図2-1 SDGsの17のゴール



## 第3章

# 花巻市の保健福祉を取り巻く現況と課題

国勢調査によると、本市の総人口は2000（平成12）年以降、減少傾向が続いています。また、総人口に占める年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、いわゆる少子高齢化が進行しています。

また、花巻市人口ビジョンによる将来人口推計においても同様の傾向がみられます。

2022（令和4）年1月1日現在、住民基本台帳の総人口は93,493人、年少人口は10,026人（総人口に占める割合10.7%）、生産年齢人口は51,160人（同54.7%）、高齢者人口は32,307人（同34.6%）という構成となっています。高齢化率は国および県よりも高く推移しています。

総人口が減少傾向にある中、世帯数は微増が続いており、それに伴い一世帯当たりの人数は2.43人と、核家族化の進行がみられます。

- ①核家族化が進むことにより、ひとり暮らしや日中家に一人になる高齢者、障がい者等が増えてきており、地域での見守りや支え合いが必要です。
- ②高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする人も増加すると見込まれることから、高齢者福祉施策の充実とともに、介護予防のため健康で元気な高齢者を増やすことが急務です。
- ③核家族化および高齢化の進行に伴って、障がい者は頼れる親がいなくなった後の生活について不安を感じており、将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していくことが必要です。
- ④核家族化の進行や女性の社会進出により、要保育児童の低年齢化が進み、子育てを地域で支える環境づくりが必要です。
- ⑤少子高齢化の進行や生活様式の多様化に伴い、健康増進の重要性が増大しており、安心していきいきと暮らすためには、みんなで健康づくりに取り組むことが必要です。
- ⑥高齢者や障がいのある人など支援が必要な人を地域全体で支え、対象者の状況に応じて分野を問わず包括的に相談・支援を行う「地域共生社会」の実現を目指す必要性が高まっています。
- ⑦感染症予防のため、新しい生活様式を踏まえた対策が必要になっています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

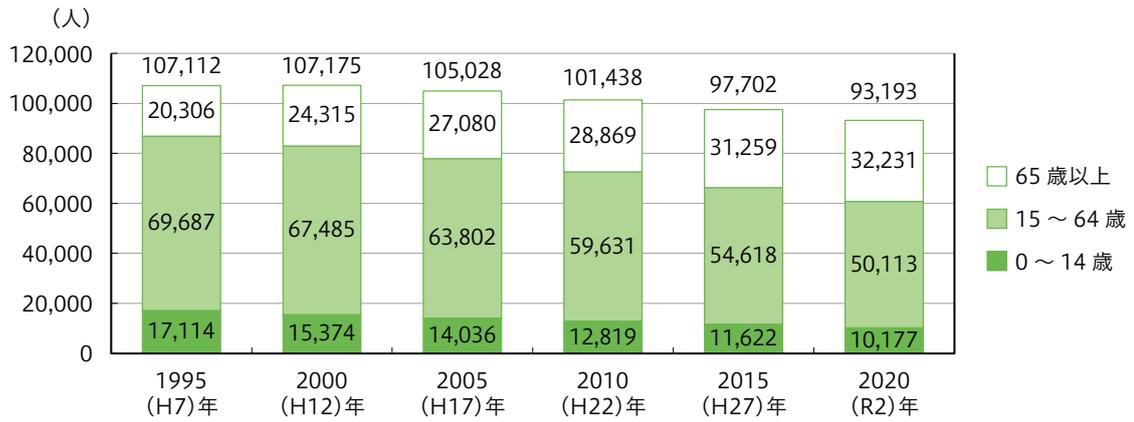
第7章

第8章

第9章

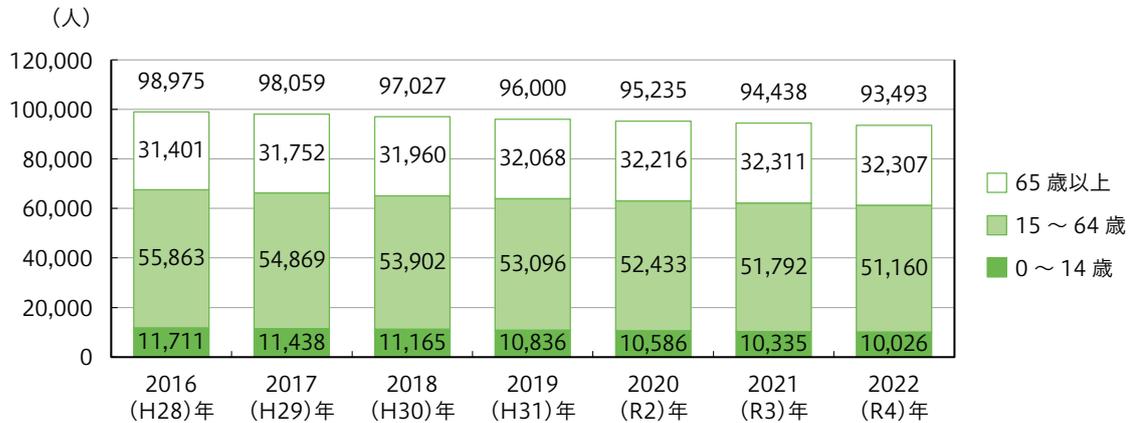
資料

図3-1 人口の推移（国勢調査）



※総人口には年齢不詳を含む

図3-2 人口の推移（住民基本台帳）



※各年1月1日

図3-3 2022（令和4）年1月1日現在の人口ピラミッド（住民基本台帳）

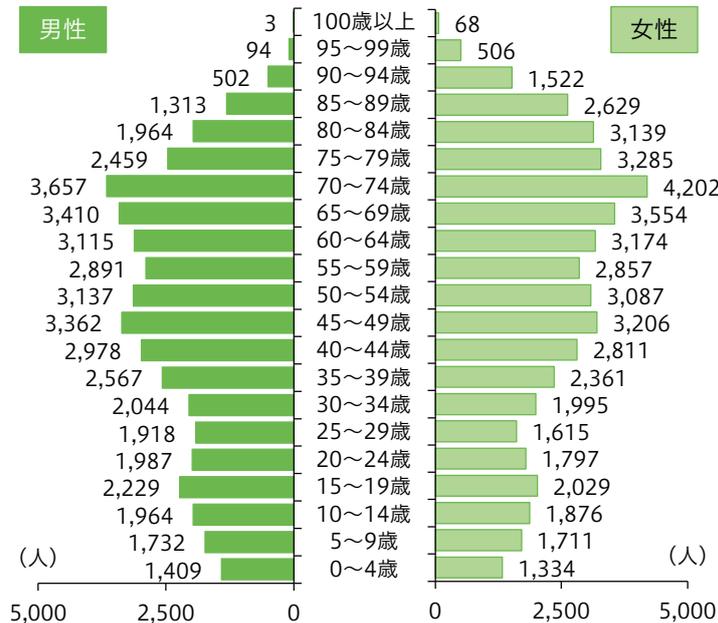


図3-4 高齢化率の推移（住民基本台帳）

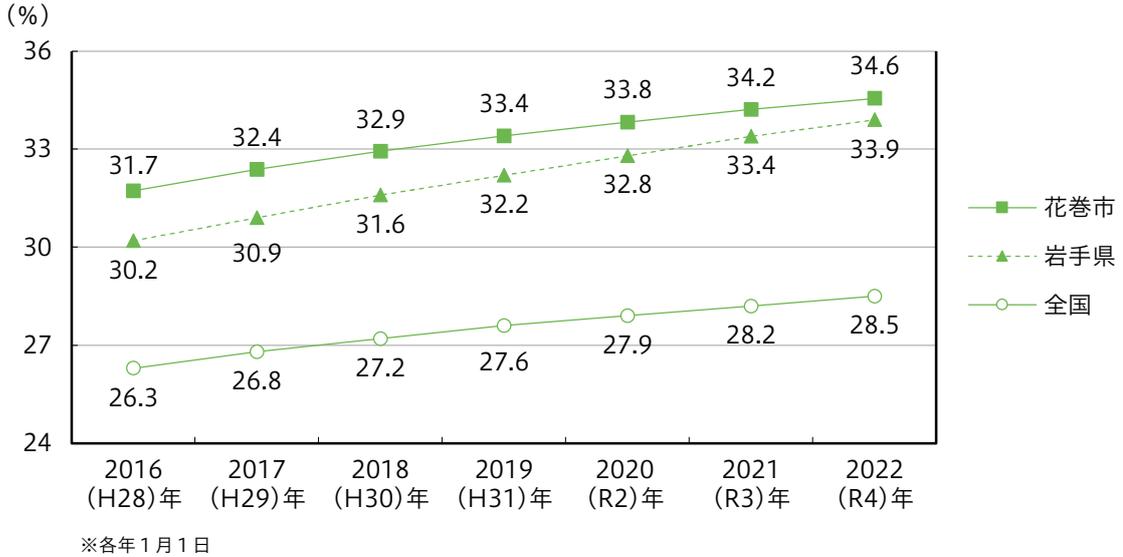


図3-5 世帯数、一世帯当たりの人数の推移（住民基本台帳）

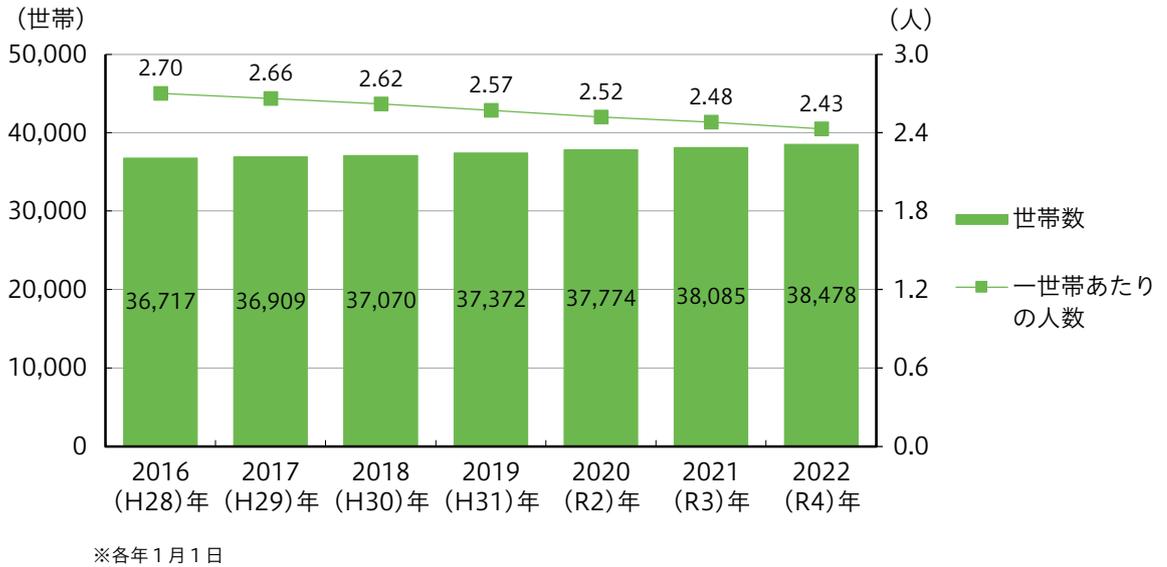


図3-6 花巻市人口ビジョンにおける将来人口

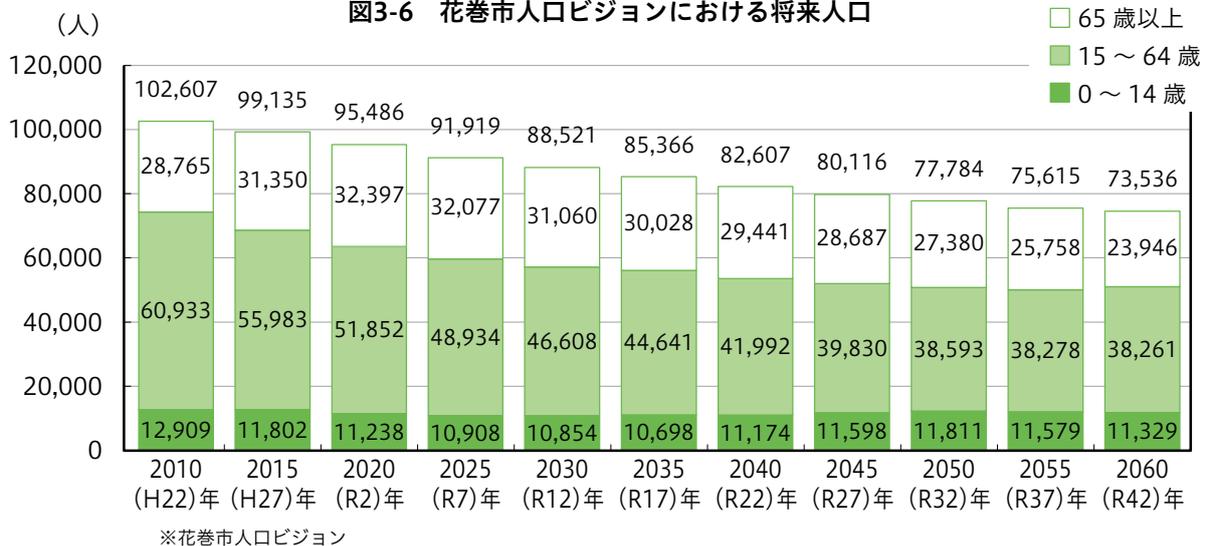
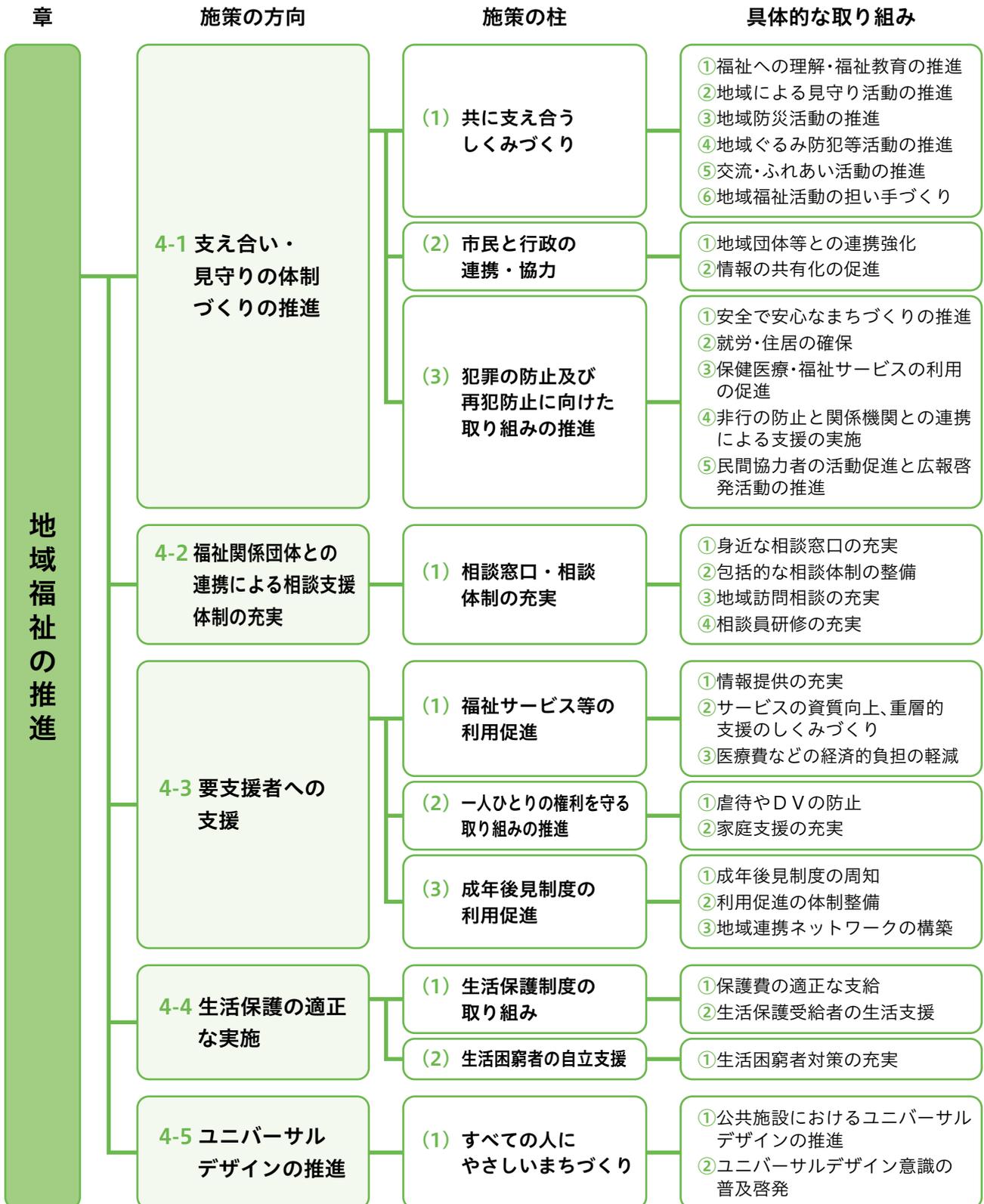


図4-1 施策の体系



## 4-1 支え合い・見守りの体制づくりの推進

### 【現況と課題】

- 核家族化やひとり暮らしの増加、高齢化の進行、財政状況や人材不足等により、自助、公助による支え合いだけでは、地域福祉を支えることが十分ではないことから、市民によるボランティアや地域団体等の担い手による福祉ニーズ解決のための共助のしくみづくりを進めていくことが重要です。
- アンケート調査では、日常生活が不自由になったとき「安否確認や声かけ」「災害時の手助け」などについて、困ったときは近所や地域に手助けしてほしいとのニーズとともに、手助けできるとの回答も多く、助け合いの気持ちをみることができます。
- 地域福祉活動団体による活動について「メンバーやスタッフが不足している」「新しいメンバーの加入が乏しい」といった課題が浮き彫りとなっており、地域福祉を推進する上で大切な役割を担う団体の活動を支援していくことが求められています。
- 市、福祉関係団体およびボランティア団体相互の情報共有をきめ細かく図り、連携・協力を促進させる必要があります。
- アンケート調査では、地域福祉活動団体による活動について「メンバーやスタッフが不足している」「新しいメンバーの加入が乏しい」といった課題が浮き彫りとなっており、地域福祉を推進する上で大切な役割を担う団体の活動を支援していくことが求められています。
- 全国的に犯罪の約5割が「再犯」によるものと言われています。罪を犯してしまった人の中には、高齢者や障がい者など福祉的なサービスの支援が必要な人や生活に困窮している人など、様々な状況があったことが考えられます。
- 出所者等が地域で生活し再犯に陥らないようにするためには、就労等の経済的な問題の解決や福祉サービスの支援など、他業種の連携が必要です。

図4-2 市民アンケート調査（18歳以上の市民）

日常生活が不自由になったとき、ご近所や地域に「手助けしてほしい」、あなたが「手助けできる」と思うこと

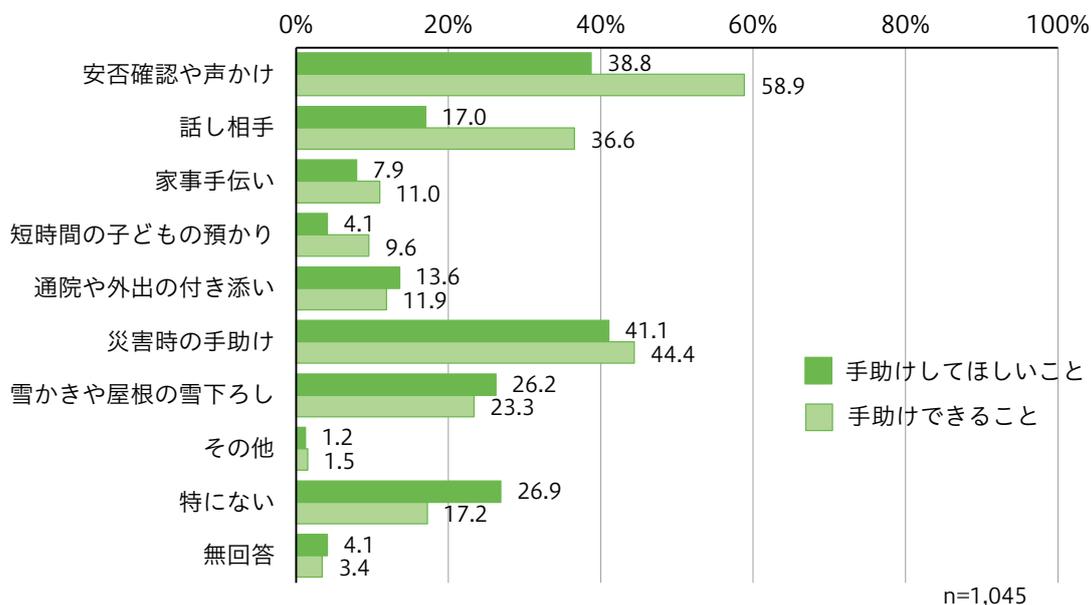


図4-3 市民アンケート調査（18歳以上の市民）

災害時、隣近所に自力で避難できない人（高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など）が出たときの対応について

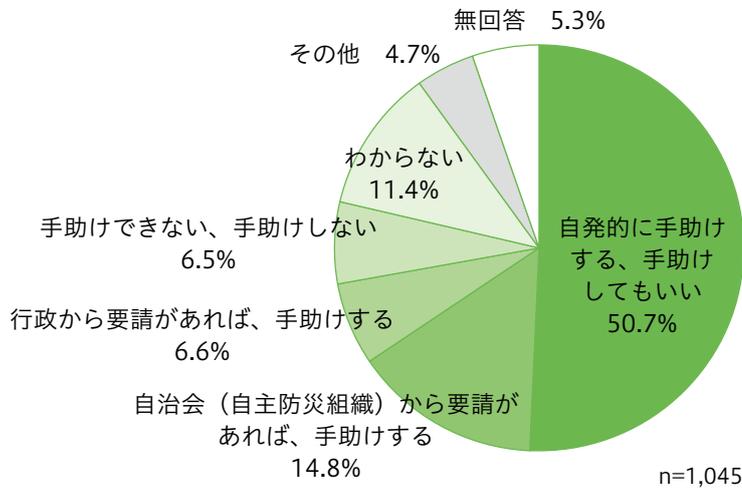


図4-4 地域福祉活動団体・活動者アンケート調査（地域福祉活動団体）

団体が活動する上で困っていること

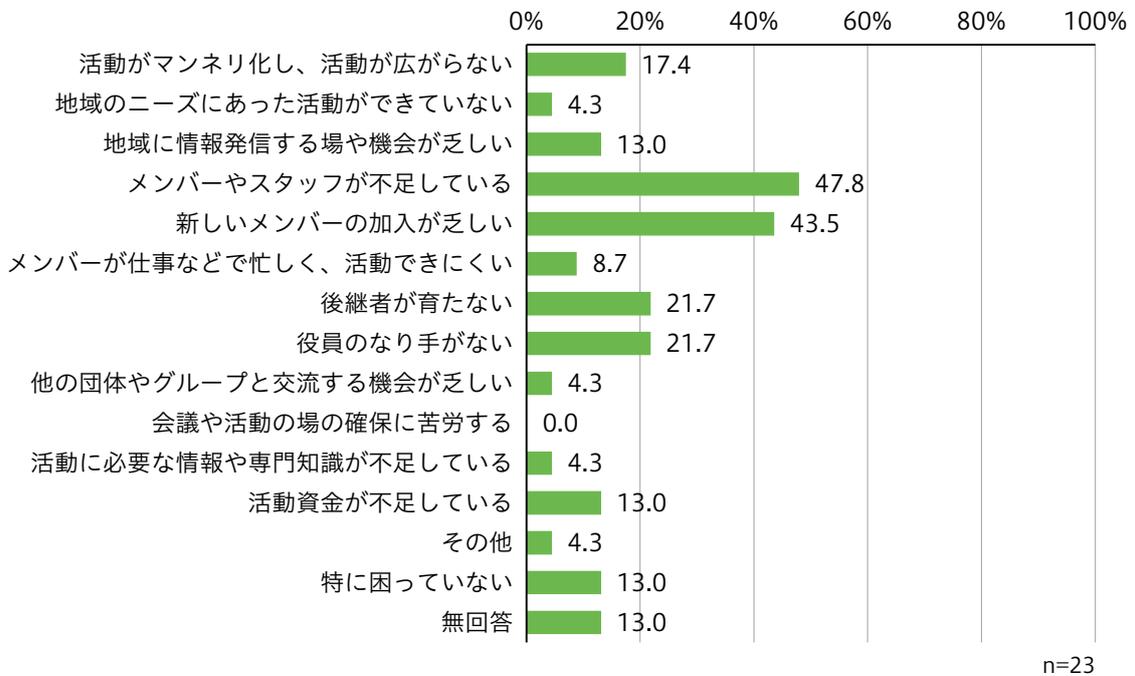


表4-1 岩手県花巻警察署管内 刑法犯検挙人数

(単位：人)

| 罪種別検挙人員<br>(少年を除く) | 総数     | 初犯者・再犯者別 |     | 犯行時の年齢別 (晒歳) |        |        |        |        |       | 有職者 |    |
|--------------------|--------|----------|-----|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|----|
|                    |        | 初犯者      | 再犯者 | 20～29歳       | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |     |    |
| 2018<br>(H30)<br>年 | 刑法犯総数  | 92       | 43  | 49           | 15     | 12     | 16     | 11     | 4     | 34  | 47 |
|                    | うち凶悪犯  | 2        | 1   | 1            | 0      | 0      | 0      | 2      | 0     | 0   | 1  |
|                    | うち粗暴犯  | 17       | 10  | 7            | 4      | 2      | 5      | 1      | 1     | 4   | 13 |
|                    | うち窃盗犯  | 54       | 21  | 33           | 6      | 5      | 6      | 6      | 3     | 28  | 17 |
|                    | うち知能犯  | 9        | 5   | 4            | 3      | 2      | 1      | 2      | 0     | 1   | 8  |
|                    | うち風俗犯  | 1        | 1   | 0            | 0      | 0      | 1      | 0      | 0     | 0   | 1  |
|                    | 覚醒剤取締法 | 3        | 1   | 2            | 0      | 0      | 1      | 1      | 0     | 1   | 2  |
|                    | 麻薬等取締法 | 0        | 0   | 0            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0   | 0  |
| 大麻取締法              | 1      | 0        | 1   | 1            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 1   |    |
| 2019<br>(R1)<br>年  | 刑法犯総数  | 94       | 53  | 41           | 8      | 26     | 11     | 18     | 5     | 26  | 56 |
|                    | うち凶悪犯  | 4        | 2   | 2            | 1      | 1      | 0      | 0      | 1     | 1   | 2  |
|                    | うち粗暴犯  | 23       | 15  | 8            | 3      | 6      | 5      | 5      | 0     | 4   | 18 |
|                    | うち窃盗犯  | 44       | 19  | 25           | 3      | 9      | 4      | 6      | 2     | 20  | 20 |
|                    | うち知能犯  | 7        | 6   | 1            | 1      | 4      | 0      | 1      | 1     | 0   | 4  |
|                    | うち風俗犯  | 6        | 5   | 1            | 0      | 2      | 0      | 3      | 0     | 1   | 4  |
|                    | 覚醒剤取締法 | 3        | 0   | 3            | 0      | 0      | 2      | 1      | 0     | 0   | 1  |
|                    | 麻薬等取締法 | 0        | 0   | 0            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0   | 0  |
| 大麻取締法              | 0      | 0        | 0   | 0            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0   |    |
| 2020<br>(R2)<br>年  | 刑法犯総数  | 97       | 62  | 35           | 7      | 20     | 15     | 17     | 7     | 31  | 48 |
|                    | うち凶悪犯  | 2        | 2   | 0            | 1      | 0      | 0      | 1      | 0     | 0   | 0  |
|                    | うち粗暴犯  | 28       | 24  | 4            | 1      | 11     | 5      | 6      | 3     | 2   | 15 |
|                    | うち窃盗犯  | 54       | 25  | 29           | 5      | 7      | 6      | 8      | 3     | 25  | 23 |
|                    | うち知能犯  | 1        | 1   | 0            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 1   | 0  |
|                    | うち風俗犯  | 5        | 5   | 0            | 0      | 1      | 2      | 0      | 1     | 1   | 5  |
|                    | 覚醒剤取締法 | 5        | 0   | 5            | 0      | 1      | 3      | 1      | 0     | 0   | 2  |
|                    | 麻薬等取締法 | 1        | 0   | 1            | 1      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0   | 0  |
| 大麻取締法              | 1      | 0        | 1   | 1            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 1   |    |

※警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたもの  
(少年データは含まれない)

注1 「再犯者」とは刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く)の別を問わず、前科または前歴を有する者  
注2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上

※刑法犯の種別

- 凶悪犯 殺人、強盗、放火、強姦
- 粗暴犯 暴力、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
- 窃盗犯 窃盗
- 知能犯 詐欺、横領、偽造、流職、背任
- 風俗犯 賭博、わいせつ
- その他 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等

表4-2 岩手県花巻警察署管内 罪種別検挙人員

(単位：人)

|       |            | 総数 | 再犯者 |
|-------|------------|----|-----|
| 刑法犯総数 | 2018(H30)年 | 92 | 49  |
|       | 2019(R1)年  | 94 | 41  |
|       | 2020(R2)年  | 97 | 35  |

※少年を除く

## (1) 共に支え合うしくみづくり

### ①福祉への理解・福祉教育の推進

- 身近な地域に暮らす高齢者や障がい者が暮らしやすい福祉のまちづくりについて、子どもから大人まですべての人の理解が深まるよう、学校や地域の協力を得ながら福祉教育を推進します。

### ②地域による見守り活動の推進

- ひとり暮らしや障がい者世帯など、要支援者の見守り活動を推進します。
- 地域での見守りを支援する人を増やし、民生委員・児童委員などと協働した活動を行います。
- 地域見守り連絡会議等を開催し、地域情報の共有や状況に合わせた対策等を話し合います。
- 民間事業者とも連携し見守り情報のネットワーク化に努めます。

### ③地域防災活動の推進

- 自主防災組織の体制の整備・強化や、活動の活性化を推進します。
- 災害時には、本人や家族による自らの避難を基本とした上で、高齢者や障がい者などのうち支援が必要な人の避難を、自主防災組織などが中心となり身近な地域で支えます。

### ④地域ぐるみ防犯活動等の推進

- 消費契約トラブルや詐欺被害を未然に防ぐため、自治会など地域での集会に出向き、具体的なトラブルや被害事例などの紹介により注意喚起を行うとともに、消費生活相談員による相談援助や出前講座を通じて消費者教育に取り組みます。
- 民生委員・児童委員、交通指導員やスクールガード、少年補導委員や市防犯協会などの関係機関・団体と連携し、子どもたちの登下校時などに、交差点や歩道で歩行者や車両の通行を見守り、交通安全指導、交通ルールやマナーの啓発を行います。また市民の安全安心な暮らしを守り、少年の非行防止のため、防犯パトロールや鍵かけ徹底等の犯罪抑止活動、街頭補導活動を行います。

## ⑤交流・ふれあい活動の推進

- 社会福祉協議会と協力し、自治会などで行っている地域ふれあいサロン開設への支援を行います。
- 公共施設の有効活用を図るとともに、公民館、空き事務所、民家などを活用し、行政関係部署との連携強化を図り、「活動・交流の場（居場所）の確保」を目指します。
- 関係機関、事業所等との連携を強化し、福祉の分野を超えて、様々な課題や困難を抱える人の就労の機会や活躍の場の確保を推進します。

## ⑥地域福祉活動の担い手づくり

- 社会福祉協議会や関係機関との連携を強化し、ボランティア養成講座、学習会、体験会などを通じて地域福祉活動の担い手や活動リーダーの育成に努めるとともに、学んだ成果を活かせる活動の場の創出に努めます。

# (2) 市民と行政の連携・協力

## ①地域団体等との連携強化

- コミュニティ会議などで見守り情報や福祉施策について、意見交換等の機会をつくります。
- 地域での福祉活動の活性化に向けて、市内のNPOなどの民間団体の福祉事業に対し、新たな連携・協働の在り方について検討します。
- 高齢者や障がい者が地域で生活していく上で、各自の状態に応じた福祉・医療サービスが円滑に利用できるよう、福祉・保健・医療などの関係部署・機関等の横断的な支援体制によるケアシステムづくりを推進します。

## ②情報共有化の促進

- 市の広報紙やホームページなどを活用し、市民と市政との福祉情報の共有を推進します。
- 市、社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会等との情報共有を継続して行います。

## (3) 犯罪の防止および再犯防止に向けた取り組みの推進

### ①安全で安心なまちづくりの推進

- 子どもが何らかの犯罪被害に遭ったときや遭いそうになったときに助けを求められた場合、子どもを保護し警察、学校、家庭に連絡し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守ります。
- 市民の安全で安心な暮らしを守るため、市交通安全協会、市交通安全対策協議会、市交通安全母の会、市防犯協会などの団体の運営や活動を支援します。
- 経済的に不安定な環境に置かれているひとり親家庭の自立支援を図るため、母子・父子および寡婦福祉資金の貸付受付、県への進達を行います。

### ②就労・住居の確保

- 生活に困窮する人に向けた自立相談および就労支援について専門の相談員を配置し、要支援者一人ひとりに沿った総合的かつ包括的な支援を自立プランとして作成し、生活困窮者が生活保護に陥ることなく、早期に自立できるよう支援を行います。
- 専門の家計改善支援員を配置し、債務超過の状態にある人に対し、収入支出の把握を行うとともに、その状況に応じた債務整理、各種給付金や貸付制度の利用について助言、支援を行います。
- 安心安全な住宅を確保することが困難と思われる低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世代などの住宅確保要配慮者の専用賃貸住宅改修支援および家賃低廉化支援を行います。
- 市営建設工事入札参加資格に用いる評価点に地域貢献活動として加点します。
- 高齢者や障がい者が一般住宅等での生活が困難な場合、その人の体の状態に応じ、必要な介護施設等の情報提供を行います。
- 消費者信用生活協同組合による相談援助により、多重債務の整理や生活再建のための資金を必要とする消費者に貸し付け、生活の安定を図ります。

### ③保健医療・福祉サービスの利用促進

- 市内各地域を担当している「地域福祉コーディネーター」が地域の様々な福祉課題の解決や住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域住民や専門機関等と連携し、地域における安心した暮らしを支援します。
- 地域住民の立場に立ち、高齢者、障がい者、生活困窮者等の様々な生活上の相談に応じながら、必要に応じ専門機関へのつなぎを行います。
- 高齢者等のなんでも相談窓口としての機能を持ち、専門職を配置しながら、各種相談、介護サービスを受けるための総合的な支援を行います。
- 障がい者の総合的な相談窓口として基幹相談支援センターを設置し、市内の相談支援事業所と連携を図りながら、自立した生活が送れるよう支援を行います。

- 精神障がいの症状の改善や再発防止のため、継続的な精神通院治療に対し、自立支援医療費を支給します。
- 生活の困窮状態に応じ最低限度の生活を保障するため、必要な扶助費の支給を行うとともに、自立した生活に向けた支援を行います。
- 失業や収入の減少や一時的に生計維持が困難となった場合に、その状況に応じた貸付を行います。

#### ④非行の防止と関係機関との連携による支援の実施

- 家庭児童相談室を設置し、専門の家庭相談員を配置しながら、各学校、保育園、幼稚園、児童相談所と連携し、子どもや家庭に関する相談を受け付け、訪問調査や助言指導を行っています。
- 貧困の連鎖を断ち切り、子どもの居場所の確保を目的とし、生活保護受給世帯および児童扶養手当受給の中学生に対し英語、数学の学習支援を実施し、高校進学や基礎学力不足による高校中退の防止を図ります。
- 市少年センターを設置して、警察署や各学校などの関係機関・団体と連携し、少年補導委員の街頭補導活動による声かけや見守り、少年や保護者の相談対応を充実し、少年の非行防止、健全育成に努めます。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、児童、生徒の不登校等の問題に対し、保護者、教員、関係機関と協力・連携し問題の解決を図ります。

#### ⑤民間協力者の活動促進と広報啓発活動の推進

- 「再犯防止啓発月間」や「社会を明るくする運動」等の機会をとおして、犯罪の防止や罪を犯した人、非行をした人の再犯防止について、広報・啓発を行います。
- 罪を犯した人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として受け入れるため、関係機関と協力して更生支援を推進することで、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。
- 「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な活動です。本市でも花巻地区保護司会、更生保護女性の会、社会福祉協議会、市防犯協会、市校長会等の関係団体との協力により運動を推進します。

## 4-2 福祉関係団体との連携による相談支援体制の充実

### 【現況と課題】

- 福祉に関する制度の種類や対象者などが多岐にわたることから、市民が利用しやすい相談体制が求められています。また、複雑化する福祉ニーズに対応できる包括的な相談支援も必要となっています。
- アンケート調査では、市民の福祉や健康づくりに関する主な相談先として、「同居の家族」「かかりつけの医療機関（医師や看護師）や薬剤師」「友人・知人、職場の人」が上位にみられ、身近な人を通じた相談窓口や専門機関につながるということが重要となっています。
- 相談窓口について、市の広報紙・ホームページ・SNS、コミュニティFMを活用し、全世代に向けた周知を展開していく必要があります。
- アンケート調査では、民生委員・児童委員が市民からの困りごと相談をどのような経路で受けているかについて、「本人・家族から」「近所の人から」との回答が多くみられます。身近な相談体制を充実するために、民生委員・児童委員の活動を広く周知し、支援していくしくみが重要です。

図4-5 市民アンケート調査（18歳以上の市民）  
福祉や健康づくりに関する主な相談先

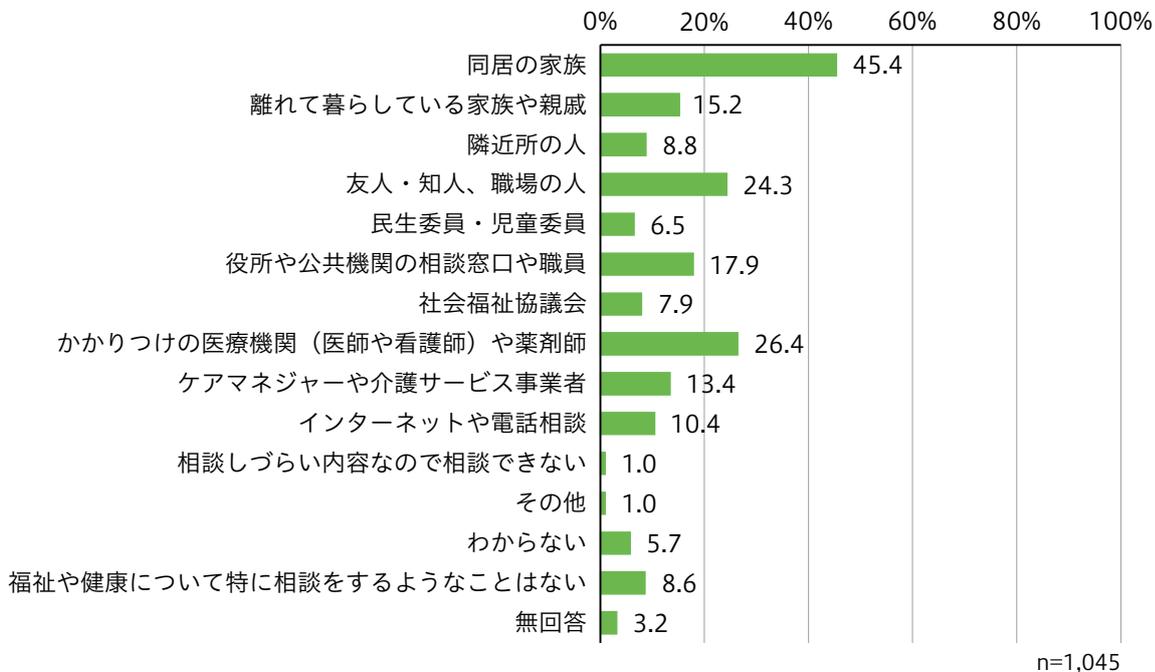
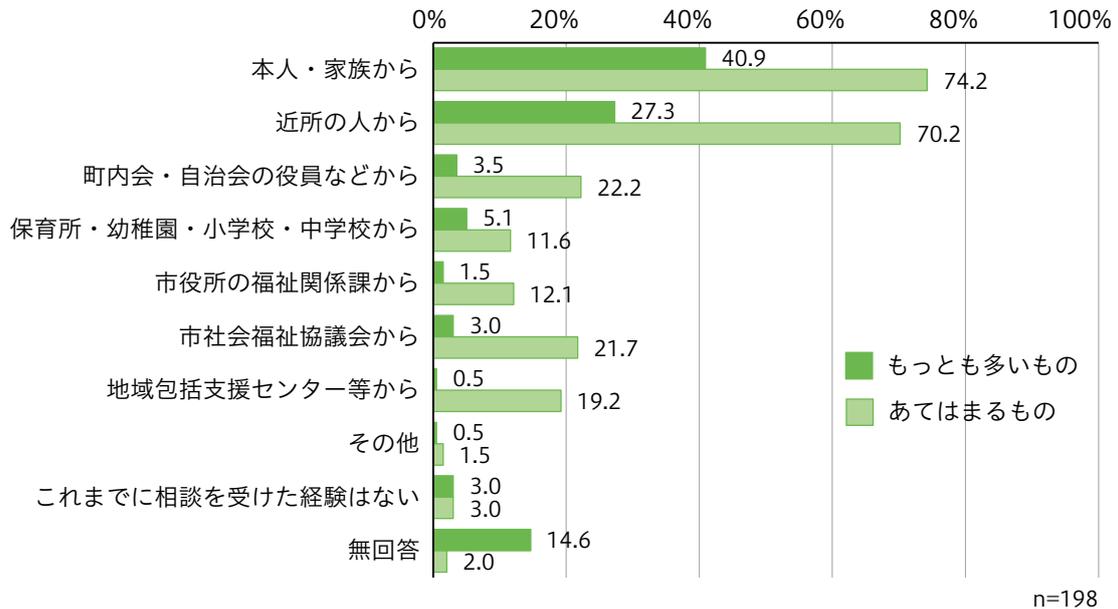


図4-6 地域福祉活動団体・活動者アンケート調査（民生委員・児童委員）  
市民の困りごとの相談をどのような経路で受けているか



## (1) 相談窓口・相談体制の充実

### ①身近な相談窓口の充実

- 社会福祉協議会で開設している市内4か所のふれあいの窓相談所を継続して開設し、身近な相談所として浸透させていきます。
- 市の広報紙やホームページ等を活用した相談窓口の継続的な周知を行います。
- 市の各種会議や支援関係者との連携を強化するとともに、地域の状況などの情報を幅広く収集し、課題を抱える人の早期発見・早期対応に努めます。

### ②包括的な相談体制の整備

- 高齢者や障がい者、子どもなど、対象に応じた相談支援を充実するとともに、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的な相談支援を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 包括的な相談体制の構築に向け、人材の育成に取り組みます。
- 相談内容に応じて、必要な支援に結びつけられるよう、関係機関との連携を強化します。

### ③地域訪問相談の充実

- 身近な相談窓口を利用できない高齢者や障がい者へ地域福祉訪問相談員やひとり暮らし高齢者等訪問相談員の訪問活動を継続して推進します。

#### ④相談員研修の充実

- 地域福祉訪問相談員やふれあいの窓相談員などを対象とした各種相談研修会への参加を促進します。
- 相互の連携を図るため連絡会議を開催し、効果的・効率的な相談業務につなげます。

## 4-3 要支援者への支援

### 【現況と課題】

- 要支援者が必要に応じた公的サービスを安心して利用できるよう、多岐にわたる福祉の制度やサービスを市の広報やホームページ等により、わかりやすく情報提供していく環境を整える必要があります。
- アンケート調査では、情報の入手に「時間がかかった」や「入手することができなかった」との回答も40%強あり、情報提供に工夫を凝らすことが求められています。また、必要な福祉サービスを安心して利用できるよう市が充実すべきことでは、第2位の回答として「適切な相談対応やサービスを選ぶ支援ができる体制」が挙がっています。
- 要支援者の支援を推進するためには、医療費など経済的負担の軽減を図ることも求められています。
- 成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利と財産を法的に守り支援するしくみですが、全国的に制度の利用促進の要となる中核機関の整備が進んでおらず、必要に応じた利用に至っていない状況です。認知症高齢者などが、自身の状態に応じた適正な支援により、自分らしく暮らしていけるよう、制度の利用を促進する取り組みが重要です。

\*全国市町村の中核機関等整備率39.8%（令和2年10月1日現在）

- アンケート調査では、制度について「聞いたことはあるが、内容は知らない」「まったく知らない」といった回答を合わせると約60%となり、周知と理解の浸透を目指す必要があります。
- 高齢者や障がい者などに加え、新たにダブルケアやヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える世帯への支援も新たな課題となっています。支援を要する人が地域の中で孤立することなく、暮らし続けていける支援体制の構築が必要です。

図4-7 市民アンケート調査（18歳以上の市民）  
市の福祉サービスの利用方法や健康づくり活動などの情報をすぐに入手できたか

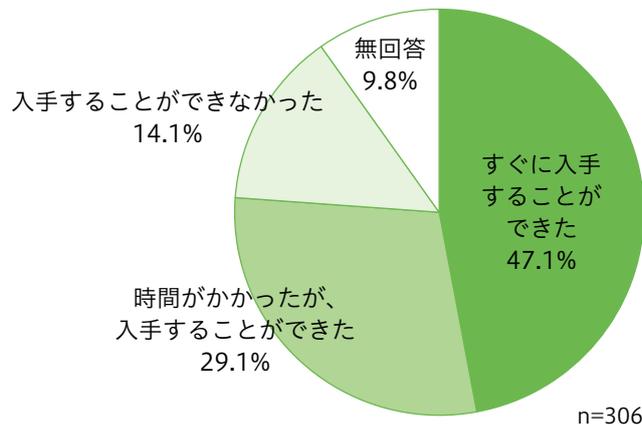


図4-8 市民アンケート調査（18歳以上の市民）  
 必要な福祉サービスを安心して利用できるよう、市が充実すべきだと思うこと

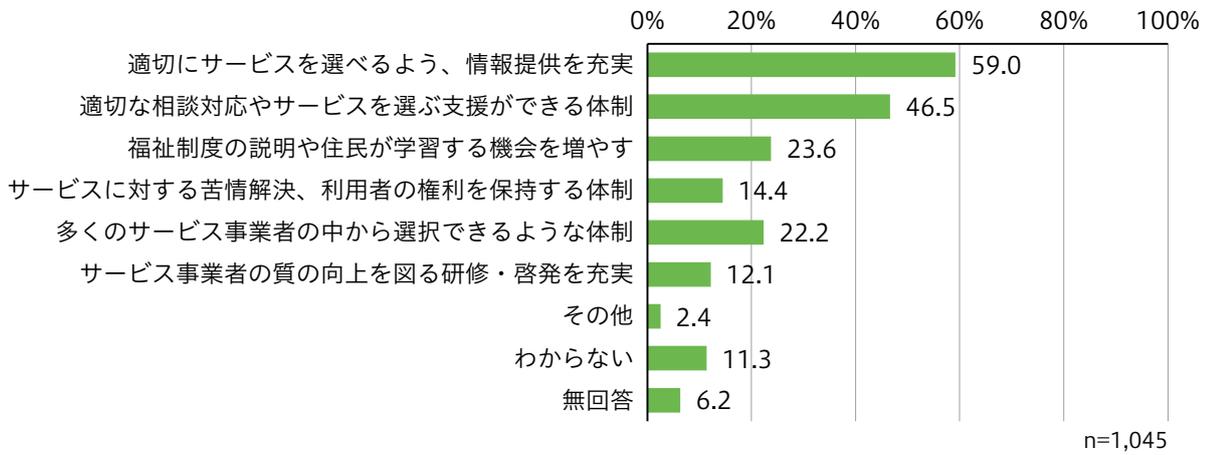
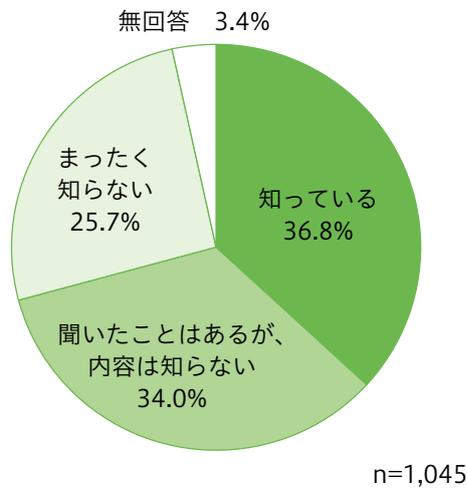


図4-9 市民アンケート調査（18歳以上の市民）  
 成年後見制度の周知状況



## (1) 福祉サービス等の利用促進

### ①情報提供の充実

- 福祉サービスを必要とする人に確実に行き届くよう、福祉サービス事業所や関係機関等との連携を強化するとともに、福祉制度やサービス内容、福祉施設等の情報を市の広報紙やホームページ、パンフレット等の様々な媒体を用いて発信します。
- ふれあい出前講座、講師派遣、各地区での講演会の開催など、情報を市民に直接届ける機会を創出します。

### ②サービスの資質向上、重層的支援のしくみづくり

- 市民のニーズに対応した福祉サービスが提供できるよう、事業所等との連携を強化し、人員の確保や職員の資質向上のための支援を実施します。
- 複合化・複雑化した課題を抱えている人、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間にいる人など、必要とする支援が届いていない人に対して適切な支援を提供できるよう、自治会やNPO、ボランティア団体、民間事業所等とともに支援できるしくみを構築します。

### ③医療費などの経済的負担の軽減

- 乳幼児、小中高校生、妊産婦、障がい者（児）、ひとり親家庭、寡婦（寡夫）などを対象とした医療費助成制度を推進し、経済的負担の軽減を図ります。
- 福祉医療資金貸付基金による貸付制度を実施します。

## (2) 一人ひとりの権利を守る取り組みの推進

### ①虐待やDVの防止

- 高齢者や障がい者、子どもに対する虐待やDVの未然防止・早期発見に向け、相談体制を強化するとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、教育機関、支援機関、警察等の関係機関の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制を構築します。

### ②家庭支援の充実

- ダブルケアやヤングケアラーについては、生活困窮などと異なり実態の把握が難しく、また、表面化しづらいことから、各種福祉機関や教育機関など関係機関が連携し、情報の収集に努め、必要な支援の在り方について検討していきます。

### (3) 成年後見制度の利用促進

#### ①成年後見制度の周知

- 認知症高齢者や障がい者などが、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援により、自分らしく暮らしていけるよう、広報紙やホームページでの情報発信や、公共施設等へのパンフレット配架、講演会や出前講座等、様々な手法により権利擁護の必要性や制度について広く周知します。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士等の後見専門職、一次相談機関である地域包括支援センターおよび基幹相談支援センター等との連携により相談体制を整備するとともに、市民や福祉・医療等の関係機関に相談体制を広く周知し、支援が必要な人の早期支援につなげます。

表4-3 成年後見制度等の普及啓発の取り組み

| 取り組み項目  | 内 容   |
|---------|---|
| 広報・周知   | 成年後見制度の概要やその相談窓口等について、市の広報やホームページで情報発信するとともに、権利擁護の必要性や制度の特徴等をわかりやすく記載したパンフレットやリーフレットを公共施設等へ配架します。 |
| 講演会等の開催 | 成年後見制度の適正利用の推進に向け、制度の認知度向上と、制度の利用対象者への理解を深めてもらうため、市民を対象にした講演会等を開催します。                             |
| 出前講座の実施 | 成年後見制度の概要や目的に加え、権利擁護ニーズを抱える要支援者を地域ぐるみで支援していくことの重要性等について理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象とした出前講座を実施します。        |

表4-4 成年後見制度と日常生活自立支援事業

| 種 類 | 成年後見制度   | 日常生活自立支援事業  |
|-----|--|---|
| 概 要 | <b>国の制度</b><br>後見人等（家庭裁判所が選任）が介護サービス等の契約や利用料の支払い、預貯金の管理等を代行することにより、判断能力が不十分な人の権利や財産を守り、本人が望む生活を実現するための制度 | <b>社会福祉協議会の事業</b><br>利用者との利用契約に基づき、福祉サービス等の利用や公共料金の支払い等の手続き、預貯金の出し入れ等の支援を行うことにより、判断能力に不安がある人を支援する事業 |
| 対象者 | 判断能力が不十分な人から、まったくない人まで   | 判断能力が不十分な人で、事業の契約内容について理解できる人<br>(判断能力がまったくない人は対象外)   |
| 支援者 | 法定後見人・任意後見人  | 専門員や生活支援員(社会福祉協議会職員)  |
| 相談先 | 地域包括支援センターおよび基幹相談支援センター（一次相談機関）<br>成年後見相談窓口  | 社会福祉協議会（申請先）<br>地域包括支援センターおよび基幹相談支援センター（一次相談機関）   |

表4-5 成年後見制度の種類

成年後見制度には、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人を法的に保護し支援する「法定後見制度」と、元気なうちに将来の支援者と支援内容を定めて契約しておく「任意後見制度」があります。

| 種類     | 内容  |
|--------|---|
| 法定後見制度 | <b>判断能力が不十分な人を支援する制度</b><br>既に判断能力が低下した状態で、権利擁護の支援が必要な人について、財産管理や福祉サービスの利用等の契約締結等を行い、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を支援する制度  |
| 任意後見制度 | <b>判断能力が十分にあるうちに、将来に備えておく制度</b><br>元気で判断能力も十分にあるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ支援者（任意後見人受任者）と公証役場で任意後見契約を結び、判断能力が低下した場合に、支援者（後見人）に代行してほしいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度 |

表4-6 法定後見制度の概要

法定後見制度では、支援が必要な人の判断能力に度合に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。類型ごとに、後見人等が取消できる範囲等が異なります。

| 類型 | 対象となる人        | 支援の内容   |
|----|---------------|---|
| 後見 | 判断能力が欠けている人   | すべての契約等の代行と取消                                       |
| 補助 | 判断能力が著しく不十分な人 | 財産に係る重要な手続き・契約等の代行と取消<br>(財産に係る重要な手続き・契約等を本人と一緒に決定) |
| 保佐 | 判断能力が不十分な人    | 一部の限られた手続き・契約等の代行と取消<br>(一部の限られた手続き・契約等を本人と一緒に決定)   |

## ②利用促進の体制整備

- 認知症高齢者や知的・精神の障がい者など、判断能力が不十分な人が、適正に成年後見制度を利用できるよう、制度の利用促進の中核機関を市に設置し、相談対応や市長申立による制度の利用支援などの取り組みを地域の専門職や関係機関等と協力して進めます。
- 中核機関について、地域において権利擁護に関する支援を必要とする人が、必要なときに最適な支援につながるように、地域全体で支える体制を構築する地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。
- 中核機関が担う、ネットワーク構築の進捗管理やコーディネートなどを行う「司令塔機能」、成年後見制度に係る課題の共有や利用促進の取り組みの方向付けを行う「成年後見制度利用促進会議」と、制度等の課題解決を進める中で、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築につなげる「権利擁護サポート会議」を設置、運営する「事務局機能」、個別事案を最適な支援につなげる「進行管理機能」の活動を通じて、認知症高齢者など、判断能力が不十分な人が、尊厳を持って自分らしく暮らし続けられる地域づくりを目指します。

**表4-7 中核機関による支援の段階**

中核機関では、成年後見制度の適正利用を促進するため、地域の住民や関係者が、権利擁護に関する支援が必要な人に気づき、発見する広報・啓発をはじめ、一次相談機関や後見専門職らとの連携による相談対応など、段階的な支援に取り組みます。

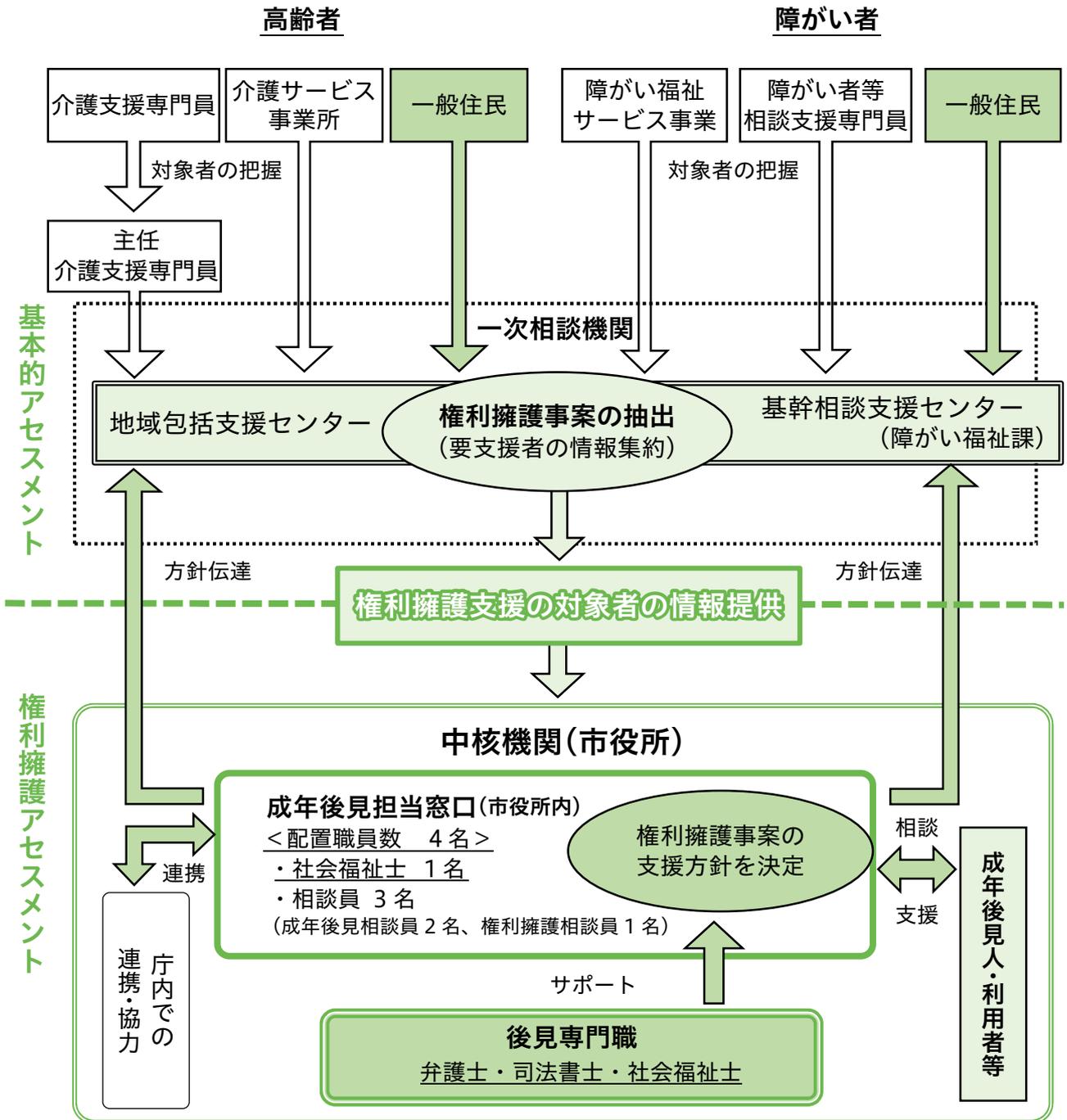
| 段 階               | 内 容  |
|-------------------|--|
| 広報・啓発             | 地域の住民や金融機関、各種相談窓口等に対し、判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを伝えるとともに、市の広報やホームページ、講演会、出前講座等により成年後見制度の概要や、制度利用の窓口を幅広く周知し、課題を抱える人が、より早く、適切な相談窓口につながる環境を整備します。         |
| 相談受付・アセスメント、支援の検討 | 一次相談機関である地域包括支援センターおよび基幹相談支援センターと連携した相談体制により支援が必要な人を把握するとともに、後見専門職や法人後見事業所等とともに、状況や状態に応じた最適な支援の在り方を検討し、必要な権利擁護支援につなぎます。                                |
| 成年後見制度の利用促進       | 方針に沿った支援の実行に向け、最適な後見人候補者の検討や、後見人を含むチーム支援の在り方の検討、申立人など、申立の在り方（本人および親族、または市長申立か）の検討、申立の準備や役割分担等の検討などを行います。本人の利益の視点から、誰が申立を行うことが適切か、首長申立の検討の必要性等の判断を行います。 |
| 後見人への支援           | 不正の防止など、適正な後見人活動に向け、後見人の相談・サポート体制や後見人の追加や交代、監督人選任や辞任の判断などの必要性が生じた場合、後見人の監督を担う家庭裁判所に情報を提供し、連携して支援します。   |

**表4-8 成年後見制度の利用促進の構成要素**

認知症や障がい等で判断能力が不十分な人が、成年後見制度を利用して尊厳を守り、自分らしく生活していけるよう、制度の利用促進「中核機関」において、本人を後見人とともに支える「チーム」への支援策等について、地域の関係者や関係機関とともに、制度に係る課題を段階的に検討・協議していくことが重要です。

| 機 能               | 内 容   |
|-------------------|---|
| チームおよび後見人         | 本人を後見人とともに支える「チーム」は、後見人を軸に、本人を支えるサービス事業者やケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員など、多様な者で構成します。チームの専門職は、判断力の低下など、状態の推移に併せて変化するニーズに、対応した支援を行っていくため、制度利用後も、一次相談機関や関係機関等と連携を図り、本人が望む生活に向けた支援を行っていきます。<br>また、後見人等は、身上保護と財産管理、双方の充実により本人の尊厳が守られるよう、中核機関や後見専門職らとの連携を強化するほか、チームの構成員の協力を必要とする見守り等について、円滑な情報共有に努めます。 |
| 中核機関              | 要支援者が、必要なときに必要な支援に、より早くつながっていける地域づくりを目指し、権利擁護の「地域連携ネットワーク」構築へのコーディネートを担います。   |
| 成年後見制度利用促進会議（審議会） | 成年後見制度の適正利用の促進に向け、地域の関係者らと制度利用の実情や、制度に関する地域課題等を共有し、制度の利用促進の方向性や、取り組みの方針等を明確化していきます。   |
| 権利擁護サポート会議（協議会）   | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、地域の関係者や関係機関とともに、それぞれが抱える権利擁護に関する課題を共有し、課題を解決する方策の検討・試行を重ねる中で、本市の実情に見合うネットワークの構築につなげていきます。   |

図4-10 花巻市における成年後見制度利用支援の流れ



※基本的アセスメント

『個別課題整理票』により、個別事案に係る、基本的な情報を整理し、権利擁護に係るニーズを有する事案を抽出する一連のアセスメント

※権利擁護アセスメント

基本的アセスメントを踏まえ一次相談機関から、情報提供された権利擁護に関する課題を有する個別事案について、預貯金管理や各種の契約など、抱えている課題に見える化し、成年後見制度の利用など、支援方針を決定していく権利擁護支援のアセスメント

## 〈中核機関の主な取り組み〉

### ■相談体制の整備

- 要支援者が、より早く、成年後見制度など、適正な権利擁護支援につながるよう、一次相談機関である地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と、随時、意見交換や協議を行うとともに、個別事案の状況や状態に応じた適正な支援を提供できるよう研修会や事例検討会を開催します。
- 介護保険サービス等との一体的提供など、効果的な支援に向け、庁内関係課と随時、連絡・連携を行うほか、福祉の関係機関、サービス事業者への説明会を開催します。

### ■制度の利用促進

- 自身や親族等による申立が困難な人が適正に制度を利用できるよう、市長申立の適用等の検討を進め、必要に応じて市長申立による利用支援を行います。
- 金銭的に窮する人が安心して制度を利用できるよう、申立費用への支援に加え、後見人等への報酬助成等の在り方を検討し、実施します。
- 日常生活自立支援事業など、既存サービスの利用者が判断能力の変化に応じた適正な支援を受けられるよう、成年後見制度への移行の目安等の検討を進めます。

### ■後見人の確保と支援

- 後見人確保など、制度の利用促進策の着手に際しては、家庭裁判所と情報連携を行い、考え方や方向性が妥当であるか確認します。
- 後見人確保として市民後見人の養成の必要性を検討するとともに、養成をした場合にあっては実践活動に向けた支援など、市民後見人を含む受任候補者の調整や市民後見人のチーム支援の在り方の検討を進めます。

### ■制度後見に係る課題整理

- 中・長期的な観点から、制度利用等に関するデータを把握し分析するとともに、必要に応じて、市民後見人養成等の近隣市との広域的連携による実施体制等を検討します。
- 個別事案への支援の積み重ねの中から、本市の成年後見ニーズを分析し、その結果等をもとに、制度の利用促進に係る課題を明確に、後見専門職らと市民後見人育成など、後見人の確保や支援、利用促進に係る課題を解決する具体策の検討を進めます。

### ③地域連携ネットワークの構築

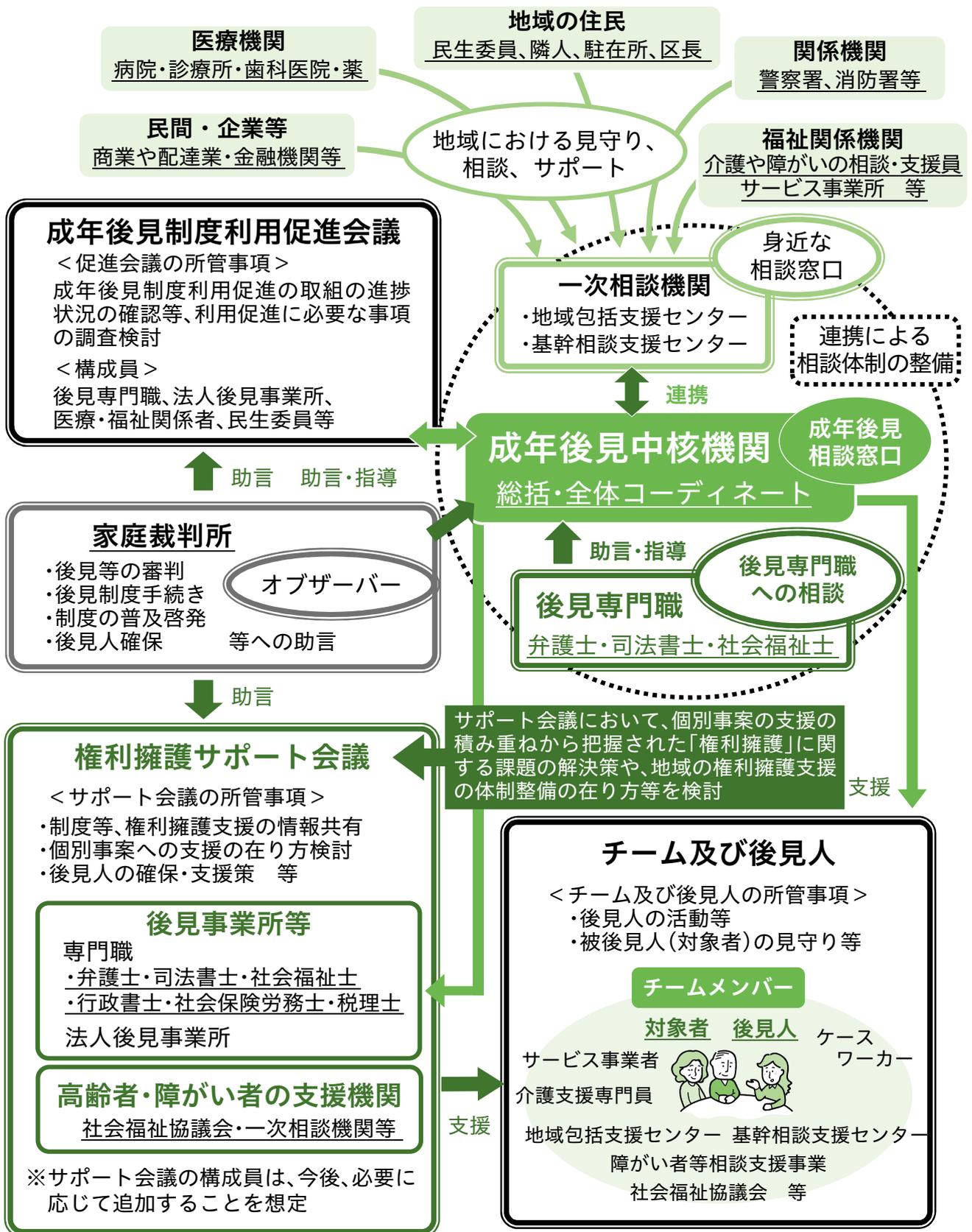
- 認知症高齢者など、判断能力が不十分な人が地域で埋もれることなく、成年後見制度等の支援により自身の権利を守りながら、自分らしく暮らしていけるよう、支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげ、地域ぐるみで支えていく権利擁護支援の地域連携ネットワーク（ネットワーク）の構築を目指します。
- ネットワークで取り組む事項
  - ア. 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度運用への支援体制の構築」の3つを軸に、弁護士・司法書士・社会福祉士などの後見専門職をはじめ、社会福祉協議会等法人後見事業所、地域住民や保健・医療・福祉の関係機関等との連携を基本とするのしくみを構築します。
  - イ. 権利擁護支援が必要な事案の早期発見・早期対応に向け、市民と高齢者や障がい者の支援者や支援機関、双方の相談に一次相談機関である地域域包括支援センター、基幹相談支援センターが対応し、相談対応の中から権利擁護ニーズを有する事案を抽出、中核機関につなぎ、個別事案の状況や状態に応じた最適な支援に速やかにつなぐ相談体制を整備します。
  - ウ. 権利擁護支援を担う人材確保として、弁護士、司法書士、社会福祉士に加え、行政書士や社会保険労務士、税理士等の活用により後見人の確保に努めるほか、身近な支援者として市民後見人の活用等の検討を進めます。
  - エ. 困難事例の対応など、制度や後見人に係る課題の解決策を後見専門職等と検討するとともに、後見人の支援体制や専門職同士の相互支援機能の強化、後見人等の監督役となる家庭裁判所のアドバイスを得ながら、連携・協力の体制構築を進めます。

表4-9 地域連携ネットワークの機能強化の基本的な視点・取り組み

地域連携ネットワークが効果的に機能していくためには、地域、福祉、後見専門職、行政、家庭裁判所等のネットワークの関係者が、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化へのしくみづくり」の視点を持って、自発的に協力して取り組むことが基本となります。

| I 共通理解の促進   | II 多様な主体の参画・活躍  | III 機能強化へのしくみづくり   |
|---|---|--|
| ①成年後見制度の必要性など、権利擁護についての周知・浸透（広報を含む）<br>②成年後見制度など、権利擁護支援に関する相談体制の整備と相談窓口の周知・浸透 | ①地域に潜在する権利擁護の要支援者を、円滑に相談・支援につなぐ連携強化<br>②中核機関と各相談・支援機関との連携強化 | ①各相談・支援機関など、ネットワーク関係者・関係機関が円滑に連携できるしくみづくり<br>②成年後見制度の利用の必要性を見極めるしくみづくり<br>③成年後見制度以外の権利擁護の支援策の充実と強化 |

図4-11 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



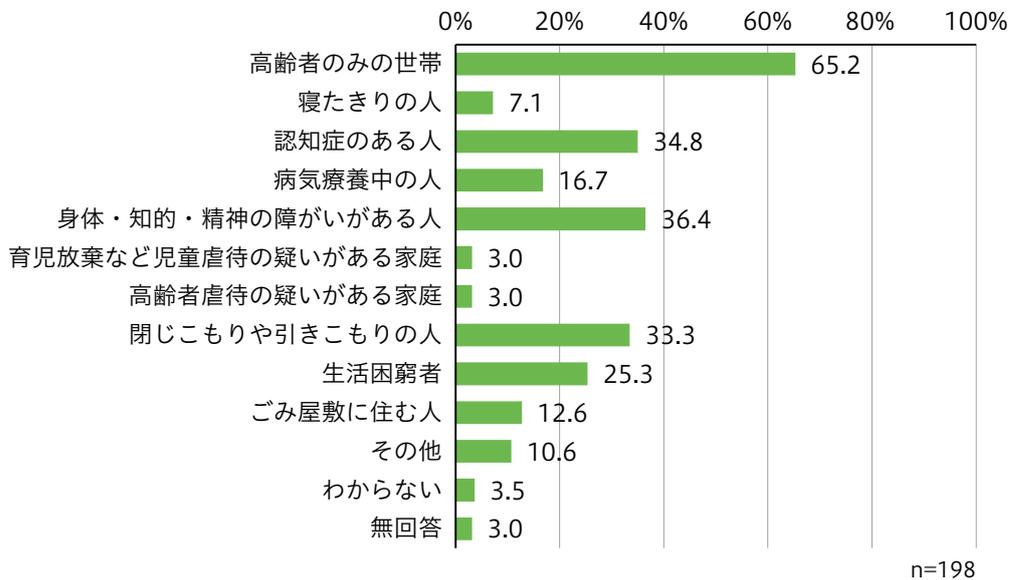
花巻市における「権利擁護支援ネットワーク」

## 4 - 4 生活保護の適正な実施

### 【現況と課題】

- 本市で生活保護を受けている世帯は2013（平成25）年をピークに減少傾向にあり、2021（令和3）年度末では623世帯（停止世帯を除く）となっていますが、依然として高齢者世帯、障がい・傷病世帯の割合が高い状況にあります。
- アンケート調査でも、担当する地域の中で見守り等の支援を必要と感じている人（世帯）について、「生活困窮者」を挙げる民生委員・児童委員が多くなっています。
- 生活保護を受けている世帯の中で割合の高い高齢者世帯、障がい・傷病世帯に対しては、身体状況に応じた介護サービスや障がい福祉サービスの受給、適正受診の推奨に向けた生活支援が必要です。
- 生活困窮者の支援につなげるため、引き続き制度周知を行うとともに、適切な相談機関へつなげることができるよう、多種関係機関との連携を進めていくことが重要です。

図4-12 地域福祉活動団体・活動者アンケート調査（民生委員・児童委員）  
担当地域の中で見守り等支援が必要な人や、気にかかる人（何らかの課題を抱えている人）について



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料

## (1) 生活保護制度の取り組み

### ①保護費の適正な支給

- 生活保護申請者の受給資格を審査し、制度の的確な運用を図ります。

### ②生活保護受給者の生活支援

- 制度に基づく保護（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）により生活支援を行います。

## (2) 生活困窮者の自立支援

### ①生活困窮者対策の充実

- 自立に向けて一人ひとりの課題や状況に応じた個別支援プランを策定し、対象者に寄り添った支援を実施します。
- 生活の再生や自立を目指し、家計管理に関する相談や助言を行うとともに、必要に応じて法律相談や貸付事業等の活用を促します。
- 働く場の確保に向けてハローワークや企業と連携し、就職やその他必要な就労支援を実施します。
- 子どもの貧困対策として、家庭訪問等による相談支援や居場所づくりによる集合型の学習支援など、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援を実施します。
- 離職などで住居を失った人、失うおそれが高い人の住居の確保に向け、就労による早期自立を支援するため、制度に基づき、賃貸住宅の家賃を給付します。

## 4 - 5 ユニバーサルデザインの推進

### 【現況と課題】

- 公共的な新しい施設については、ユニバーサルデザインの視点で整備が進んでいますが、ユニバーサルデザインに対する意識を高め、ひとにやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

### (1) すべての人にやさしいまちづくり

#### ①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進

- トイレの洋式化やバリアフリー化をはじめ、高齢者や障がい者などすべての人が使いやすい公共施設となるよう計画的な整備を進めます。
- 市民参画制度を活用して市民の意見を取り入れた公共施設の整備に努めます。

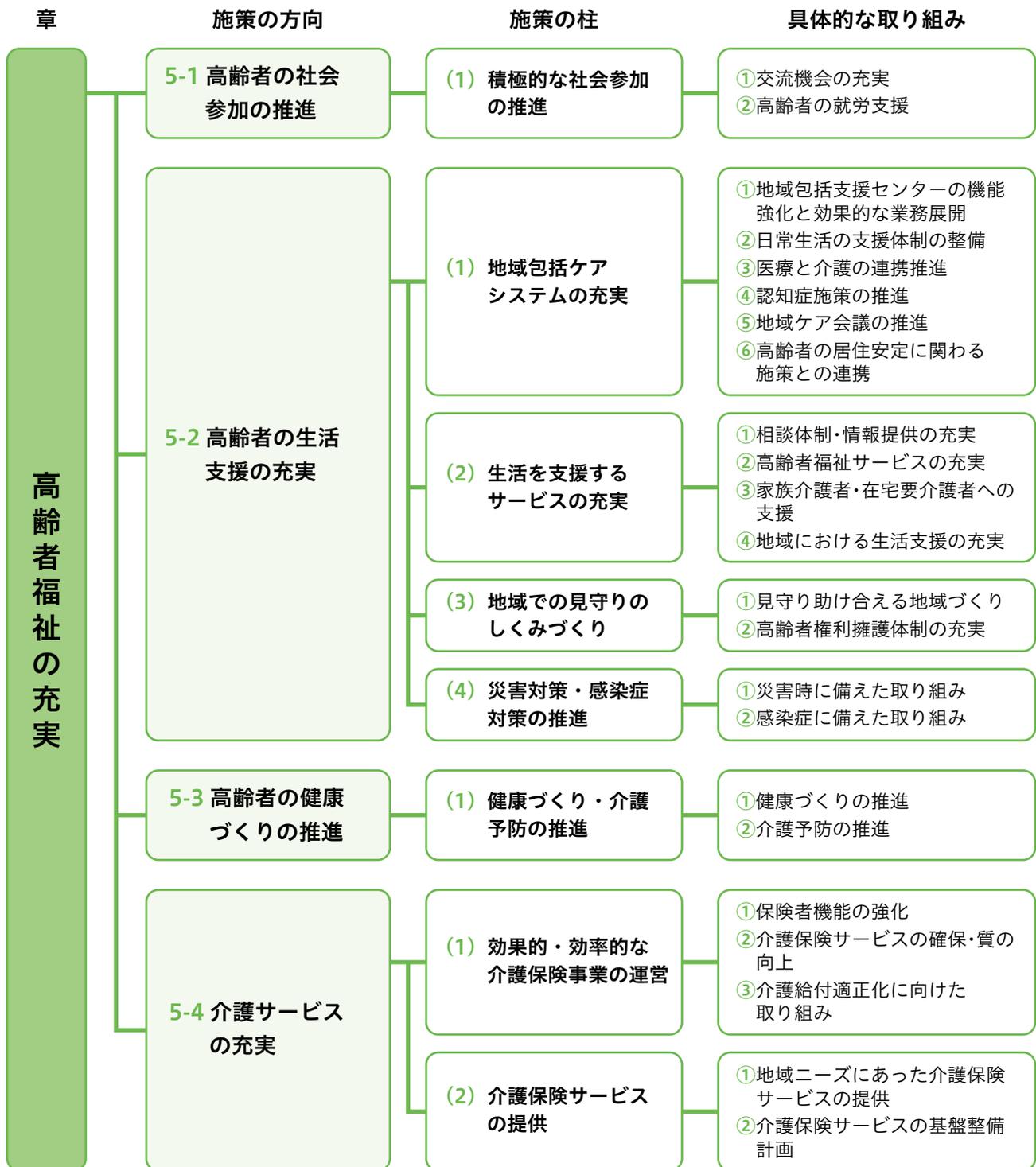
#### ②ユニバーサルデザイン意識の普及啓発

- ユニバーサルデザイン意識を共有するため、市の広報紙やホームページなどで情報の提供を進めます。

# 第5章

## 高齢者福祉の充実

図5-1 施策の体系

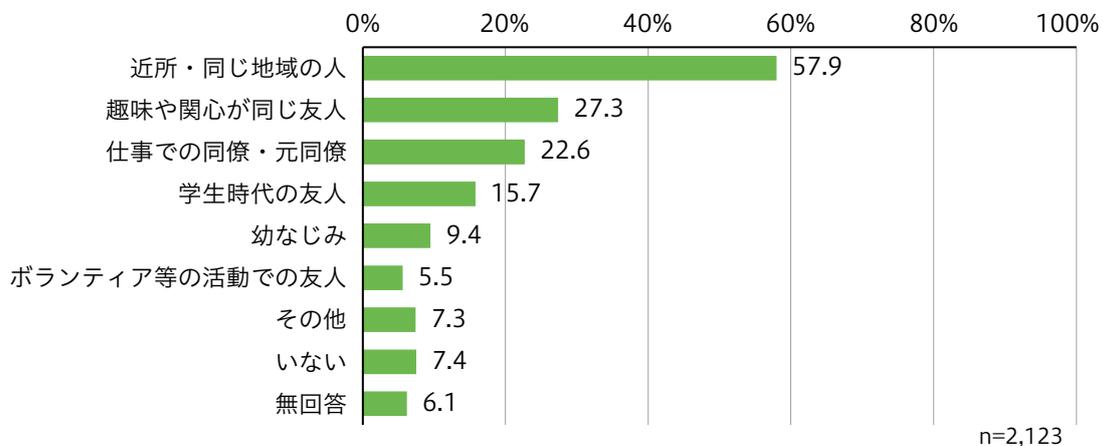


## 5-1 高齢者の社会参加の推進

### 【現況と課題】

- 高齢者の積極的な社会参加の推進として、老人クラブ活動など高齢者の主体的活動への支援や、地域における生活支援など、高齢者が活躍できるしくみづくりを進める中で、72人の高齢者が生活支援を担うボランティアとなり、高齢者の生きがいにつながる就労の場についても、1団体が新たな取り組みを開始しました。
- アンケート調査では、よく会う友人や知人の関係について、「近所・同じ地域の人」が最も高くなっています。地域の中でのつながりや関わりを持つことが在宅生活の中ではとても重要となることから、地域内の交流の場づくりが求められています。
- 高齢者が、地域の交流活動における社会的な役割や、これまで培った知識や経験を活かした地域を支える活動を通じて、生きがいや楽しみを持ちながら、なるべく長く健康で過ごせるよう支援することが重要です。

図5-2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査  
(65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者)  
よく会う友人や知人との関係



## (1) 積極的な社会参加の推進

### ①交流機会の充実

- 互いに見守り支え合う活動をととして、孤独感や閉じこもりを防ぎ、楽しみや生きがいを持っていきいきと生活していけるよう、地域での交流機会を支援します。

### ②高齢者の就労支援

- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、地域を支える担い手として活躍することにより、生きがいや介護予防につながる就労的活動を支援します。

## 5-2 高齢者の生活支援の充実

### 【現況と課題】

- 最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、在宅医療と介護サービスの継続的・一体的な提供に向け「在宅生活を支える医療・介護の関係者が集う会」等を開催し、市内の医療・介護・福祉関係者等の顔が見える関係づくりを確立しました。
- 在宅医療介護連携に係る各種の課題を解決するため、「花巻市在宅医療介護連携推進会議」や「花巻市在宅医療・介護連携推進協議会」で検討や試行を重ね、主だった課題の解決策を構築しました。
- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯など、何らかの支援が必要な高齢者は今後も増え続ける見込みです。高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、複合化する高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者の生活を継続的・包括的に支えるための体制整備が必要です。
- アンケート調査では、認知症の人やその家族を支援するための必要な取り組みとして「認知症専門の医療体制の充実」、「認知症についての知識を学ぶ機会」が必要との回答が高く、市民における認知症予防への関心度の高さが伺えます。医療・介護・福祉等の関係機関と連携し、市民の協力を得ながら、地域における生活支援や認知症の見守り等の取り組みを進めていく必要があります。
- また、家族介護者が求める在宅介護を支えるサービス、市民が地域で支援することができることを踏まえ、共助・公助による多様な取り組み、サービス提供を地域に即して実施することが重要です。
- 近年の災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係機関や関係部署と連携を図りながら、感染症対策に係る物資の提供体制や支援体制について、確認・構築していくための取り組みも必要となっています。

図5-3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者)

認知症の人やその家族を支援するための必要な取り組み

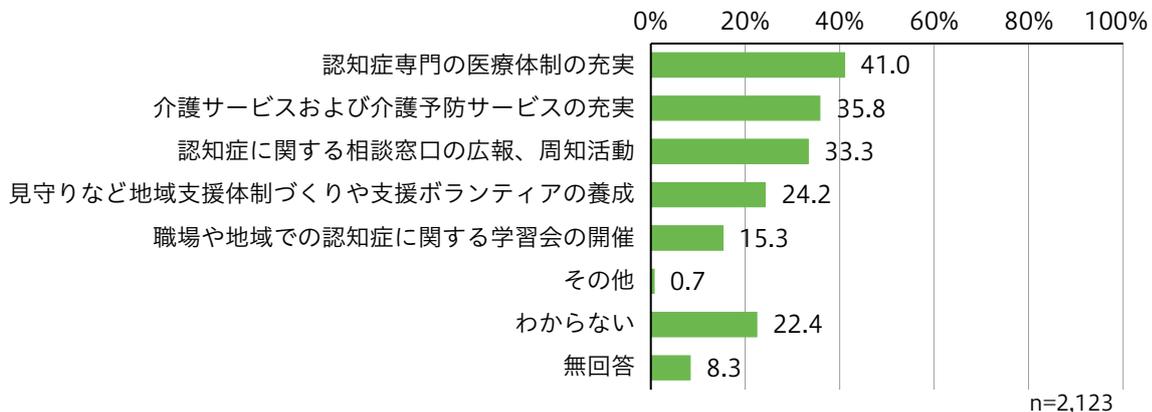


図5-4 在宅介護実態調査  
 (要支援・要介護認定者の家族介護者)  
 介護をしている家族への支援に必要と考えること

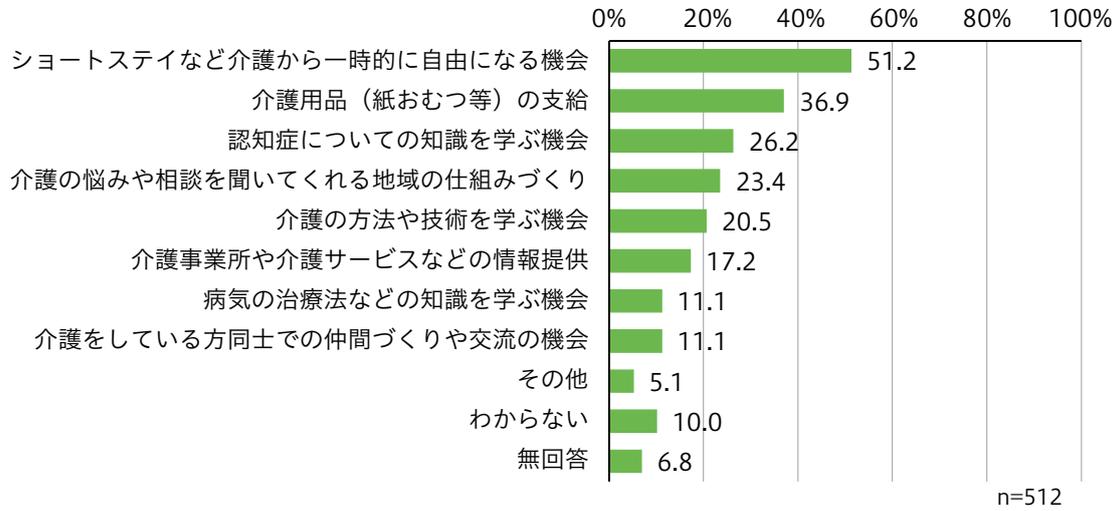


図5-5 在宅介護実態調査  
 (要支援・要介護認定者の家族介護者)  
 在宅生活の継続に必要と感じる支援やサービス

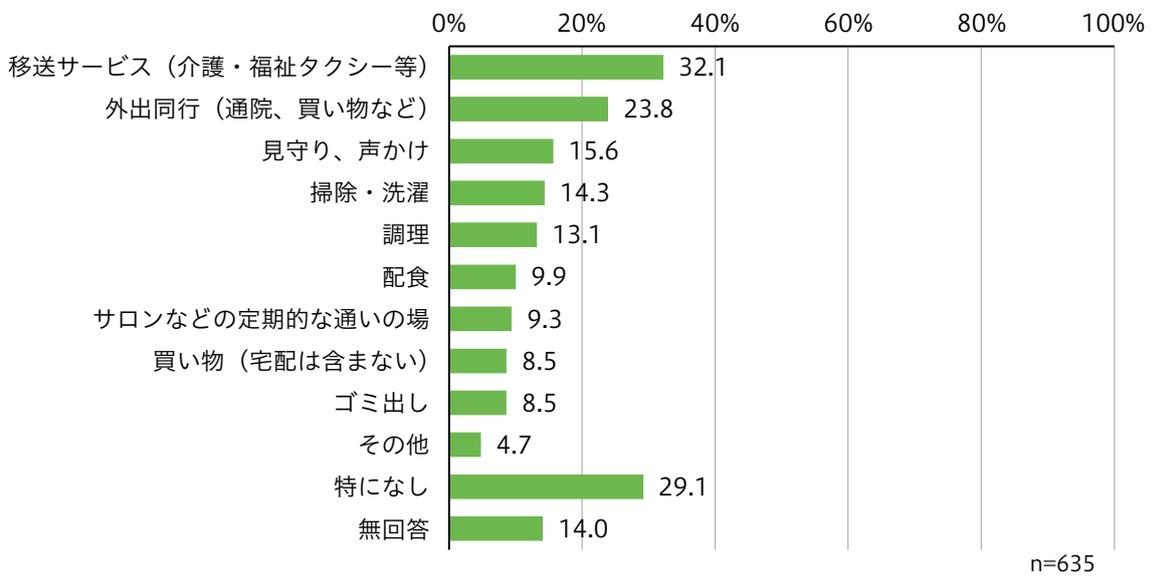


図5-6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査  
 (65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者)  
 地域で支援することができること

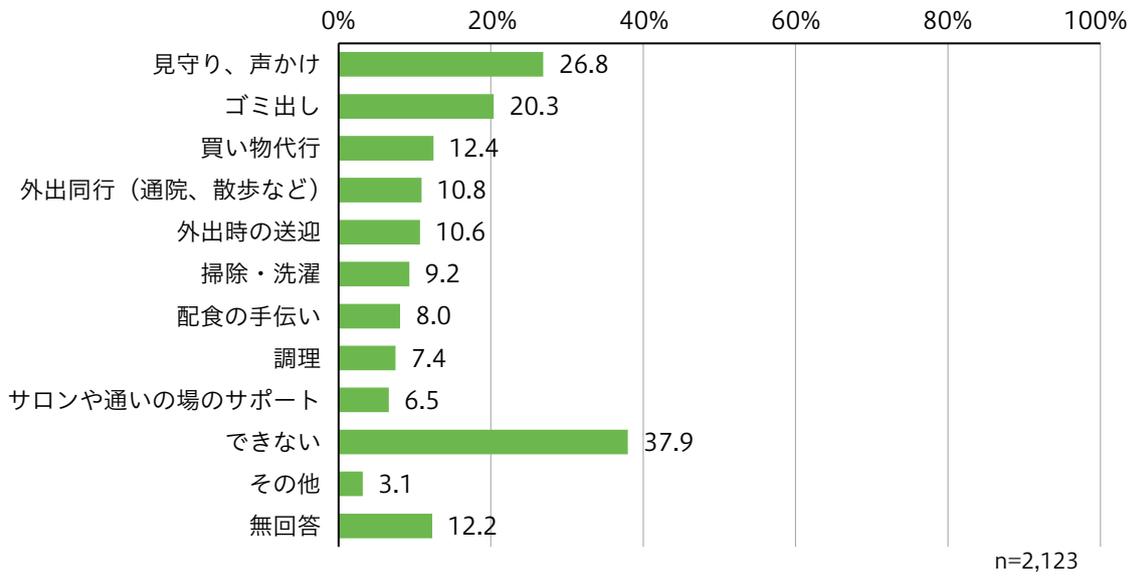
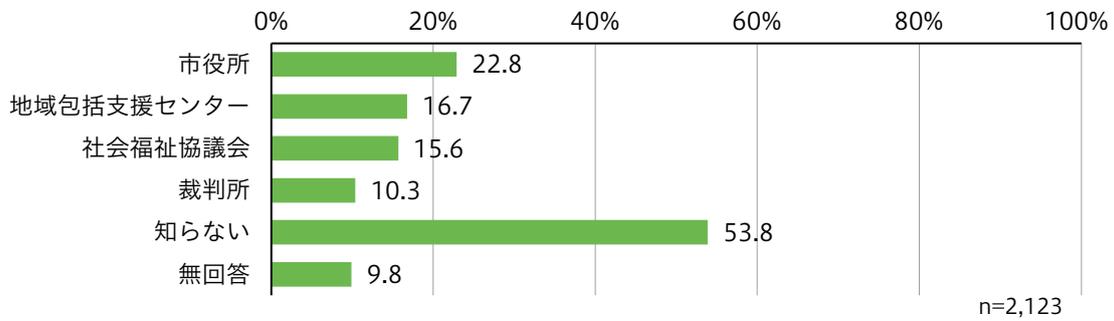


図5-7 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査  
 (65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者)  
 成年後見制度に関する相談窓口の周知状況



## (1) 地域包括ケアシステムの充実

### ①地域包括支援センターの機能強化と効果的な業務展開

- 地域包括ケアシステムの中核的な役割を持つ地域包括支援センターの機能強化により、地域住民や関係機関との連携を強化するとともに、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等のセンター業務の効果的な展開により、地域で高齢者を支える体制整備を進めます。

### ②日常生活の支援体制の整備

- 支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の支え合いのしくみづくりにより、介護予防や日常生活の自立支援を目指す「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に取り組みます。
- 高齢者の自立を阻む地域課題の解決に向け、生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズや資源を把握し、地域住民や関係機関と連携・協力しながら、住み慣れた地域で自立した生活を送るための体制づくりに努めます。

### ③医療と介護の連携推進

- 在宅医療・介護連携体制整備の推進、要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築など、切れ目のない支援が提供できるしくみづくりに取り組みます。

### ④認知症施策の推進

- 認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指す「認知症施策推進大綱」に沿った「地域の見守り強化」「住民主体の地域の見守り体制づくり」「認知症の重症化予防に向けた地域活動の推進」などについて、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、教育・地域づくり・雇用等の関係課と連携して取り組む中で、認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりを進めます。

### ⑤地域ケア会議の推進

- 本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、個別課題の解決を図る「地域ケア個別会議」、日常生活圏域における課題を把握・対応する「地域ネットワーク会議」、個別課題や地域課題から明らかとなった市全体の課題の解決を目指す「地域ケア推進会議」を階層的に運用します。
- 各会議については、花巻市における地域ケア会議サイクルに沿い、目的に応じた効果的・効率的な運用に努めます。

## ⑥ 高齢者の居住安定に関わる施策との連携

- それぞれの生活のニーズに合った施設情報の提供と、適正なサービスの利用により個人の尊厳が確保されるよう、関係機関と連携するとともに花巻市立地適正化計画の趣旨に基づいた施設整備により、高齢者に対する安定した住まいの確保に努めます。

## (2) 生活を支援するサービスの充実

### ① 相談体制・情報提供の充実

- 一人ひとりの高齢者のニーズに応じた支援に向け、高齢者相談者等を配置し対応する中で、必要な情報を提供するとともに、状態や状況に応じた福祉サービス等の提供や、高齢者の支援を担う地域包括支援センター等の関係機関につなげます。

### ② 高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者が、在宅で安心して日常生活を継続できるよう、本人のニーズにあったサービスを提供します。

### ③ 家族介護者・在宅要介護者への支援

- 在宅において安心して介護を継続できるよう家族介護者と在宅要介護者を支援します。

### ④ 地域における生活支援の充実

- 高齢者が住み慣れた場所で自立した生活を送ることができるよう、地域で行う介護予防と生活支援の体制づくりに取り組みます。

## (3) 地域での見守りのしくみづくり

### ① 見守り助け合える地域づくり

- いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に努め、関係機関が情報共有し、権利擁護をはじめ高齢者の生活を包括的・継続的に支える体制を整備するとともに、地域包括支援センターを中核とし、住民同士がお互いに見守り助け合えるような地域づくりに努めます。

## ②高齢者権利擁護体制の充実

- 高齢者の権利擁護について普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら権利擁護体制を充実します。

## (4) 災害対策・感染症対策の推進

### ①災害時に備えた取り組み

- 近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から防災関係機関や庁内関係部署、介護事業所等と連携し、避難訓練の実施、洪水被害や土砂災害などの災害リスクの確認、災害時に必要な食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。
- 災害が発生した場合であっても、介護事業所等において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制が構築されるよう、業務継続計画の策定、研修および訓練の実施を支援します。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在する介護事業所等に対しては、「花巻市地域防災計画」に基づき、避難確保計画の策定を指導するとともに、策定後は定期的に避難に要する時間や避難経路等の計画内容の確認を促します。
- 高齢者等の防災意識を高め、災害時に安全・的確な行動につなげるため、「通いの場」等の地域の交流の機会を捉えて、平時の備え・災害時に取るべき行動や洪水・土砂災害等の災害リスクを把握するためにハザードマップ等の見方などについて、出前講座等を活用して周知していきます。

### ②感染症に備えた取り組み

- 新型コロナウイルス感染症などの流行を踏まえ、「花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合性を図りつつ、介護事業所等に対して、感染症対策に係る情報の周知を図り、感染症対策のための指針の整備、感染症に対する研修、感染症発生時を想定した訓練の実施等、介護事業所等における感染症の発生およびまん延防止に関する取り組みの推進を支援します。
- 感染症が発生した場合であっても、介護事業所等において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制が構築されるよう、業務継続計画の策定、研修および訓練の実施を支援します。
- マスク、消毒液等感染症対策に必要な物資の不足が見込まれる場合は、関係機関と連携し、速やかに確保が図られるよう支援します。

- 高齢者等の感染症対策への意識向上として、「通いの場」など、地域の団体に対し、自治公民館利用時の指針に沿い、活動時の検温や手洗い、換気等の感染拡大防止対策を周知するほか、自宅での検温や体調観察等の感染症への罹患予防に向けた健康管理の普及啓発に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

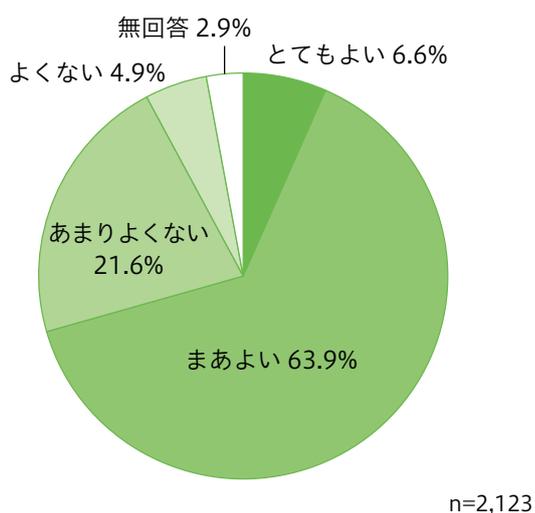
資料

## 5-3 高齢者の健康づくりの推進

### 【現況と課題】

- アンケート調査では、現在の健康状態について、「まあよい」との回答が60%以上を占めていますが、「あまりよくない」と「よくない」を合わせると健康に不安を感じている人の割合は25%を超えています。一人ひとりの自主的な健康づくりを促進する取り組みを推進していくことが重要です。
- また、2015（平成27）年度から、地域における介護予防推進の柱として「通いの場」の立ち上げや活動継続を支援しております。「通いの場」は身近な場所での住民主体の活動の場として市内全域に拡大し、2020（令和2）年度末現在の登録団体数は110団体、参加者約2,000人となっており、個々の参加者の介護予防をはじめ、高齢者の生きがいや地域のつながりの場となっています。
- 人生100年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごしていけるよう、健康づくりによる自立期間の延伸から始まり、要支援・要介護状態の発生を防ぐ介護予防や、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、状態に応じた継続的な取り組みが必要です。

図5-8 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査  
(65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者)  
現在の健康状態



## (1) 健康づくり・介護予防の推進

### ①健康づくりの推進

- 何歳になってもいきいきと暮らし続けられるよう、運動習慣・食生活・お口の健康等の基本的な健康管理の情報提供をはじめ、高齢者自身による主体的な健康づくりを推進します。

### ②介護予防の推進

- 高齢者が地域の仲間とともに交流を図りながら、要介護状態への移行を防ぐ効果的な活動に取り組めるよう、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の地域の幅広い専門職と連携しながら、自立期間の延伸に向けた介護予防と健康づくりの一体的な取り組みを推進していきます。

## 5-4 介護サービスの充実

### 【現況と課題】

- アンケート調査では、介護が必要となった場合に受けたい介護の形態について、「特別養護老人ホームなどの施設に入所し介護を受けたい」「自宅でホームヘルパーなどの介護サービスを受けたい」「自宅で介護を受けたい」の回答がそれぞれ20%を超え、全体として自宅での介護を40%以上の人が希望しています。
- 高齢化が進展する一方で介護分野の人的制約が強まる中、サービスの質を確保し、必要なサービスを提供できる体制を維持するために、効果的・効率的に介護保険事業を運営することが重要です。
- また、特養入所待機者調査および特養入所者実態調査の結果の検証などを行い、介護保険サービスの基盤を整備していくことも必要です。
- 介護人材の確保に向けた普及啓発として、介護の仕事やその魅力を紹介する「介護のお仕事セミナー」の対象を中学生に拡大することや、奨学金返還補助事業の周知を図ることで介護の仕事を目指す生徒を増やすことも重要です。

図5-9 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査  
(65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者)  
介護が必要となった場合に受けたい介護の形態

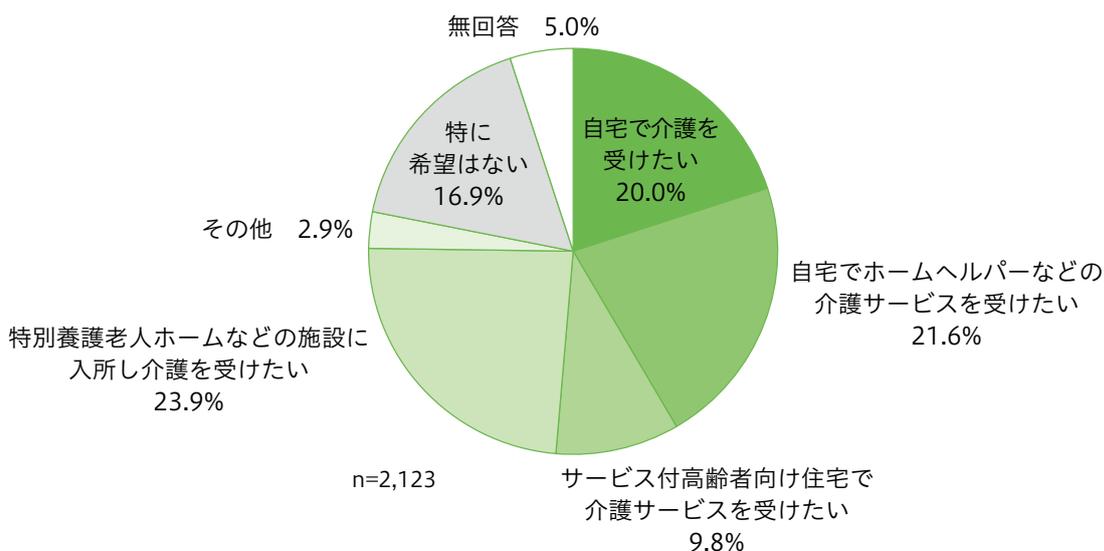
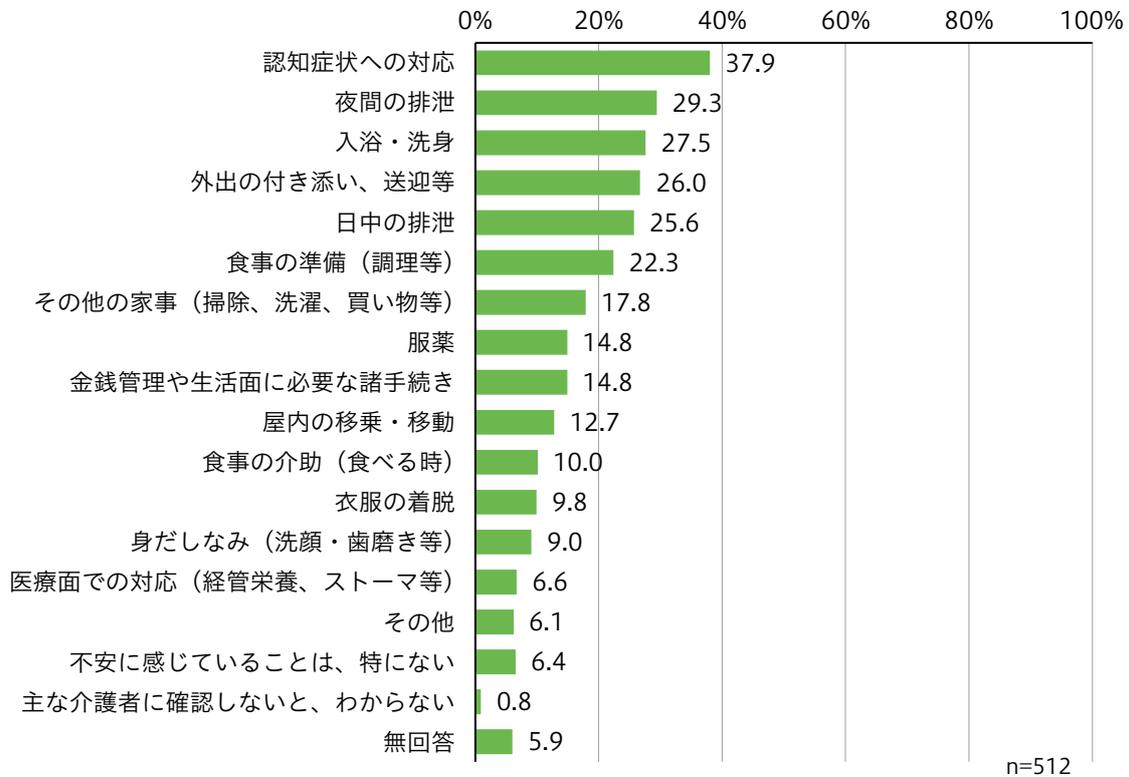


図5-10 在宅介護実態調査  
 (要支援・要介護認定者の家族介護者)  
 主な介護者が不安に感じている介護など



## (1) 効果的・効率的な介護保険事業の運営

### ①保険者機能の強化

- 効果的・効率的な介護保険事業を運営するためには、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができること、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止に資する取り組みが重要です。
- 自立支援・重度化防止の取り組みを推進するために、P D C Aサイクルを活用し、保険者機能の強化に努めます。

### ②介護保険サービスの確保・質の向上

- 自立支援・重度化防止に資する、質の高いサービスを安定して提供できるよう、介護人材確保支援などに取り組みます。

### ③介護給付適正化に向けた取り組み

- 国の「介護給付適正化計画に関する指針」に掲げる適正化主要事業に取り組みます。

## (2) 介護保険サービスの提供

### ①地域ニーズにあった介護保険サービスの提供

- 本人の希望や状態に対応するとともに、介護者の負担を軽減する介護サービスを提供します。
- サービス量を見込む際には移動や地域の特性などを踏まえて計画します。

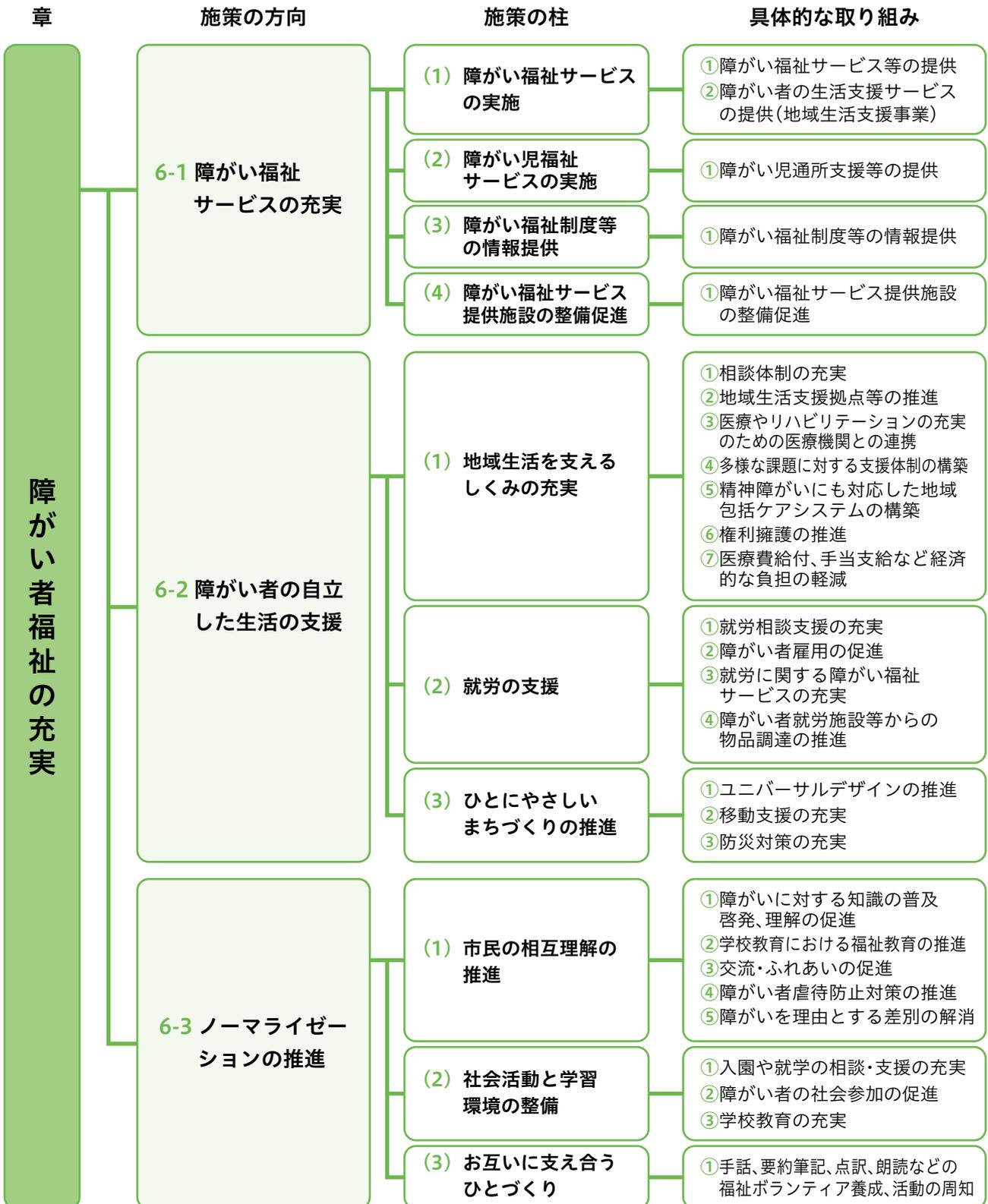
### ②介護保険サービスの基盤整備計画

- 多様化する介護ニーズに対応した介護保険サービスが提供されるよう、整備に当たっては、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、要介護者等の人数、利用状況等を勘案して計画的に必要な基盤整備を行っていきます。

# 第6章

## 障がい者福祉の充実

図6-1 施策の体系



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料

## 6-1 障がい福祉サービスの充実

### 【現況と課題】

- アンケート調査では、障がい福祉サービスを利用している障がい者（児）の利用者のうち、「満足」「ある程度満足」と回答した人の割合は、88.8%と高い割合となっています。一方、「不満」「やや不満」と回答した理由の自由記載欄には、「希望の回数が利用できなかった」「放課後等デイサービスの事業所を増やしてほしい」「送迎に関する要望」等の意見がありました。
- 障がい者が自分らしい暮らしを実現するために、相談支援専門員が障がい者（児）や家族の希望や支援状況等を聞き取り、適切なアセスメントを行いながら、総合的な支援を行っていく必要があります。
- 障がい福祉サービス等の提供については、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」によりその提供体制の確保および見込み量を定めているところであり、その計画に基づき障がい福祉サービス等の提供の充実を図っていく必要があります。
- 福祉サービスの情報の入手先としては「家族や親族」が19.4%で最も多く、「サービスを受けている事業所や施設」が19.3%、「市の広報誌、チラシ」が17.9%、「市役所の窓口」が15.4%「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」が12.9%となっており、障がいの種別により情報入手方法が様々であることから、多様な広報活動による継続的な周知が必要となっています。

図6-2 障がい福祉サービス利用アンケート調査  
障がい福祉サービスの満足度

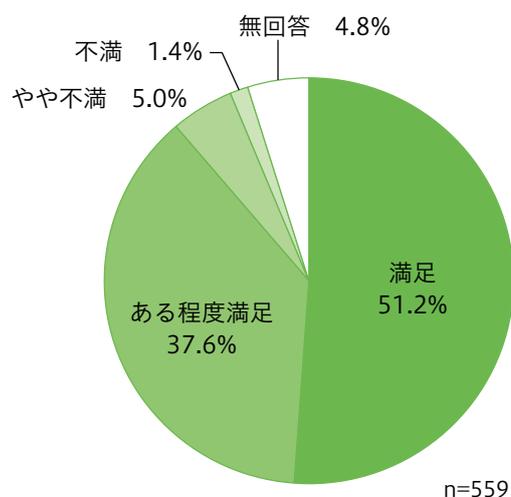


図6-3 障がい福祉サービス利用アンケート調査  
利用している障がい福祉サービス

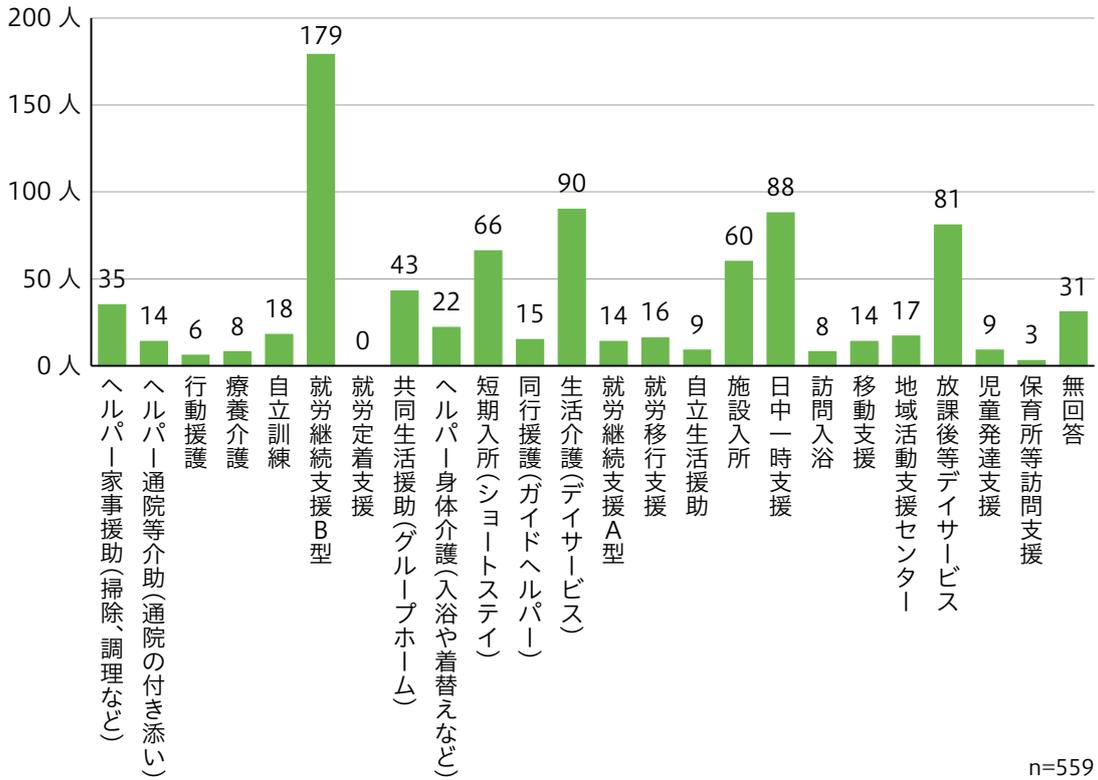
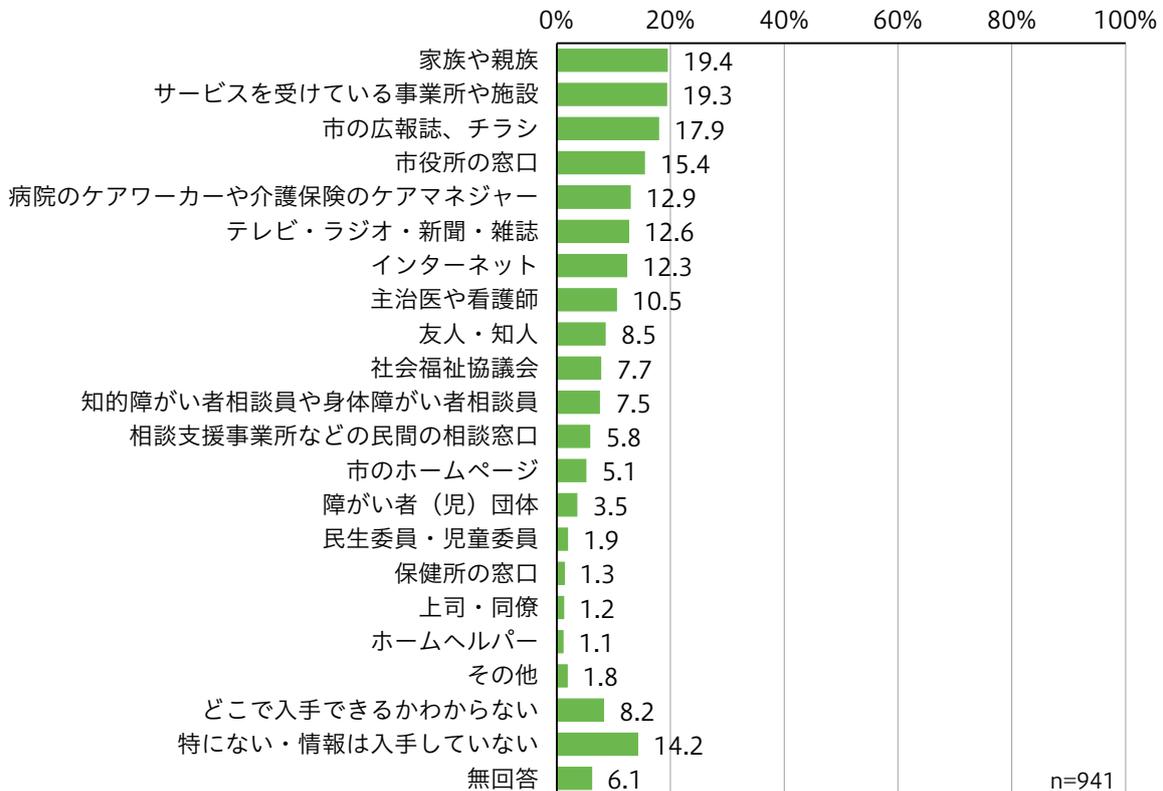


図6-4 障がい福祉に関するアンケート調査  
福祉サービスに関する情報の入手先



## (1) 障がい福祉サービスの実施

### ①障がい福祉サービス等の提供

- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、「介護給付費」「訓練等給付費」を提供します。サービス提供に当たっては、相談支援専門員が本人の意向や家族支援の状況、障がいの特性等からサービス等利用計画を作成し、継続的にモニタリングを行いながら、適切なサービス支援に努めます。

表6-1 障がい福祉サービスの種類

| 種類    | サービス名  |
|-------|--|
| 介護給付  | 居宅介護（ホームヘルパー）、重度訪問介護<br>同行援護、行動援護<br>重度障がい者等包括支援<br>短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護<br>施設入所支援  |
| 訓練等給付 | 自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）<br>自立訓練（機能訓練）、自立支援（生活訓練）<br>就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援 |
| 相談支援  | 計画相談支援<br>地域移行支援、地域定着支援  |

### ②障がい者の生活支援サービスの提供（地域生活支援事業）

- 障がい者（児）が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。

表6-2 地域生活支援事業の種類

| 種類   | 事業名   |
|------|---|
| 必須事業 | 理解促進研修・啓発事業<br>自発的活動支援事業<br>相談支援事業<br>成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業<br>意思疎通支援事業<br>日常生活用具給付等事業<br>手話奉仕員養成事業<br>移動支援事業<br>地域活動支援センター事業 |
| 任意事業 | 訪問入浴サービス事業<br>生活訓練事業、日中一時支援事業<br>社会参加支援事業<br>知的障がい者職親制度   |

## (2) 障がい児福祉サービスの実施

### ①障がい児通所支援等の提供

- 療育の必要な児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所による支援を受けることにより、基本的な動作の向上や集団生活への適応のための訓練等を行います。

表6-3 障がい児通所支援等の種類

| 種類        | サービス名   |
|-----------|---|
| 障がい児通所支援等 | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス<br>保育所等訪問支援<br>医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援<br>障がい児相談支援 |

## (3) 障がい福祉制度等の情報提供

### ①障がい福祉制度等の情報提供

- 障がい福祉制度やサービス内容・相談窓口について、「広報はなまき」「市ホームページ」への掲載、「障がい者のためのくらしのしおり」の配布、医療・介護資源情報提供システム「けあプロnavi」、花巻市地域自立支援協議会専門部会との連携による情報誌の発行など、多様な手法により障がい者（児）やその家族へ情報提供を行います。
- 障がいの特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、県が主催するペアレントトレーニングなどの研修等について情報提供を行います。

## (4) 障がい福祉サービス提供施設の整備促進

### ①障がい福祉サービス提供施設の整備促進

- 障がい者（児）へのサービス提供を行う社会福祉法人・NPO法人等が行う施設の整備に対し、国県等の助成のほかに市補助金による支援を実施することにより、障がい福祉サービス提供施設の整備を促進します。

## 6-2 障がい者の自立した生活の支援

### 【現況と課題】

- アンケート調査では、住み慣れた地域の中で安心して生活ができるまちをつくるために必要なこととして、「相談体制の充実」が32.2%で最も高く、以下「サービス利用の手続きの簡素化」が32.0%、「保健・医療・福祉のサービスの充実」が28.3%となっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者では「相談体制の充実」が47.2%と高く、療育手帳所持者では「グループホームの整備」が26.1%、「入所施設の整備」が24.1%となっています。また、相談しやすい体制をつくるために必要と思うことについては、「専門的・継続的に相談できること」「1か所で総合的な窓口があること」「地域の身近なところで相談できること」といった要望が高くなっています。
- 2019（令和元）年度に設置した相談支援の中核機関となる基幹相談支援センターが、相談支援専門員や関係機関と連携を図りながら、障がい者（児）のニーズに応えられるよう支援を行っていますが、基幹相談支援センターに寄せられる相談件数は増加傾向にあります。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実や家族等の支援が受けられなくなった場合を見据えた居住支援や緊急時の受け入れ体制の構築など、障がい者（児）の地域生活を支えるための支援がより求められています。
- アンケート調査では、障がい者（児）の就労に際して「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解」が必要と考える障がい児が87.5%ととても高くなっています。障がい者（児）の就労時の支援のみならず、就労後の生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援についても推進する必要があります。
- 災害発生時に困ることについて、アンケート調査では障がい者の29.9%、障がい児の60.2%が「避難所まで一人でいけない」と回答しています。また、障がい児では「災害時の避難場所がわからない」との回答も27.3%みられます。障がい者（児）やその支援者をはじめ、すべての人へ防災に関する知識の普及・啓発に取り組み、地域ぐるみの支援・防災意識を醸成する必要があるとともに、障がい者（児）に配慮した避難所の環境整備が求められています。

図6-5 障がい福祉に関するアンケート調査  
住み慣れた地域の中で安心して生活ができるまちをつくるために必要なこと（抜粋）

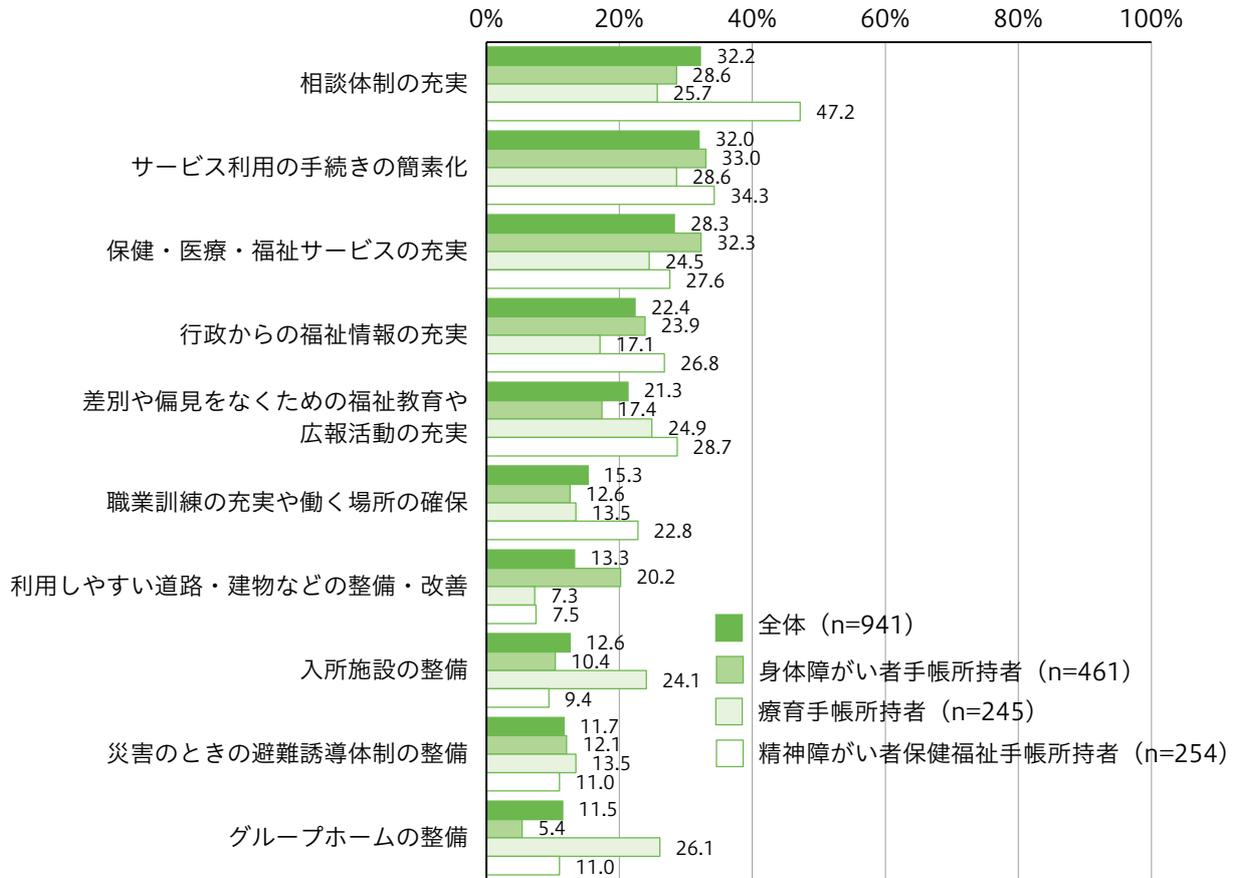


図6-6 障がい福祉に関するアンケート調査  
相談しやすい体制をつくるために必要なこと

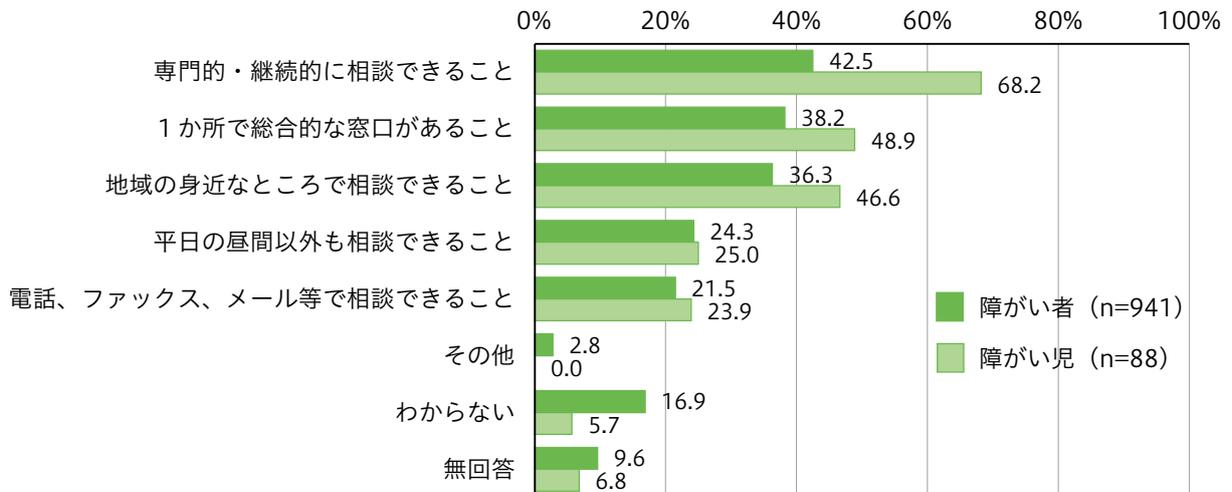


図6-7 障がい福祉に関するアンケート調査  
障がい者が働くために必要なこと

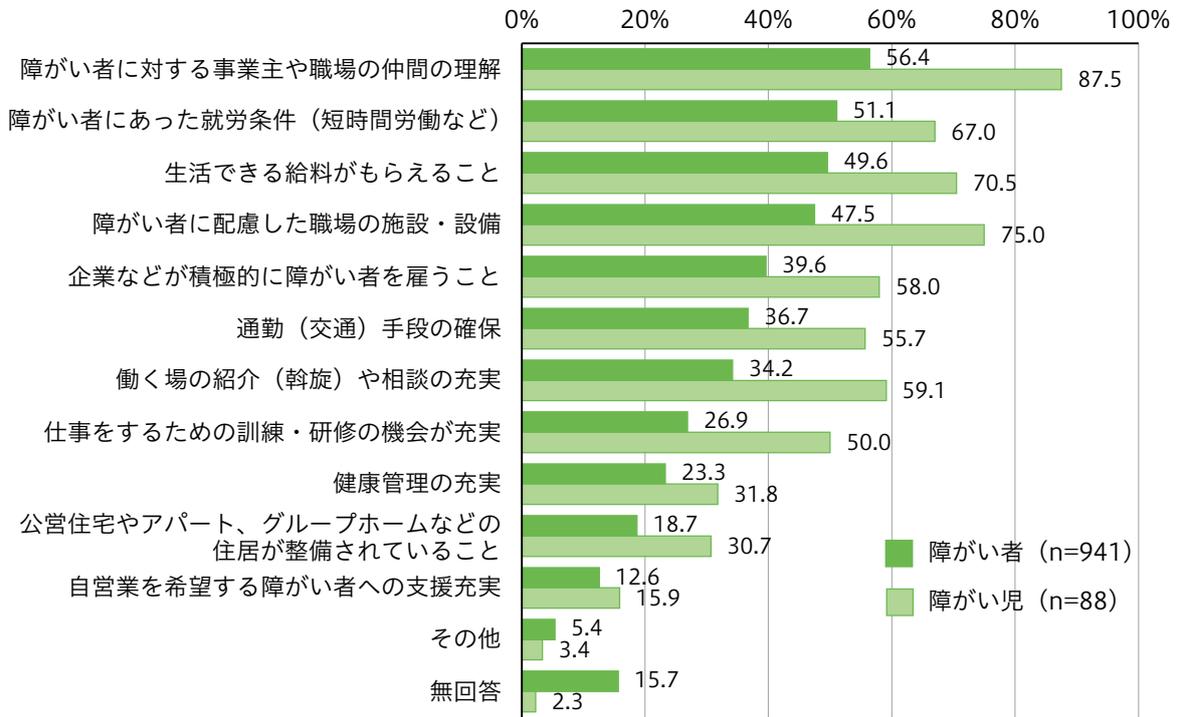
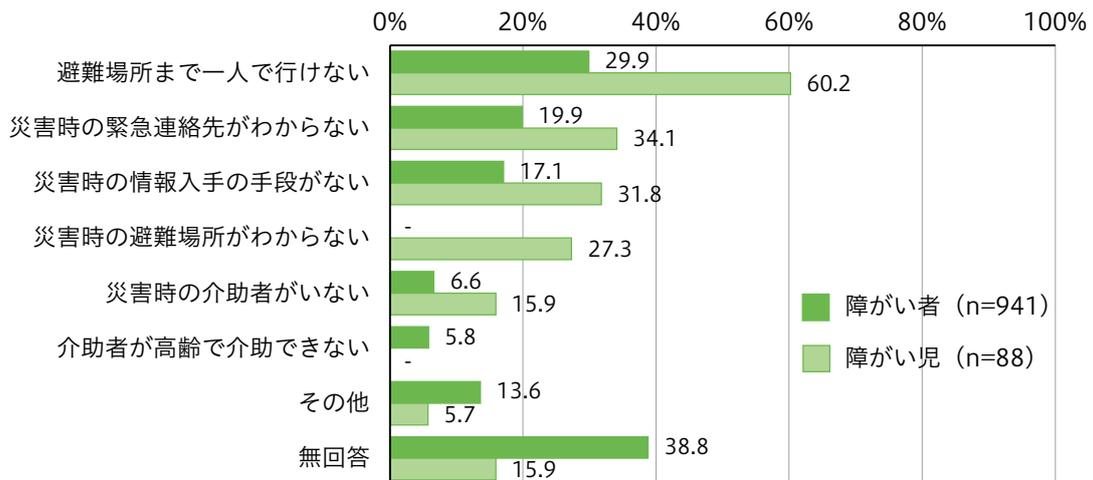


図6-8 障がい福祉に関するアンケート調査  
災害発生時に困ること



## (1) 地域生活を支えるしくみの充実

### ①相談体制の充実

- 地域における相談機能の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」において、多様化するニーズや専門性の高い相談に対応するため、市内法人から経験豊かな人材を招聘し、相談支援の質の向上を図り、相談支援専門員等の人材育成や支援困難事例への対応等の取り組みを進めながら、相談支援体制の充実強化を行います。
- 保健師・助産師による赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等の状況把握から、療育支援が必要な児童に対し、こども発達相談センターやイーハトーブ養育センター、医療機関等の関係機関と連携を図り、適切な時期から必要な支援が受けられるようにします。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、関係機関が協働する支援体制づくりを行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、他分野にまたがる支援の調整を行います。
- 地域の実情に精通している身体障がい者相談員および知的障がい者相談員を配置し、障がい者やその保護者の相談に当事者または当事者の保護者としての視点を持ち、行政や関係機関と連携を図りながら相談支援や助言等を行います。

### ②地域生活支援拠点等の推進

- 障がいの重度化・高齢化や家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい者の将来の居住の場（グループホームや入所施設など）等の将来の生活プランを作成し、希望する住まいで安心して暮らしていけるように支援するとともに、サービス提供体制の確保に努めます。
- 地域生活支援拠点等の5つの機能 ①相談、②緊急時の受け入れ対応、③グループホーム等の体験入居の場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを推進します。

### ③医療やリハビリテーションの充実のための医療機関との連携

- 在宅で生活する場合においても、訪問医療や看護、リハビリテーション等が受けられるよう、医療機関との連携を図ります。
- 医療的ケアを必要とする超重症児等の短期入所の受け入れ先の充実を図るため、県補助金を利用した医療型短期入所事業所等へ財政支援を行います。

#### ④多様な課題に対する支援体制の構築

- 自閉スペクトラム症等の発達障がいや医療的ケア児、ひきこもりの状態にある当事者への対応など多様な課題に対しては、地域自立支援協議会専門部会や関係機関とともに具体的な対応策について検討を行い、支援体制の構築や事業を展開していきます。

#### ⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設け、住まいの確保支援等を含めた包括的な精神障がい者への支援体制を構築します。

#### ⑥権利擁護の推進

- 知的障がい、精神障がいで適切な判断ができない人を法的に保護し支える成年後見制度について、社会福祉協議会や司法書士等の専門職と連携を図り、成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を行う組織となる地域連携ネットワークの組織化およびその事務の中核を担う中核機関を設置し、制度の促進を図ります。

#### ⑦医療費給付、手当支給など経済的な負担の軽減

- 経済的な基盤となる障がい年金や各種手当等の給付、税の減免や各種運賃割引制度などの周知と利用促進に努めます。

## (2) 就労の支援

### ①就労相談支援の充実

- 一人ひとりの能力・適正に応じた雇用の場に就くことができるよう、公共職業安定所、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労移行支援事業所と連携を図り、就労相談支援の充実に向けた取り組みを推進します。

### ②障がい者雇用の促進

- 障がい者雇用に対する企業等の理解を促進するため、関係機関と連携して普及啓発に努めます。

### ③就労に関する障がい福祉サービスの充実

- 障がい福祉計画を踏まえ、障がい福祉サービスの中で就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援など、就労につながる支援を推進します。

### ④障がい者就労施設等からの物品調達の推進

- 障がい者就労施設等が製造する物品等やその販売先の周知を図り、物品等の調達を推進します。

## (3) ひとにやさしいまちづくりの推進

### ①ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設の整備に当たっては、市民参画制度を活用し、市民の意見を取り入れた、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

### ②移動支援の充実

- 障がい者の社会参加や医療機関への通院に対し、福祉タクシー券の給付のほか、通院時交通費助成を行います。
- 公共交通機関における段差解消などバリアフリー化の促進に努めます。

### ③防災対策の充実

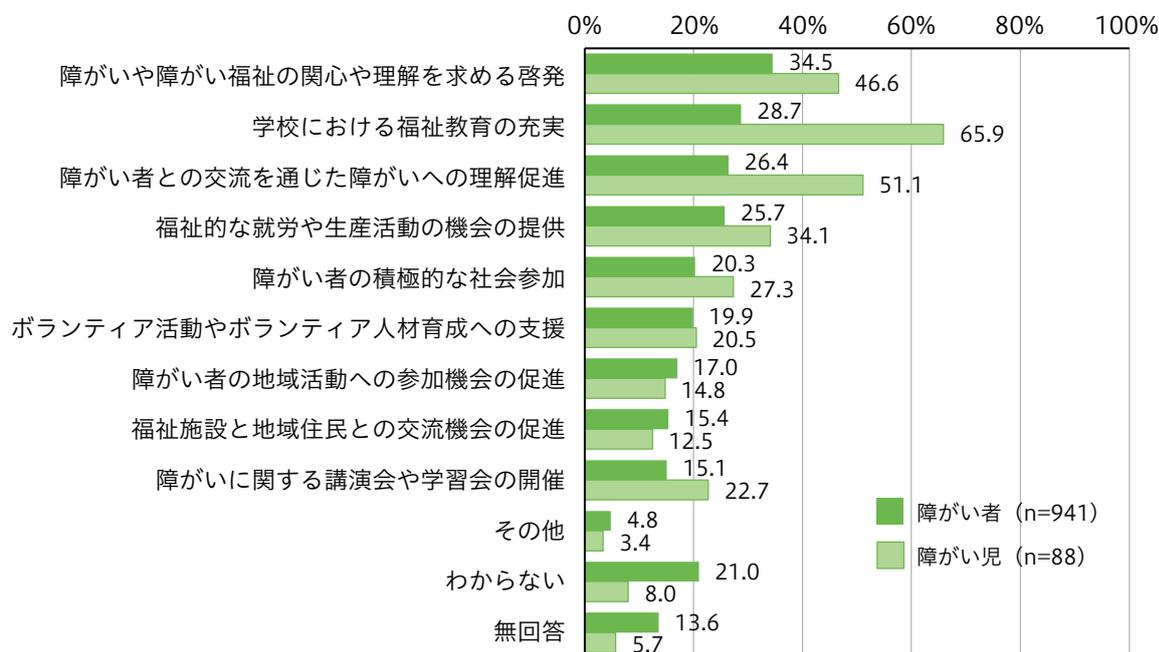
- 防災関係機関や庁内関係部署、障がい福祉サービス事業所等と連携し、避難訓練の実施、災害リスクの確認、食糧や物資の確保等、防災に関する知識の啓発を行い、障がいの状態に応じた避難・誘導體制を構築します。
- 障がい者の避難支援に必要な情報の共有・活用を適切に進め、地域住民の協力も得ながら、障がい者が緊急時でも安全に避難できる支援体制づくりに努めます。
- 避難所において、それぞれの障がいに配慮した避難所運営に努めます。

## 6-3 ノーマライゼーションの推進

### 【現況と課題】

- 障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で生きがいを持って生活を送ることができる共生社会の実現が求められています。
- 障がいのある子どももない子どもも、誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進により、各学校や学級における特別な支援を必要とする児童生徒への対応の多様化が進んでいることから、特別支援教育のさらなる充実が求められています。
- アンケート調査では、地域の人々が障がい者への理解を深めるために必要と思うことでは、「障がいや障がい福祉の関心や理解を求める啓発」との回答について障がい者では34.5%で最も高く、障がい児では46.6%となっています。障がい児では「学校における福祉教育の充実」を求める意見が65.9%で最も高くなっています。

図6-9 障がい福祉に関するアンケート調査  
地域の人々が障がい者への理解を深めるために必要と思うこと



## (1) 市民の相互理解の推進

### ①障がいに対する知識の普及啓発、理解の促進

- 人それぞれの個性や違いを理解し、互いに尊重し合い、誰もがいきいきと、心にゆとりを持って生活できる共生社会の実現に向けて、人々の意識や社会環境の中にある様々な障壁を取り除くなど、心のバリアフリーを進めます。
- 障がいを理解してもらうために、講演会の開催や障がい者への支援活動を紹介する広報を行うなど、正しい知識の普及啓発を推進します。
- 障がい者が利用できる福祉サービス等を周知し、利用を促進します。

### ②学校教育における福祉教育の推進

- 障がいに対する理解を深める福祉教育を推進します。

### ③交流・ふれあいの促進

- 地域での交流やふれあいなど様々な場面への障がい者の参加を促進します。

### ④障がい者虐待防止対策の推進

- 障がい者への虐待防止について、市に相談窓口を設置するほか、広報等を利用し市民への啓発を行います。
- 障がい者に対する虐待を防止するために、相談支援事業所の相談支援専門員や、障がい福祉サービス事業所のサービス管理責任者等、関係機関等と連携を図ります。虐待発生時には、「花巻市障害者虐待防止対応マニュアル」に基づき、適正に対応します。

### ⑤障がいを理由とする差別の解消

- 国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の基本理念をもとに、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに合理的配慮を提供します。

## (2) 社会活動と学習環境の整備

### ①入園や就学の相談・支援の充実

- 一人ひとりにあった適切な支援が受けられるような体制の充実に努めます。
- 障がい児が希望する場所で保育・教育が受けられるよう、関係機関と連携を図ります。

### ②障がい者の社会参加の促進

- 障がい者同士が交流する場や活動発表会などを通じて社会生活を学び、個性を発揮できるよう障がい者本人の活動の促進を図ります。
- 障がい者スポーツ大会やレクリエーション交流会などへの積極的な参加を促進します。
- 芸術文化活動や発表の場を提供し、多様な表現活動を通じた交流を推進します。

### ③学校教育の充実

- 障がいのある子どももいない子どもも、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した社会生活を送ることができるよう、誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進を図ります。

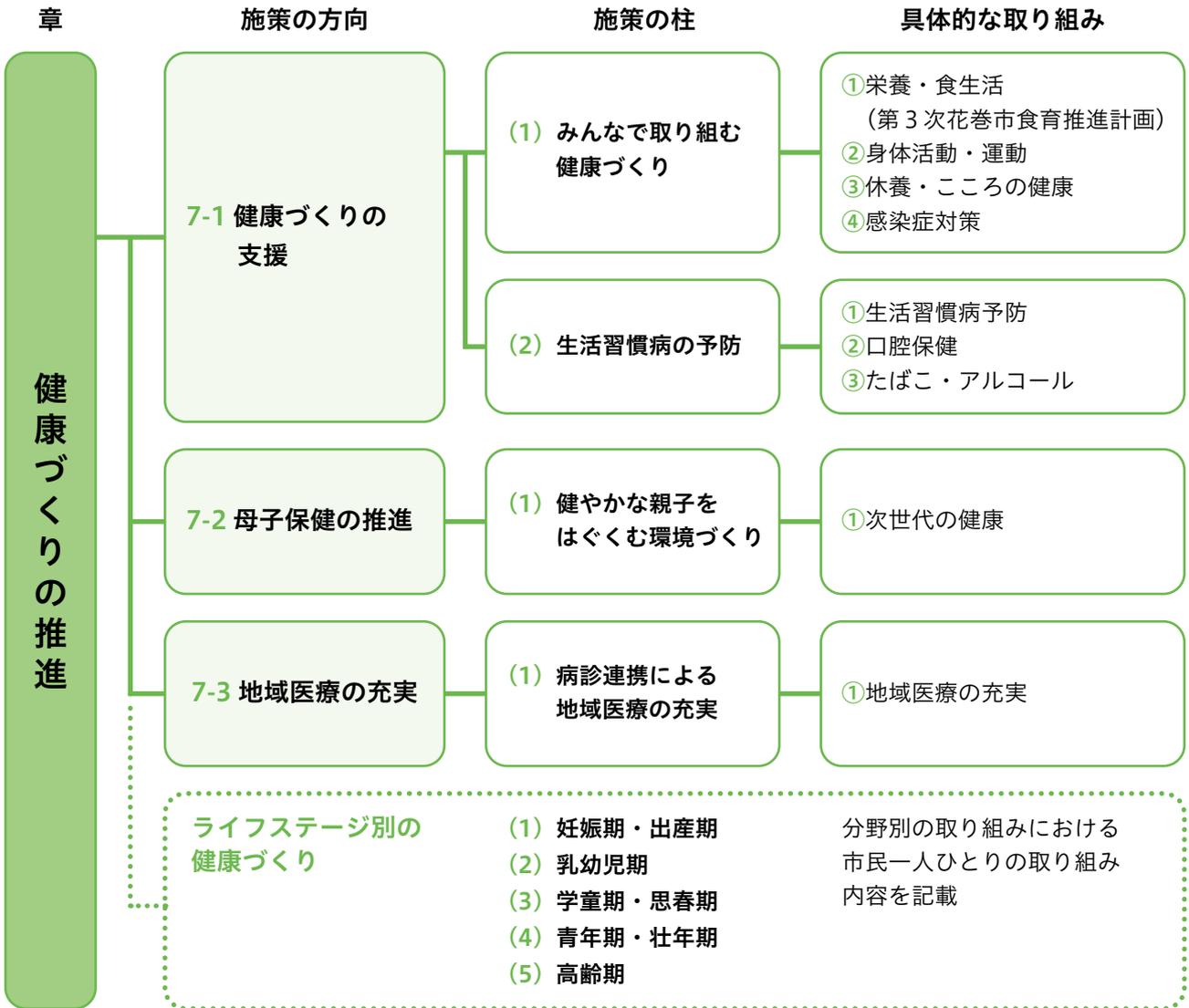
## (3) お互いに支え合うひとづくり

### ①手話、要約筆記、点訳、朗読などの福祉ボランティア養成、活動の周知

- 手話、要約筆記、点訳、朗読などの活動に関する市民の理解と関心を広げ、意思疎通支援に関わるボランティアの養成を行います。

# 第7章 健康づくりの推進

図 7-1 施策の体系



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料

## 7-1 健康づくりの支援

### 【現況と課題】

- アンケート調査では、19歳以上の市民が食生活で実行していることについて、「1日3食きちんと食べる」との回答が約70%みられ、最も高くなっています。
- 「1日に2回以上主食・主菜・副菜そろって食べている人」の割合は、学童期（小学6年生、中学3年生、高校3年生）では増加している一方で、単身世帯および若い世代（20～40歳）では、副菜を食べている人の割合が低い状況です。
- 健康維持・増進のため意識的に体を動かすように心がけていることについて、19歳以上の市民では「いつも心がけている」との回答が23.7%となっています。
- 高齢者における運動習慣者の割合は増加しており、健康講座の地域での開催や住民が主体的に活動する「通いの場」の拡大によるものと考えられます。一方、働き盛り世代の運動習慣者の割合は減少しており、若い世代を対象とした取り組みの不足が要因として考えられます。
- 小学6年生、中学3年生、高校3年生のアンケート調査では、何か悩みや困ったことがあったときに相談できる人や場所について、「ある（いる、知っている）」との回答は年齢が上がるにつれて増える傾向がみられます。
- がん検診、特定健診については、2019（令和元）年度までは、土日、夕方健（検）診、追加健（検）診などの導入等で受診率は微増傾向にありましたが、2020（令和2）年度は乳がん検診を除きすべての健（検）診受診率が減少しています。
- 19歳以上の市民における歯みがきの実施状況について、アンケート調査では「毎日2回みがく」との回答が50.9%、「毎日3回以上みがく」との回答が26.9%となっており、食後の歯みがきをしている人の割合は低い状況となっています。
- 幼児健診時における繰り返しの健康教育や口腔ケアの指導により、幼児（乳歯列）の歯科健診受診率の割合は90%に、また3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある割合も増加しました。しかし、成人期（永久歯列）では、妊婦歯科健診受診率は50%と増加していますが、節目歯科健（検）診受診率は20%の目標に到達しておらず、成人を対象とした口腔保健の働きかけが不足していたと考えられます。
- 19歳以上の市民における喫煙の状況について、アンケート調査では「吸っている」との回答は17.2%となっています。

図 7-2 健康はなまき 21 プラン最終評価に係る意識調査（19 歳以上の市民）  
食生活で実行していること

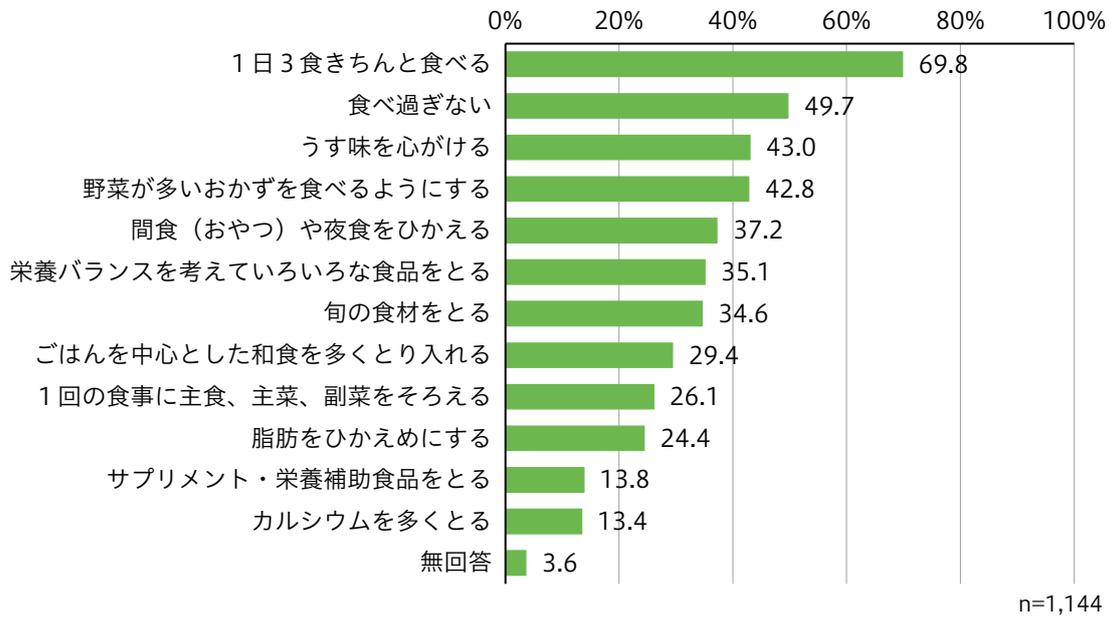
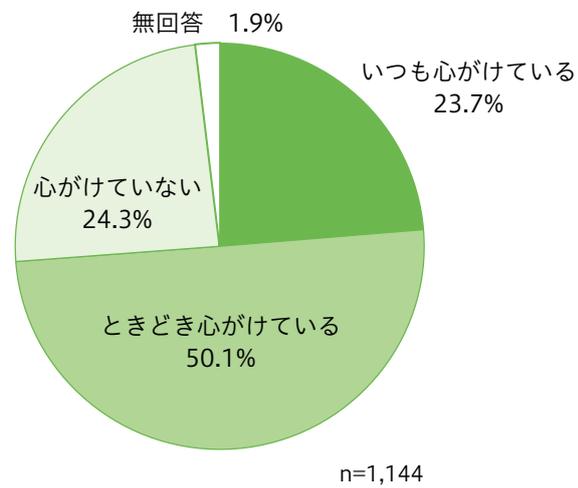


図 7-3 健康はなまき 21 プラン最終評価に係る意識調査（19 歳以上の市民）  
健康維持・増進のため意識的に体を動かすように心がけていることの有無



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料

図 7-4 健康はなまき 21 プラン最終評価に係る意識調査（小学 6 年生、中学 3 年生、高校 3 年生）  
何か悩みや困ったことがあったとき、相談できる人や場所の有無



図 7-5 健康はなまき 21 プラン最終評価に係る意識調査（19 歳以上の市民）  
歯みがきの実施状況

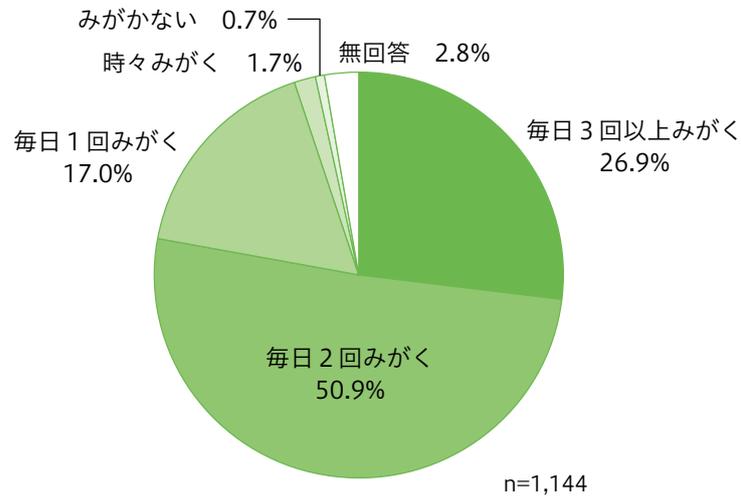
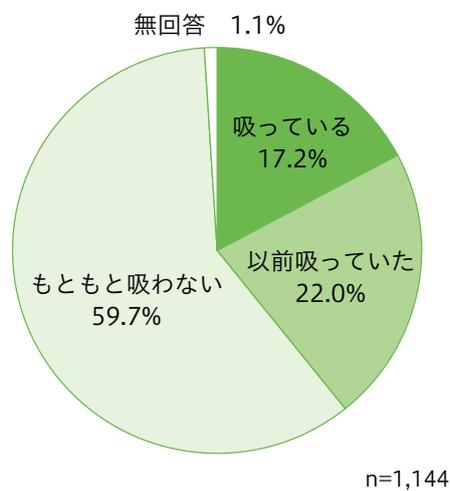


図 7-6 健康はなまき 21 プラン最終評価に係る意識調査（19 歳以上の市民）  
喫煙の状況



## (1) みんなで取り組む健康づくり

### ①栄養・食生活

- 自分に見合った体重に関する知識を普及啓発します。
- 食育によるSDGsを推進するため、食生活および環境も含めた食循環に関する知識の普及啓発を進めます。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」の実践など「食育」を推進します。
- 食生活改善推進員を養成し、活動の支援をします。
- 食生活改善推進員と連携し、各世代を対象とした食に関する知識を普及します。
- 若い世代および働き盛り世代を中心とした「食育講座」の充実を図ります。
- 食事の適量を「手ばかり栄養法」などによりわかりやすく普及します。
- 栄養成分表示の見方や活用について、普及啓発を進めます。
- 健康的な生活習慣の確立のため、正しい知識の普及啓発を進め、家庭での取り組みを支援します。
- 生涯健康な生活を送るため、ゆっくりよく噛んで食べる食習慣の効果を周知します。
- 子どもの食生活や生活習慣病予防について正しい知識と情報の提供を行います。
- 農業体験活動の促進や地場産物の拡大を図り、食と農業に関する理解を深めます。
- 広報・ホームページなどにより食育に関する市民の理解の向上に努めます。

### ②身体活動・運動

- 運動に関する知識の普及啓発を進めます。
- 運動習慣の定着を目的とした、情報通信技術（ICT）を活用したしくみづくりを検討します。
- 年代に合わせた運動の普及を推進します。
- 運動に関する健康講座などを実施します。
- 要介護のリスクが高い運動器症候群「ロコモティブシンドローム」の周知と予防法の啓発をします。
- 楽しみながら歩数を増加させるために市内にウォーキングコースを設定し、歩きやすい環境づくりを進めるとともに、市内のウォーキングコースの周知を行います。

### ③休養・こころの健康

- こころの健康づくりや休養の必要性などの普及啓発を進めます。
- ストレスの知識や対処方法の情報を提供します。
- 生活リズムや睡眠習慣改善の正しい知識の普及啓発を進めます。
- うつ病についての正しい知識の普及を進めます。
- 自殺予防、命の大切さの普及啓発を進めます。
- 気軽に相談できる体制づくりと相談窓口の情報を提供します。
- 専門機関や関係機関と連携し、こころの健康づくり、自殺予防対策を進めます。
- 誰もが気軽にストレス状態を確認できる「こころの体温計」サイトの周知と充実を図ります。
- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」を養成します。
- 市民が孤立しないよう、地域のつながりを支援します。

### ④感染症対策

- 日常生活における感染症予防の知識の普及と実践の定着を図ります。
- 感染症予防に関する理解と意識向上を図ります。
- V P D（ワクチン接種により予防可能な疾病）ワクチン接種について周知します。
- 季節的に流行するインフルエンザ等の感染症流行の情報発信を行います。
- 生活習慣病や歯周病の予防と感染症予防の関係について周知します。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種をはじめ、今後開発される有効な治療法を市民が広く受けられるように関係機関とともに取り組みを進めます。

## (2) 生活習慣病の予防

### ①生活習慣病予防

- がんやメタボリックシンドロームなど、生活習慣病予防に関する知識の普及を図ります。
- 定期的な健（検）診の必要性や受診方法をわかりやすくお知らせし、受診率向上に努めます。
- 健（検）診結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。
- 健（検）診後の保健指導実施率の向上を図ります。
- 生活習慣病予防に向けた自己管理（セルフケア）の普及啓発を進めます。
- 家庭血圧測定の必要性和正しい測り方の普及啓発を進めます。
- 保健推進委員や食生活改善推進員と連携し、生活習慣病予防を推進します。
- がん検診の結果、要精密検査の対象者には、受診勧奨します。
- 健（検）診の受けやすい体制づくりとして、休日健（検）診、夕方健（検）診の充実を図ります。
- 健（検）診時には感染症予防対策を講じ、安心安全な実施に努め、市民への普及啓発を図ります。
- 健（検）診の予約システムの導入を検討します。
- 治療が必要な未治療者・治療中断者を受診に結びつけるよう受診勧奨を行います。
- 地域の医療機関と連携し、生活習慣病の重症化予防を図ります。

### ②口腔保健

- 歯周病が全身に及ぼす影響について普及啓発を進めます。
- 各種歯科健康診査を実施します。
- 個別の（節目）歯科健康診査などの周知、受診勧奨を行います。
- ライフステージに応じた口腔ケアの普及啓発を進めます。
- 高齢期へ向けて変化するオーラルフレイル予防について講座などを通じ広く周知を行います。
- 緊急時でも適切な歯科診療を受けられるよう、花巻市休日歯科診療所を開設します。
- ライフステージごとに関係機関と連携し、口腔保健の推進に取り組みます。

### ③たばこ・アルコール

- たばこやアルコールが妊婦や未成年者に及ぼす影響について知識の普及を進めます。
- 喫煙や受動喫煙の健康への影響に関する知識の普及を進めます。
- アルコールの健康への影響に関する知識の普及を進めます。
- アルコールの適量について周知します。
- 禁煙したい人に禁煙外来のある医療機関の紹介や、禁煙補助剤等に関する情報を提供します。
- 公共施設の敷地内禁煙など受動喫煙防止を推進します。

## 7-2 母子保健の推進

### 【現況と課題】

- 妊娠・出産における取り組みでは、安心して妊娠・出産できる環境づくりとして、産婦人科医療機関等関係機関との連携を強化するとともに、産後ケア事業等を実施しました。早期妊娠届出率や妊婦健康診査受診率の向上につながり、支援が必要な対象者を早期に支援できたことで、産後の安心した育児につながったと考えられます。
- 乳幼児期の子育てにおける取り組みでは、妊娠期からの継続した支援と、乳児全戸訪問、乳幼児健診等の受診率向上により、すべての乳幼児の健やかな成長発達を支援してきました。
- 子どものこころと体における取り組みでは、基本的な生活習慣である「早寝・早起き・朝ごはん」に取り組むとともに、困ったときの相談窓口の周知などを実施しました。乳幼児期から身につけることが大切な基本的な生活習慣の確立において、年齢が低いほど朝7時までに起きる割合が低く、その要因として就寝時間が遅くなっていることが考えられます。

### (1) 健やかな親子をはぐくむ環境づくり

#### ①次世代の健康

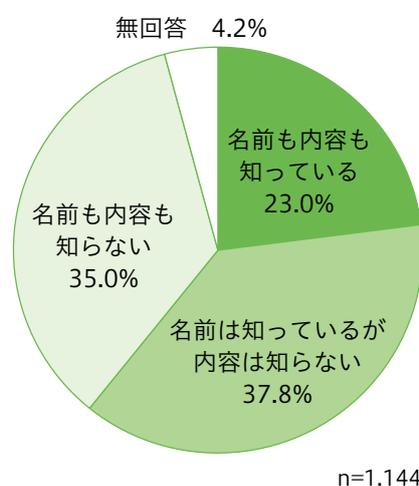
- 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識と情報の提供を行い、関係機関と連携しながら支援します。
- 産後のうつの早期発見など、医療機関と連携を図り相談支援の充実に努めます。
- 乳幼児健康診査の受診率を高め、病気や異常の早期発見・早期治療へつなげます。
- 予防接種は適切な時期に受けるよう勧奨します。
- 子どもの成長や発達に関する正しい知識と情報の提供を行い、育児支援の充実に努めます。
- 基本的な生活習慣の確立のため、正しい知識の普及啓発を行い、家庭での取り組みを支援します。
- 虐待の早期発見・早期対応に努め、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携し、継続的に支援します。
- 乳幼児期から絵本に親しみ、豊かなこころを育みます。
- 遊びやスポーツを通じて健康なこころと体を育てます。
- 親子のきずなや命を大切にすることを育みます。

## 7-3 地域医療の充実

### 【現況と課題】

- アンケート調査では、19歳以上の市民における岩手中部医療ネットワーク（いわて中部ネット）の周知状況について、まだあまり知られていない状況が伺えます。
- かかりつけ医やかかりつけ歯科医、医療機関への上手なかかり方に対する関心は高いものの、比較的新しい「かかりつけ薬剤師」制度の認知度はまだ低い状況です。

図7-7 健康はなまき21プラン最終評価に係る意識調査（19歳以上の市民）  
岩手中部地域医療ネットワーク（いわて中部ネット）の認知度



### （1）病診連携による地域医療の充実

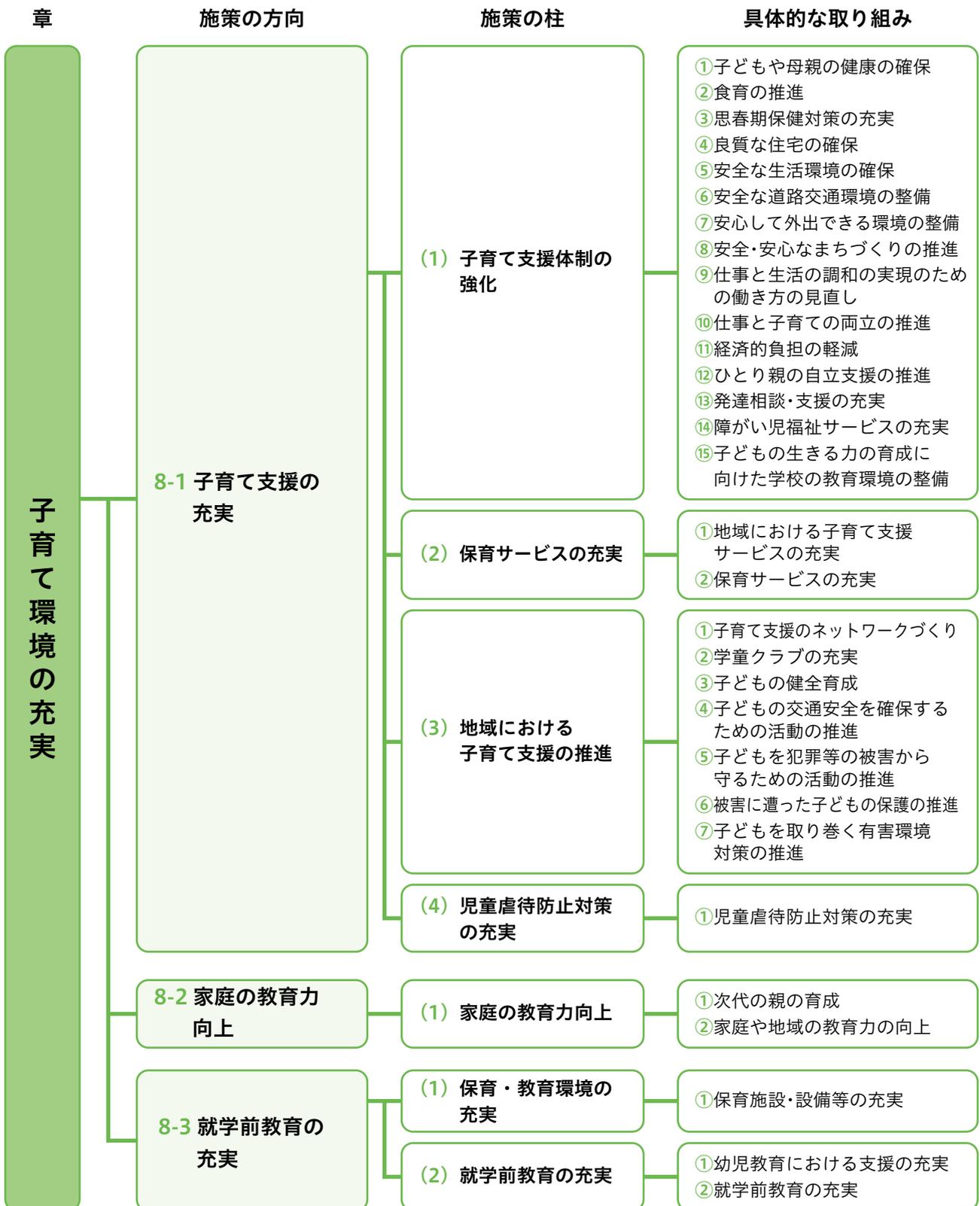
#### ①地域医療の充実

- 病診連携のしくみや、上手な受診の仕方について、周知を図ります。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つことを推進します。
- 安心して医療が受けられるよう、休日や夜間の医療体制の確保に努めます。
- 市民が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療と介護の連携を推進します。
- 在宅医療の推進に努めます。
- 通院等の環境の維持・確保を図ります。
- 医療従事者の確保支援を行います。
- 安心して出産することができるよう、周産期医療体制の維持・確保を図ります。
- 地域医療情報の共有による医療・介護の一体的なサービス提供体制の構築支援と市民への周知活動を推進します。

# 第8章

## 子育て環境の充実

図8-1 施策の体系



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料

## 8-1 子育て支援の充実

### 【現況と課題】

- 保護者の就労状況について、アンケート調査では、約80%の母親がフルタイムまたはパート・アルバイト等（共に育児休業中を含む）で就労しています。調査結果から算出された世帯類型では、今後の就労意向を踏まえると（潜在）、保育ニーズがより高まる方向にあることが伺えます。
- また、育児休業の取得状況について、母親は「取得した（取得中である）」が51.6%で最も高くなっていますが、父親は「取得していない」（87.4%）が多数を占めています。出産・育児と仕事を両立する環境づくりをより一層推進していく必要があります。
- 保育園等の待機児童の解消を図るため、保育士の処遇改善や保育士確保策の充実など、引き続き保育士の確保を進める必要があります。
- 不登校・学校不適応児童生徒の出現を未然に防ぎ、早期対応を強化するため、スクールソーシャルワーカーや生徒支援員、教育相談員の資質向上や、組織的に対応できるよう学校訪問指導の機会を充実していくことが求められています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の受け入れなど、特別支援教育へのニーズが高まっていることから、ふれあい共育推進員の配置を含め、各学校の体制を充実する必要があります。
- 各学校では家庭や地域と連携し、特色ある教育活動を展開していますが、さらに充実した特色ある学校を目指すためにも、地域連携推進事業を発展させたコミュニティ・スクールの設置が必要です。
- アンケート調査では、市の子育ての環境や支援についての満足度について、半数以上の人“不満”と感じており、子育てニーズにきめ細かく対応していくことが重要です。

図8-2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童、就学児童（小学1～4年生）の保護者）  
母親の就労状況および今後の就労意向

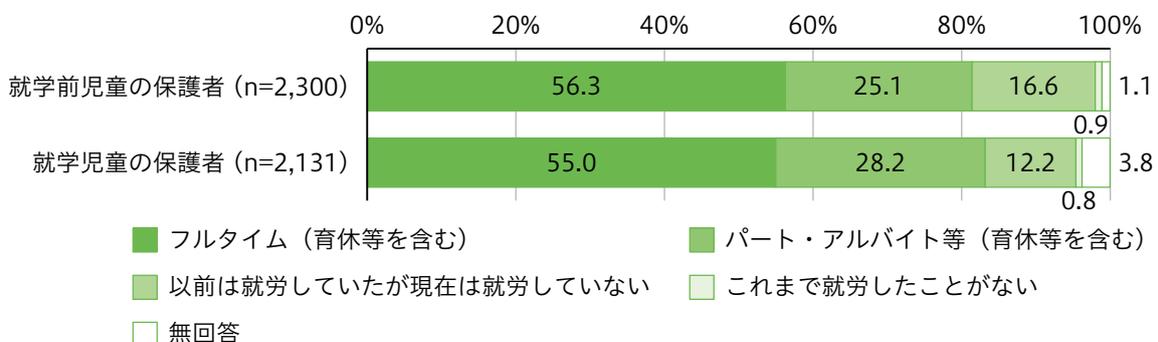


図8-3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童、就学児童（小学1～4年生）の保護者）  
父親の就労状況および今後の就労意向

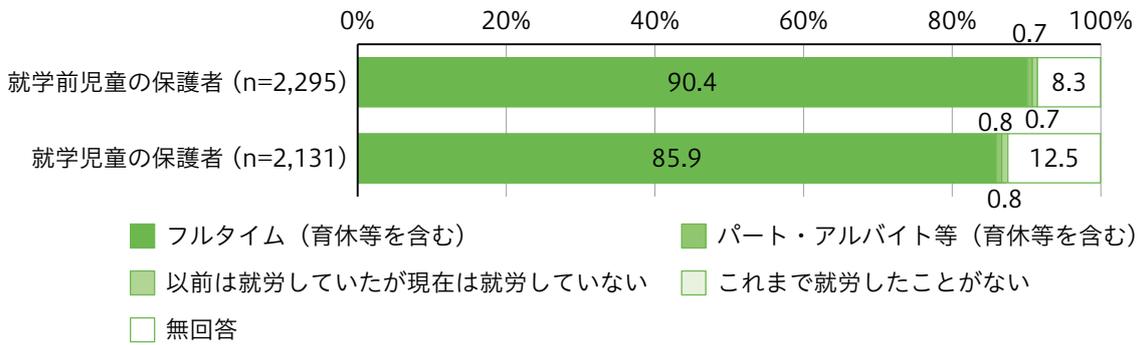


図8-4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童、就学児童（小学1～4年生）の保護者）  
ニーズ調査結果から算出された世帯類型

|   | 現在    |      | 潜在    |      |
|---|-------|------|-------|------|
|   | 実数    | 割合   | 実数    | 割合   |
| タイプA ひとり親                                 | 168   | 0.08 | 168   | 0.08 |
| タイプB フルタイム×フルタイム                          | 1,115 | 0.51 | 1,188 | 0.55 |
| タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+60時間～120時間の一部) | 309   | 0.14 | 293   | 0.13 |
| タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+60時間～120時間の一部)  | 204   | 0.09 | 243   | 0.11 |
| タイプD 専業主婦(夫)                              | 369   | 0.17 | 274   | 0.13 |
| タイプE パート×パート(双方月120時間以上+60時間～120時間の一部)    | 2     | 0.00 | 3     | 0.00 |
| タイプE' パート×パート(いずれかが60時間未満+60時間～120時間の一部)  | 1     | 0.00 | 1     | 0.00 |
| タイプF 無業×無業                                | 5     | 0.00 | 3     | 0.00 |
| 全体  | 2,173 | 1.00 | 2,173 | 1.00 |

※潜在とは、保護者の就労希望や保育等の利用を考慮したものの

図8-5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者）  
育児休業の取得状況（調査対象児童が生まれたとき）

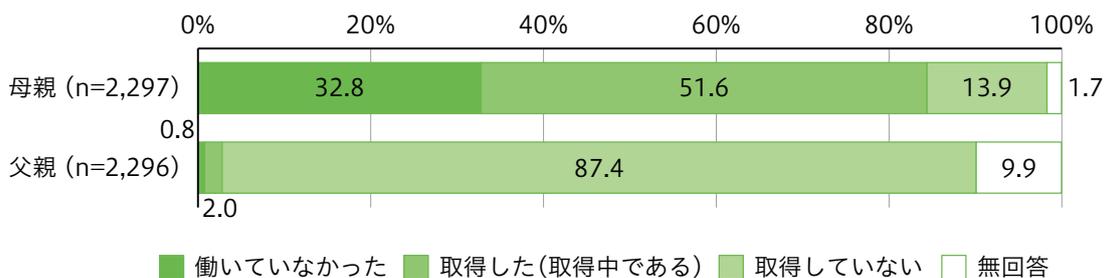
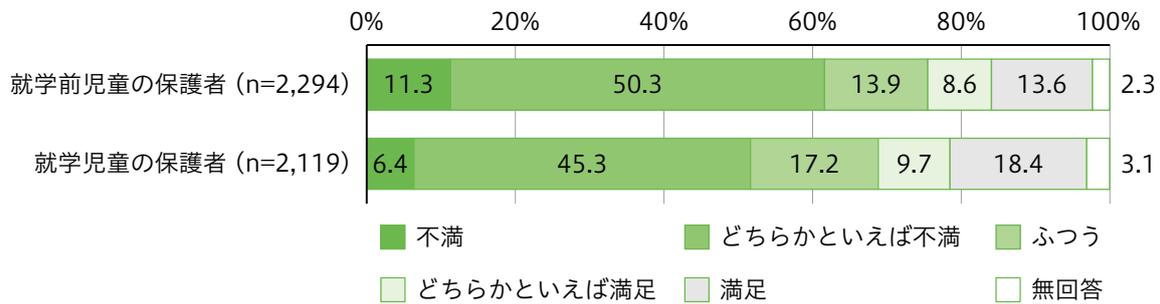


図8-6 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童、就学児童（小学1～4年生）の保護者）  
市の子育ての環境や支援についての満足度



## (1) 子育て支援体制の強化

### ①子どもや母親の健康の確保

- 妊娠初期から出産、乳児期および幼児期の健康教育、健康相談、健康診査、療育指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携のもと、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- 伝染性疾病の予防のため、子どもの予防接種の積極的な推進に努めます。

### ②食育の推進

- 食を通じて子どもの生きる力を育むとともに、学校・幼稚園・保育園・認定こども園、地域、生産者・事業者、行政が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、情報提供や正しい知識の普及に努めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みを推進します。
- 保育園や小・中学校の給食において、花巻地方や県内で生産された農産物を食材として取り入れ、その季節の伝統食を提供するなど、引き続き地産地消を推進します。
- 安定的な学校給食の提供のため、老朽化が著しい施設について計画的な改修を行います。

### ③思春期保健対策の充実

- 思春期を迎える小・中学校期における児童・生徒やそれを支援する教職員を対象とした各種検診の実施を通じて心身の健康保持に努めるとともに、家庭や関係機関（医師会、学校保健会等）と連携した健康教育の充実に努めます。
- 思春期における喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、食習慣・性感染症等に関する教育・相談・情報提供等の充実に努めます。

#### ④良質な住宅の確保

- 住環境が悪く子育てに支障がある場合等における公営住宅の提供や、住宅の改修、購入に係る各種支援策等に関する情報の提供に努めます。

#### ⑤安全な生活環境の確保

- 空間放射線量の計測・公表や市民から持ち込まれる食品などに含まれる放射性物質の濃度を測定し、市民の不安の速やかな解消に努めます。

#### ⑥安全な道路交通環境の整備

- 子どもや子育て家族が安心して利用できる安全・快適な交通環境の整備を推進します。

#### ⑦安心して外出できる環境の整備

- 妊産婦や乳幼児連れの親等をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物等におけるバリアフリー化や公共交通車両の低床車両の導入を推進するとともに、不特定多数の人が利用する施設における授乳コーナー等の設置を推進します。
- 子育て家庭が出かけやすい環境となるよう、岩手県が推進している「i・ファミリー・サービス事業（いわて子育て応援の店）」などへの協賛を呼びかけます。
- 乳幼児連れの保護者が安心して行事やイベント等参加できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ交換などができる場として移動式赤ちゃんの駅の貸し出しを行います。

#### ⑧安全・安心なまちづくりの推進

- 施設の防犯設備の整備促進に関する広報・啓発活動を推進するとともに、各種行事（イベント）・祭り等における街頭指導・補導活動を継続実施します。

#### ⑨仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めます。
- 育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のため弾力的な勤務時間が選択できるなど、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制など、育児・介護休業制度の普及を関係機関と連携して促進します。

## ⑩仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立ができるよう、各種育児支援制度の情報提供に努めます。

## ⑪経済的負担の軽減

- 子育て支援を推進するため、3歳未満児の保育料および3歳以上児の給食に係る副食材料費の負担の軽減を図ります。
- 学童クラブを利用する要保護・準要保護世帯、ひとり親世帯、きょうだい同時入所世帯および障がい児のいる世帯の学童クラブ保育料を減免し、負担の軽減を図ります。
- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。
- ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。
- 乳幼児・小学生・中学生・高校生・心身障がい児・妊産婦・重度心身障がい者およびひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成事業を継続します。
- 経済的な理由で修学が困難な高校生および大学生等へ奨学金を貸与し、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大および保護者の負担軽減に努めます。
- 諸事情により生活が困窮する世帯（要保護および準要保護世帯）の小中学生の教育費に対し、就学援助費を支給します。

## ⑫ひとり親の自立支援の推進

- 生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な助言や指導を行い、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関と連携しながら、迅速な対応を図ります。
- ひとり親家庭の生計の安定に向けた資格取得や就業への支援に努めます。
- ひとり親家庭に対して、貸付等の情報提供を行い、経済的助成と児童福祉を推進します。

## ⑬発達相談・支援の充実

- 乳幼児健康診査を通じて子どもの発達の遅れや障がいを早期に発見して、適切な指導を行うため、関係機関の密接な連携のもとに、個々の実態に即したきめ細やかで、継続的な支援に取り組めます。
- 「こども発達相談センター」の発達相談や親子教室などを通じて、就学前児童の早期療育事業の充実を図ります。
- 専任の教育相談員による教育相談などを通じて、就学後の児童・生徒の特別支援教育に取り組めます。

## ⑭障がい児福祉サービスの充実

- 地域の障がい児のための療育の場である児童発達支援（イーハトーブ養育センター等）や放課後等デイサービス等の充実に向けた支援に努めます。

## ⑮子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- 思いやりの心、豊かな感性、主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、自然体験活動、地域における生活体験や豊富な社会体験、伝統芸能活動、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子どもたちの学習機会の充実に努めます。
- 発達障がいのある児童生徒については、ふれあい共育推進員の配置等により個に応じた適切な教育的支援を行います。
- 心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や教育相談員およびスクールカウンセラーによる教育相談を実施するほか、不登校傾向を示す児童生徒については、生徒支援員および適応指導教室を核とした教育相談体制の充実を図り回復できるように努めます。
- 学校や保護者を福祉や保健、警察関係につなぐ、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決に努めます。
- 社会に開かれた学校づくりを進め、地域・保護者・学校の連携・協働により子どもの成長を支える環境づくりを目指し、学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）を推進します。
- 仲間づくりや集団活動をとおして社会性と「生きる力」を育むため、地域・家庭と学校との連携を密にし、子ども同士が交流する場や互いに競い合う等の機会を創出するとともに、必要な地域では、望ましい人数の規模での学校整備を長期計画のもとに進めます。

## (2) 保育サービスの充実

### ①地域における子育て支援サービスの充実

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等の利用者支援に努めます。
- 子育て支援に関する総合的な情報提供を行うホームページなどにより、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 子育て支援の総合相談機能としての「こどもセンター」の充実を図り、総合的な子育て支援に努めます。
- 地域子育て支援センターにおいて、乳幼児およびその保護者が交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うなど、子育ての不安感や負担感の緩和に努めます。
- 育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員とした「ファミリー・サポート・センター」の会員登録数の拡大を図り、地域の子育て援助システムの充実に努めます。
- 教育・保育施設等に入所していない親子の遊び場や交流、情報交換の場として、園庭などの開放に努めます。
- 保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となった児童の児童福祉施設等での短期預かり支援等の利用促進に努めます。
- 児童が病気の回復期で、集団保育が困難である期間など児童を一時的に預かる「病後児保育」を実施し、保護者の支援に努めます。

### ②保育サービスの充実

- 保護者の保育ニーズに適切に対応する保育施設および地域型保育事業所の定員確保のため、従事する保育士の確保を図り、保育体制の拡充に努めます。
- 働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育等の充実および拡充に努めるとともに、特定保育、夜間保育および休日保育は需要の動向を見極めながら実施の必要性について検討してまいります。
- 地域と連携した、特色ある保育施設等の運営を実施するため、地域住民との世代間交流事業を始めとする地域活動事業の充実に努めます。

## (3) 地域における子育て支援の推進

### ①子育て支援のネットワークづくり

- 市民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催により、子育てに関する意識啓発等を推進します。
- 子育てサークル等の活動交流の場づくりを進めるとともに、ネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。
- 子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の資質の向上を図り、民生・児童委員、主任児童委員の連携のもと、地域での子育て支援の充実に努めます。

### ②学童クラブの充実

- 保護者が就労等により昼間不在となる家庭の児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して実施する学童クラブ（放課後児童健全育成事業）について、ニーズに応じた適切な運営体制の拡充に努めるとともに、放課後子ども総合プランの趣旨に基づき、学校や地域と連携した活動を推進します。

### ③子どもの健全育成

- 異年齢児、他地域等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ・交流活動等の支援を推進するとともに、優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充に努めます。
- 子どもが安全に遊べる空間として、体育館や運動場等の学校施設の開放を継続します。
- 花巻市少年センターの街頭補導活動や「安心・安全なまちづくり大会」等の開催を通じて、警察、学校、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、少年非行の防止および青少年の健全育成に努めます。

### ④子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校等関係団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止の啓発活動を推進します。
- 子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、各交通安全関係団体との連携を強化しながら、交通安全意識の高揚に努めます。

## ⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 児童生徒の登下校における緊急避難場所である「子ども110番の家」や「トラック子ども110番」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供し、「地域の子どもは地域で守る」「犯罪が起きにくい地域社会をつくる」などの意識の高揚を図りながら、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。
- スクールガードリーダーを配置し、地域ぐるみで安全の確保に努めます。

## ⑥被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校や関係機関と連携したきめ細かで総合的な援助を行います。

## ⑦子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機、レンタル店等で販売・貸付される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体と連携・協力して、有害環境の実態調査や販売店に対する自主的措置の働きかけを行います。
- 携帯型デジタル機器等による様々なトラブルを防止するため、花巻市小学校・中学校・高等学校生徒指導連絡協議会が作成した「花巻市内小学校・中学校・高等学校情報機器使用ガイドライン」の啓発やノーメディアデーなど、家庭や地域と連携した情報モラル教育を推進します。

# (4) 児童虐待防止対策の充実

## ①児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の早期発見のため、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、民生・児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。
- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導および援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

## 8-2 家庭の教育力向上

### 【現況と課題】

- 保護者の就労形態の多様化、核家族化が進んでおり、子どもの日常生活を把握する機会や経験豊かな祖父母などから子育てを学ぶ機会が減少しています。家庭の教育力を高め、就学前教育の充実を図るには、保護者や保育園等のほか、小学校や地域の理解と協力が必要であり連携して進めていく必要があります。

### (1) 家庭の教育力向上

#### ①次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くことおよび子どもを産み育てることの意義に関し、家庭や学校、地域において各分野が連携しながら啓発事業の取り組みを推進します。
- 子育ての素晴らしさや、家族のきずななどが大切な価値として共有される社会を目指し、青少年に対して少子化問題や結婚についての意識啓発や情報提供に努めます。

#### ②家庭や地域の教育力の向上

- 子育てを支援する学習機会や情報提供に努めます。
- 子育てに係る課題を共有しながら、解決を図る交流機会を設置するとともに、相談体制の充実に努めます。
- 教育振興運動推進協議会等と連携し、地域の教育力を高める活動を支援します。
- 親とのスキンシップ・きずなを深めるブックスタート事業を継続実施します。

## 8-3 就学前教育の充実

### 【現況と課題】

- 公立保育園・幼稚園園舎の老朽化を踏まえ、計画に基づいた公立保育園・幼稚園の維持補修、定期的な施設・設備点検等を進めていくことが必要です。
- 保育園や幼稚園等の職員の資質の向上と保育・教育力の底上げを図るため、保育者育成指標をもとに実態に即した研修体制の構築が求められています。
- 市の就学前教育プログラムの周知とともに、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校等が連携した研修や小学校の体験入学など、就学前教育の充実を目指すことが重要です。

### (1) 保育・教育環境の充実

#### ① 保育施設・設備等の充実

- 老朽化した保育施設・設備等の計画的な整備充実に努めます。
- 「花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針」に基づき、少子化や地域の実情を踏まえながら統廃合を通じた公立園の適正配置を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応など、多様な保育・幼児教育を推進します。

### (2) 就学前教育の充実

#### ① 幼児教育における支援の充実

- 未就園児の親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する相談や情報交換する場を提供する子育て支援活動の促進に努めます。
- 3歳未満児・障がい児の受け入れや預かり保育を推進します。
- 老人施設の訪問によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、世代間の交流を推進します。
- 子どもの発達や学びの連続性を意識した保育・教育となるよう、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との合同研修の開催など、保幼小の連携を推進します。

## ②就学前教育の充実

- 市内すべての保育・幼児教育施設、小学校および関係機関が、花巻市が目指す子ども像である「元気な子ども」「やさしい子ども」「考える子ども」を共有して保育・教育を行い就学前の子どもの心身共に健全な育成を推進します。
- 就学前教育振興会議において乳幼児の保育・教育について課題を共有し、改善の方向を探り、指導の充実に努めます。
- 子どもの発達や学びの連続性を捉えた保育・教育となるよう、幼児期後期から小学校入門期における「保幼小接続期のカリキュラム」の活用や保育・幼児教育施設と小学校との合同研修の開催など、保幼小の連携を推進し、幼児教育と小学校の教育のスムーズな接続に努めます。
- 「保幼小接続期のカリキュラム」をもとに、さらに見通しを持った取り組みとなるよう小学校への「アプローチカリキュラム」および入学後の「スタートカリキュラム」を普及し、指導の充実に努めます。
- 幼児ことばの教室事業やニコニコチャレンジ事業などを実施し、家庭と連携した支援の充実に努めます。

# 第9章

## 計画の推進

### 9-1 成果指標

上位計画に当たる花巻市まちづくり総合計画（第3期中期プラン：2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）との整合を図り、本計画の成果指標を次のように設定します。

なお、第3期中期プランは2023（令和5）年度が最終年度となるため、新たな計画の策定に合わせて本計画の成果指標も見直しを行うものとします。

表9-1 花巻市まちづくり総合計画（第3期中期プラン）における成果指標

| 該当する<br>本計画の章        | 指標名  | 基準値<br>2018<br>(H30)年 | 2020<br>(R2)年 | 2021<br>(R3)年 | 2022<br>(R4)年 | 2023<br>(R5)年 |
|----------------------|--|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第4章<br>地域福祉の<br>推進   | 住民同士で助け合える風土があると感じる市民の割合(%)                  | 55.2                  | -             | -             | -             | 80.0          |
|                      | 身近に相談できる人や機関がある市民の割合(%)                      | 67.2                  | 67.8          | 68.1          | 68.4          | 68.7          |
|                      | 悩みや問題を抱えたときに相談できるところ(場所や人)を知っている市民の割合(%)     | 72.8                  | 74.0          | 74.5          | 75.0          | 75.5          |
| 第5章<br>高齢者福祉の<br>充実  | 生きがいを持って暮らしている高齢者の割合(%)                      | 77.4                  | 78.4          | 78.9          | 79.4          | 79.9          |
|                      | 高齢者が必要なときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合(%)          | 67.4                  | 72.5          | 73.0          | 73.5          | 74.0          |
| 第6章<br>障がい者福祉<br>の充実 | 障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合(%)                   | 83.0                  | 87.8          | 88.5          | 89.2          | 90.0          |
|                      | 障がいへの理解が進んでいると思う市民の割合(%)                     | 35.3                  | 34.5          | 35.5          | 36.5          | 37.5          |
| 第7章<br>健康づくり<br>の推進  | 自分自身が心身共に健康であると思う市民の割合(%)                    | 59.6                  | -             | -             | -             | 61.0          |
|                      | 食事に気をつけている市民の割合(%)                           | 55.6                  | 62.4          | 62.4          | 50.6          | 50.6          |
|                      | 健康増進のために意識的に運動をしている市民の割合(%)                  | 33.9                  | 34.0          | 35.0          | 36.0          | 37.0          |
|                      | 定期的に健康診断などを受けている市民の割合(%)                     | 76.1                  | 76.5          | 76.7          | 76.9          | 77.0          |
|                      | 妊婦一般健康診査受診率(%)                               | 98.4                  | 100.0         | 100.0         | 100.0         | 100.0         |
|                      | 乳幼児健康診査受診率(%)                                | 99.4                  | 100.0         | 100.0         | 100.0         | 100.0         |
|                      | かかりつけ医を持っている市民の割合(%)                         | 78.8                  | 79.0          | 80.0          | 80.0          | 80.0          |
|                      | かかりつけ歯科医を持っている市民の割合(%)                       | 78.0                  | 79.0          | 80.0          | 80.0          | 80.0          |
| 第8章<br>子育て環境<br>の充実  | 子育てしやすいまちだと感じる市民の割合(%)                       | 62.5                  | -             | -             | -             | 66.0          |
|                      | 市の子育て相談体制に満足している保護者の割合(%)                    | 89.0                  | 90.0          | 90.0          | 90.0          | 90.0          |
|                      | 保育所の待機児童数(人)                                 | 88                    | 0             | 0             | 0             | 0             |
|                      | 基本的な生活習慣が身についている子どもの割合(%)                    | 79.2                  | 80.0          | 80.0          | 80.0          | 80.0          |
|                      | 小学校1年生が入門期となる4～5月の学校生活に適應できていると捉えている学校の割合(%) | 89.4                  | 88.0          | 89.0          | 89.0          | 90.0          |

※花巻市まちづくり総合計画（第3期中期プラン）

## 9-2 推進体制

### (1) 市の推進体制

「誰もが慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、安心していきいきと暮らせるまち」の実現のため、担当部門にとらわれず各関係機関と情報交換を行い、施策の積極的な展開を図ります。

### (2) 関係団体との協働による推進

他の保健・福祉に関連する個別計画の協議会等と意見交換を行い、具体的事務事業の展開に反映させていきます。

### (3) 市民との協働

計画の推進に当たっては行政評価により各施策の進捗状況を公表するとともに、市政懇談会や市民アンケートにより市民ニーズの把握に努めます。

## 9-3 計画の点検・評価の方針

毎年度実績を把握し、保健福祉の動向や花巻市保健福祉総合計画策定委員会の意見を踏まえた上で、PDCAサイクル「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」のプロセスを用いて計画の進捗状況の点検、評価を行います。

また、点検・評価の結果、必要に応じて施策の見直し等を行います。

図9-1 PDCAサイクル



## 花巻市保健福祉総合計画策定委員会

### (1) 設置要綱

#### 花巻市保健福祉総合計画策定委員会設置要綱

平成23年 8月31日告示第293号

改正 平成26年 3月28日告示第72号

#### (設置)

第1条 花巻市保健福祉総合計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を審議するため、花巻市保健福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民に関する団体の代表者
- (2) 保健医療・福祉に関する団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

#### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員長は、計画の策定に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第72号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

任期：令和4年6月22日から計画策定日まで

| No. | 区分                    | 所属団体・役職             | 氏名      |
|-----|-----------------------|---------------------|---------|
| 1   | 地域住民に関する<br>団体の代表者    | 花巻市区長会 会長           | 富澤 正一   |
| 2   |                       | 花巻地区保護司会 会長         | 小野寺 俊美  |
| 3   | 保健医療・福祉に<br>関する団体の代表者 | 花巻市保健推進委員協議会 会長     | 菊池 初江   |
| 4   |                       | 花巻市社会福祉協議会 会長       | ○ 高橋 照幸 |
| 5   |                       | 花巻市介護支援専門員連絡協議会 会長  | 峯村 諭    |
| 6   |                       | 花巻市医師会 会長           | 中舘 一郎   |
| 7   |                       | 花巻私立幼稚園協議会 理事       | 高橋 きぬ代  |
| 8   |                       | 花巻市歯科医師会 副会長        | 多田 建造   |
| 9   |                       | 花巻市地域婦人団体協議会 会長     | 佐藤 洋子   |
| 10  |                       | 花巻市身体障害者福祉協会 東和支部理事 | 菊池 靖代   |
| 11  |                       | 花巻市民生委員児童委員協議会 副会長  | 小原 幸子   |
| 12  |                       | 花巻市地域自立支援協議会 会長     | 三井 信義   |
| 13  |                       | 花巻市法人立保育所協議会 会長     | 打田 修子   |
| 14  |                       | 花巻市ケアサービス事業所連絡協議会   | 藤本 祥子   |
| 15  | 知識経験を有する者             | 富士大学 教授             | ◎ 影山 一男 |

◎：委員長、○：副委員長

順不同

## 計画策定の経過

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 令和2年 |     |  |
| 10月  |     | 「花巻市地域福祉計画」策定のための市民アンケート調査                                   |
| 令和3年 |     |  |
| 1月   |     | 地域福祉に関するアンケート調査（地域活動団体）                                      |
| 2月   |     | 地域福祉に関するアンケート調査（民生委員・児童委員）                                   |
| 9月   |     | 庁内関係課ヒアリング   |
| 令和4年 |     |  |
| 6月   | 22日 | 第1回 花巻市保健福祉総合計画策定委員会<br>委員委嘱、会長・副会長の選任<br>花巻市保健福祉総合計画の概要について |
| 6月   | 23日 | 議員説明会<br>花巻市保健福祉総合計画の概要について                                  |
| 7月   | 13日 | 第2回 花巻市保健福祉総合計画策定委員会<br>花巻市保健福祉総合計画（素案）について                  |
| 7月   | 20日 | パブリックコメントの実施<br>花巻市保健福祉総合計画（素案）についての意見募集                     |
| 8月   | 19日 |  |
| 9月   | 8日  | 議員説明会<br>花巻市保健福祉総合計画（素案）について                                 |
| 9月   | 22日 | 第3回 花巻市保健福祉総合計画策定委員会<br>花巻市保健福祉総合計画（案）について                   |



# 花巻市保健福祉総合計画

2022(令和4)年9月

---

発行 : 花巻市

編集 : 花巻市 健康福祉部 地域福祉課

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

TEL 0198-24-2111(代表)

ホームページ <https://www.city.hanamaki.iwate.jp/>

---

